工　事　設　計　書

工事設計書のダウンロードにあたって

　知り得た情報は、関東地方整備局以外の者の権利を含む場合があるため、ダウンロードを行った個人又は法人における１次利用に限るものとし、有償無償に関わらず「第三者への提供行為※」を行わないでください。

※「他の第三者への提供行為」・・・PDFデータのまま、あるいは、紙に出力して等の手段に関わらず、ダウンロードを行った個人又は法人以外の他者による２次利用につながる一切の行為を指します。

国土交通省　関東地方整備局
大宮国道事務所

鏡

１．工事名

工事名	Ｒ８国道１７号本庄道路忍保川第１橋下部工事
工事地名	埼玉県児玉郡上里町神保原町地先

２．工事内容

１）	発注年月	令和 8年 7月	１２）	設 計 年 月	令和 8年 8月
２）	事務所名	大宮国道事務所　計画課	１３）	機械損料一括補正	0　　労務費一括割増　　0%
３）	工事番号	2026070008	１４）	単価適用年月	2026年 8月
４）	契約区分	国債（翌債を含む）の分任官	１５）	歩掛適用年月	2026年 8月
５）	変更回数	0回	１６）	前請負工事費	0
６）	主 工 種	河川・道路構造物工事	１７）	前請負代金額	0
７）	工 事 量	一式	１８）	調 整 区 分	0
８）	工　　期	261日間　自　令和 8年10月 1日	１９）	共通仮設費対象額	
		（当初）　至　令和 9年 6月18日	２０）	現場管理費対象額	
		（ 0回変更）　至　年 月 日	２１）	一般管理費等対象額	
９）	施 工 県	埼玉県	２２）	処 分 費 等	197,400
１０）	地　　区	熊谷地区	２３）	公 告 日	令和 8年 7月22日
１１）	河川・路線	一般国道１７号	２４）	入 札 締 切 日	年 月 日

３．予算科目

1)　予算科目：	2)　目：	3)　目の細分：	4)　事業名：

設計内訳書

工事名	Ｒ８国道１７号本庄道路忍保川第１橋下部工事　（当　初）	事業区分	道路新設･改築
		工事区分	橋梁下部

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
橋梁下部		式	1		105,561,919			
橋台工 A1橋台(下り線)		式	1		102,302,799			
作業土工		式	1		1,087,544			
床掘り	土砂	m3	580	396.7	230,086			単-1号
土砂等運搬	土砂(岩塊･玉石混り土含む)	m3	580	435.5	252,590			単-2号
整地	残土受入れ地での処理	m3	580	135.8	78,764			単-3号
埋戻し		m3	220	1,143	251,460			単-4号
積込(ﾙｰｽﾞ)	土砂	m3	240	255.6	61,344			単-5号
土砂等運搬	土砂(岩塊･玉石混り土含む)	m3	240	435.5	104,520			単-6号
基面整正		m2	210	518	108,780			単-7号
場所打杭工		式	1		47,252,182			
場所打杭	杭径 1500mm 杭長(設計長) 16.5m	本	16	2,893,000	46,288,000			単-8号

設計内訳書

工事名	Ｒ８国道１７号本庄道路忍保川第１橋下部工事　（当　初）	事業区分	道路新設･改築
		工事区分	橋梁下部

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
積込(ﾙｰｽﾞ)	土砂	m3	500	350.3	175,150			単-9号
整地		m3	500	135.8	67,900			単-10号
土砂等運搬	土砂(岩塊･玉石混り土含む)	m3	500	737	368,500			単-11号
殻積込	ｺﾝｸﾘｰﾄ殻(無筋)	m3	42	1,337	56,154			単-12号
殻運搬	ｺﾝｸﾘｰﾄ殻(無筋)	m3	42	2,359	99,078			単-13号
殻処分	ｺﾝｸﾘｰﾄ殻(無筋)	m3	42	4,700	197,400			単-14号
橋台躯体工		式	1		53,963,073			
均しｺﾝｸﾘｰﾄ	敷厚 10ｃｍ 18-8-25(20)高炉 W/C指定無し	m2	210	3,126	656,460			単-15号
ｺﾝｸﾘｰﾄ	24-12-25(20)(高炉)	m3	786	26,580	20,891,880			単-16号
鉄筋	SD345 D13	t	1.16	353,900	410,524			単-17号
鉄筋	SD345 D16～D25	t	35.22	257,100	9,055,062			単-18号
鉄筋	SD345 D29～D32	t	43.28	236,800	10,248,704			単-19号

設計内訳書

工事名	Ｒ８国道１７号本庄道路忍保川第１橋下部工事	（当　初）	事業区分	道路新設･改築
			工事区分	橋梁下部

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
型枠	一般型枠	m2	690	10,790	7,445,100			単-20号
支保	くさび結合 f≦40kN/m2[t≦120cm]	空m3	25	4,090	102,250			単-21号
支保	ﾊﾟｲﾌﾟｻﾎﾟｰﾄ支保 f≦40kN/m2[t≦120cm]	空m3	17	5,625	95,625			単-22号
足場	安全ネット必要	掛m2	700	5,709	3,996,300			単-23号
支承箱抜き	Φ250	m	10	1,072	10,720			単-24号
銘板	鋳物銅合金地金 600x400	箇所	1	175,000	175,000			単-25号
ｺﾝｸﾘｰﾄ保護塗装	CC-B	m2	108	8,106	875,448			単-26号
仮設工		式	1		3,259,120			
土留･仮締切工		式	1		1,459,120			
鋼矢板	A1橋台(下り線) III型 平均鋼矢板長さ 9.5m 鋼矢板打込長 9m 平均鋼矢板引抜長 9m	枚	23	63,440	1,459,120			単-27号
交通管理工		式	1		1,800,000			

設計内訳書

工事名	Ｒ８国道１７号本庄道路忍保川第１橋下部工事　（当　初）	事業区分	道路新設･改築
		工事区分	橋梁下部

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
交通誘導警備員 B	昼間勤務	人日	100	18,000	1,800,000			単-28号
直接工事費		式	1		105,561,919			
共通仮設費		式	1		17,463,927			
共通仮設費		式	1		7,097,927			
運搬費		式	1		6,212,702			
重建設機械分解組立輸送費	全回転型ｵｰﾙｹｰｼﾝｸﾞ掘削機	回	1	3,494,000	3,494,000			単-29号
重建設機械分解組立輸送費	ｸﾛｰﾗｸﾚｰﾝ(場所打杭)	回	1	1,278,000	1,278,000			単-30号
重建設機械分解組立輸送費	ｸﾛｰﾗｸﾚｰﾝ(鋼矢板打込)	回	1	1,278,000	1,278,000			単-31号
仮設材運搬費	鋼矢板	t	13.1	12,420	162,702			単-32号
技術管理費		式	1		64,225			
道路施設基本ﾃﾞｰﾀ作成費用		式	1		64,225			内-1号
現場環境改善費（率計上）		式	1		821,000			

設計内訳書

工事名	Ｒ８国道１７号本庄道路忍保川第１橋下部工事　（当　初）	事業区分	道路新設･改築
		工事区分	橋梁下部

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
共通仮設費（率計上）		式	1		10,366,000			
純工事費		式	1		123,025,846			
現場管理費		式	1		35,333,000			
工事原価		式	1		158,358,846			
一般管理費等		式	1		27,451,154			
工事価格		式	1		185,810,000			
消費税相当額		式	1		18,581,000			
工事費計		式	1		204,391,000			

一式当たり内訳書

道路施設基本ﾃﾞｰﾀ作成費用

第　1号内訳書

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
道路施設基本ﾃﾞｰﾀ作成費用	技術員１．７５人	式	1		64,225			
合　計					64,225			

１次単価表

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－1号	床掘り	土砂	単位	m3	数量	1	単価	396.7

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
床掘り	土砂 標準 自立式 有り	ｍ３	1	396.7	396.7	
計					396.7	
単価					396.7	円／m3

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－2号	土砂等運搬	土砂(岩塊･玉石混り土含む)	単位	m3	数量	1	単価	435.5

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土砂等運搬	標準 ﾊﾞｯｸﾎｳ ﾊﾞｹｯﾄ容量0.8m3 土砂(岩塊･玉石混り土含む) 無し 0.3km以下	ｍ３	1	435.5	435.5	
計					435.5	
単価					435.5	円／m3

１次単価表

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－3号	整地	残土受入れ地での処理	単位	m3	数量	1	単価	135.8

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
整地	残土受入れ地での処理	ｍ３	1	135.8	135.8	
計					135.8	
単価					135.8	円／m3

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－4号	埋戻し		単位	m3	数量	1	単価	1,143

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
埋戻し	最大埋戻幅4m以上	ｍ３	1	1,143	1,143	
計					1,143	
単価					1,143	円／m3

１次単価表

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－5号	積込(ﾙｰｽﾞ)	土砂	単位	m3	数量	1	単価	255.6

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
積込 (ルーズ)	土砂 土量50,000m3未満	ｍ３	1	255.6	255.6	
計					255.6	
単価					255.6	円／m3

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－6号	土砂等運搬	土砂(岩塊･玉石混り土含む)	単位	m3	数量	1	単価	435.5

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土砂等運搬	標準 ﾊﾞｯｸﾎｳ ﾊﾞｹｯﾄ容量0.8m3 土砂(岩塊･玉石混り土含む) 無し 0.3km以下	ｍ３	1	435.5	435.5	
計					435.5	
単価					435.5	円／m3

１次単価表

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－7号	基面整正		単位	m2	数量	1	単価	518

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
基面整正		ｍ２	1	518	518	
計					518	
単価					518	円／m2

１次単価表

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－8号	場所打杭	杭径 1500ｍｍ 杭長(設計長) 16.5m	単位	本	数量	1	単価	2,893,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
【場所打ち杭本体】						
全回転式オールケーシング工	1,500mm 17.986m 0m 0m 0m 0m 0m 16.5m 生ｺﾝｸﾘｰﾄ各種	本	1	1,946,000	1,946,000	
鉄筋工　加工・組立	組立 場所打ち杭の鉄筋かご SD345 D13	t	0.03	117,800	3,534	
鉄筋工材料費	SD345 D13 ﾛｽ率+0.03 0.03x1.03=0.03	t	0.03	118,000	3,540	
鉄筋工　加工・組立	組立 場所打ち杭の鉄筋かご SD345 D16～D25	t	1.263	89,790	113,404.77	
鉄筋工材料費	SD345 D16～D25 ﾛｽ率+0.03 1.263x1.03=1.300	t	1.3	116,000	150,800	
鉄筋工　加工・組立	組立 場所打ち杭の鉄筋かご SD345 D35	t	2.734	48,380	132,270.92	
鉄筋工材料費	SD345 D35 ﾛｽ率+0.03 2.734x1.03=2.816	t	2.816	120,000	337,920	
杭頭処理	1,500mm	本	1	35,500	35,500	
【無溶接工法】						
補強リング材料費	等辺山形鋼 L-65x65x6	t	0.149	109,000	16,241	

１次単価表

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－8号	場所打杭	杭径 1500ｍｍ 杭長(設計長) 16.5m	単位	本	数量	1	単価	2,893,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
補強リング曲げ加工費	等辺山形鋼 30kg未満	箇所	7	7,200	50,400	
補強リング穴あけ加工費	等辺山形鋼	箇所	308	100	30,800	
補強リング固定用Ｕボルト材料費	鉄筋D25用 ナット2個含む	個	28	260	7,280	
補強リング固定用Ｕボルト材料費	鉄筋D35用 ナット2個含む	個	126	280	35,280	
スペーサー固定金具材料費	平鋼 FB-4.5x32	t	0.005	151,000	755	
スペーサー固定金具穴あけ加工費	平鋼	箇所	120	100	12,000	
スペーサー固定用Ｕボルト材料費	鉄筋D25用 ナット2個含む	個	16	260	4,160	
スペーサー固定用Ｕボルト材料費	鉄筋D35用 ナット2個含む	個	44	280	12,320	
計					2,892,205.69	
単価					2,893,000	円／本

１次単価表

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－9号	積込(ﾙｰｽﾞ)	土砂	単位	m3	数量	1	単価	350.3

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
積込（ルーズ）	土砂 平均施工幅1m以上2m未満	ｍ３	1	350.3	350.3	
計					350.3	
単価					350.3	円／m3

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－10号	整地		単位	m3	数量	1	単価	135.8

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
整地	残土受入れ地での処理	ｍ３	1	135.8	135.8	
計					135.8	
単価					135.8	円／m3

１次単価表

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－11号	土砂等運搬	土砂(岩塊･玉石混り土含む)	単位	m3	数量	1	単価	737

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土砂等運搬	標準 ﾊﾞｯｸﾎｳ ﾊﾞｹｯﾄ容量0.45m3 土砂(岩塊･玉石混り土含む) 無し 0.5km以下	ｍ３	1	737	737	
計					737	
単価					737	円／m3

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－12号	殻積込	ｺﾝｸﾘｰﾄ殻(無筋)	単位	m3	数量	1	単価	1,337

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
積込（コンクリート殻）	全ての費用	ｍ３	1	1,337	1,337	
計					1,337	
単価					1,337	円／m3

１次単価表

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－13号	殻運搬	ｺﾝｸﾘｰﾄ殻(無筋)	単位	m3	数量	1	単価	2,359

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
殻運搬	ｺﾝｸﾘｰﾄ(無筋)構造物とりこわし 機械積込 有り 10.9km以下 全ての費用	ｍ３	1	2,359	2,359	
計					2,359	
単価					2,359	円／m3

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－14号	殻処分	ｺﾝｸﾘｰﾄ殻(無筋)	単位	m3	数量	1	単価	4,700

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
処分費（ｍ３）		ｍ３	1	4,700	4,700	
計					4,700	
単価					4,700	円／m3

１次単価表

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－15号	均しｺﾝｸﾘｰﾄ	敷厚 10ｃｍ 18-8-25(20)高炉 W/C指定無し	単位	m2	数量	210.4	単価	3,126

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
コンクリート	無筋･鉄筋構造物 ｺﾝｸﾘｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ車打設 各種 10m3以上100m3未満 一般養生 延長無し 全ての費用	ｍ３	21	29,770	625,170	
型枠	一般型枠 均しｺﾝｸﾘｰﾄ	ｍ２	5.9	5,491	32,396.9	
計					657,566.9	
単価					3,126	円／m2

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－16号	ｺﾝｸﾘｰﾄ	24-12-25(20)(高炉)	単位	m3	数量	1	単価	26,580

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
橋台・橋脚コンクリート打設	24-12-25(20)(高炉) 一般養生 無 無	ｍ３	1	26,580	26,580	
計					26,580	
単価					26,580	円／m3

１次単価表

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－17号	鉄筋	SD345 D13	単位	t	数量	1.166	単価	353,900

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
鉄筋工　加工・組立	組立 一般構造物 SD345 D13 標準	t	1.166	157,300	183,411.8	
鉄筋工材料費	SD345 D13 ﾛｽ率+0.03 1.166x1.03=1.200	t	1.2	118,000	141,600	
機械式鉄筋定着加工費	3,000本未満 D13 2m以下	箇所	292	300	87,600	
計					412,611.8	
単価					353,900	円／t

１次単価表

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－18号	鉄筋	SD345 D16～D25	単位	t	数量	35.222	単価	257,100

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
鉄筋工　加工・組立	組立 一般構造物 SD345 D16～D25 標準	t	35.222	129,500	4,561,249	
鉄筋工材料費	SD345 D16～D25 ﾛｽ率+0.03 35.222x1.03=36.278	t	36.278	116,000	4,208,248	
機械式鉄筋定着加工費	3,000本未満 D16 2m以下	箇所	84	340	28,560	
機械式鉄筋定着加工費	3,000本未満 D16 2m超4m以下	箇所	28	425	11,900	
機械式鉄筋定着加工費	3,000本未満 D19 2m超4m以下	箇所	161	505	81,305	
機械式鉄筋定着加工費	3,000本未満 D22 2m超4m以下	箇所	266	615	163,590	
計					9,054,852	
単価					257,100	円／t

１次単価表

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－19号	鉄筋	SD345 D29～D32	単位	t	数量	43.286	単価	236,800

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
鉄筋工　加工・組立	組立 一般構造物 SD345 D29～D32 標準	t	43.286	97,330	4,213,026.38	
鉄筋工材料費	SD345 D29～D32 ﾛｽ率+0.03 43.286x1.03=44.584	t	44.584	117,000	5,216,328	
鉄筋工　ガス圧接継手・機械式継手	ガス圧接 D32+D32	箇所	366	2,235	818,010	
計					10,247,364.38	
単価					236,800	円／t

１次単価表

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－20号	型枠	一般型枠	単位	m2	数量	1	単価	10,790

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
型枠	一般型枠 鉄筋･無筋構造物	ｍ２	1	10,790	10,790	
計					10,790	
単価					10,790	円／m2

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－21号	支保	くさび結合 f≦40kN/m2[t≦120cm]	単位	空m3	数量	1	単価	4,090

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
パイプサポート支保・くさび結合支保	くさび結合支保 f≦40kN/m2[t≦120cm] 標準(1.0)	空ｍ３	1	4,090	4,090	
計					4,090	
単価					4,090	円／空m3

１次単価表

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－22号	支保	ﾊﾟｲﾌﾟｻﾎﾟｰﾄ支保 f≦40kN/m2[t≦120cm]	単位	空m3	数量	1	単価	5,625

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
パイプサポート支保・くさび結合支保	ﾊﾟｲﾌﾟｻﾎﾟｰﾄ支保 V≦40空m3 f≦40kN/m2[t≦120cm]	空ｍ３	1	5,625	5,625	
計					5,625	
単価					5,625	円／空m3

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－23号	足場	安全ネット必要	単位	掛m2	数量	1	単価	5,709

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
足場工	手摺先行型枠組足場 必要 標準	掛ｍ２	1	5,709	5,709	
計					5,709	
単価					5,709	円／掛m2

１次単価表

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－24号	支承箱抜き	Φ250	単位	m	数量	1	単価	1,072

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
支承箱抜き材料費	円形紙管・円形型枠 Φ250x4.2	m	1	1,072	1,072	
計					1,072	
単価					1,072	円／m

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－25号	銘板	鋳物銅合金地金 600x400	単位	箇所	数量	1	単価	175,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
材料費（個）		個	1	175,000	175,000	
計					175,000	
単価					175,000	円／箇所

１次単価表

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－26号	ｺﾝｸﾘｰﾄ保護塗装	CC-B	単位	m2	数量	1	単価	8,106

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
下地処理(表面被覆)	無し 無し 無	ｍ２	1	1,417	1,417	
プライマー塗布 (CC-A塗装,CC-B塗装)	無し 無し 無	ｍ２	1	850	850	
下地調整 (CC-A塗装,CC-B塗装)	無し 無し 無	ｍ２	1	2,336	2,336	
塗装（中塗り） (CC-B塗装)	無し 無し 無	ｍ２	1	1,753	1,753	
塗装（上塗り） (CC-B塗装)	無し 無し 無	ｍ２	1	1,750	1,750	
計					8,106	
単価					8,106	円／m2

１次単価表

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－27号	鋼矢板	A1橋台(下り線) III型 平均鋼矢板長さ 9.5m 鋼矢板打込長 9m 平均鋼矢板引抜長 9m	単位	枚	数量	1	単価	63,440

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
ＷＪ併用バイブロハンマ施工による鋼矢板打込み	陸上 油圧式 排出ｶﾞｽ対策型(第3次) 242kW 無し III型 9m以下 50≦Nmax＜100	枚	1	41,110	41,110	
バイブロハンマ施工による鋼矢板引抜き	陸上 油圧式242kW 9m以下	枚	1	6,874	6,874	
鋼矢板賃料（普通鋼矢板）	III型 9.5m/枚 147日 無 有 3650円 無 1回	枚	1	15,450	15,450	
計					63,434	
単価					63,440	円／枚

１次単価表

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－28号	交通誘導警備員 B	昼間勤務	単位	人日	数量	1	単価	18,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
交通誘導警備員Ｂ		人日	1	18,000	18,000	
計					18,000	
単価					18,000	円／人日

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－29号	重建設機械分解組立輸送費	全回転型ｵｰﾙｹｰｼﾝｸﾞ掘削機	単位	回	数量	1	単価	3,494,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
重建設機械分解組立輸送	分解組立+輸送(往復) ｵｰﾙｹｰｼﾝｸﾞ掘削機 ｽｷｯﾄﾞ式(ｸﾛｰﾗｸﾚｰﾝ排2014年70～90t)	回	1	3,494,000	3,494,000	
計					3,494,000	
単価					3,494,000	円／回

１次単価表

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－30号	重建設機械分解組立輸送費	ｸﾛｰﾗｸﾚｰﾝ(場所打杭)	単位	回	数量	1	単価	1,278,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
重建設機械分解組立輸送	分解組立+輸送(往復) ｸﾛｰﾗｸﾚｰﾝ系 35t吊超80t吊以下(ｸﾗﾑ平積0.6m3超2m3下) 標準(1.0)	回	1	1,278,000	1,278,000	
計					1,278,000	
単価					1,278,000	円／回

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－31号	重建設機械分解組立輸送費	ｸﾛｰﾗｸﾚｰﾝ(鋼矢板打込)	単位	回	数量	1	単価	1,278,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
重建設機械分解組立輸送	分解組立+輸送(往復) ｸﾛｰﾗｸﾚｰﾝ系 35t吊超80t吊以下(ｸﾗﾑ平積0.6m3超2m3下) 標準(1.0)	回	1	1,278,000	1,278,000	
計					1,278,000	
単価					1,278,000	円／回

１次単価表

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－32号	仮設材運搬費	鋼矢板	単位	t	数量	1	単価	12,420

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
【往路】						
仮設材等(鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板等)の運搬	北海道･東北･関東･北陸･中部 21.5km 12m以内 各種(実数入力) 0無 無	t	1	4,710	4,710	
仮設材等の積込み, 取卸し費	積込み,取卸し(片道分)	t	1	1,500	1,500	
【復路】						
仮設材等(鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板等)の運搬	北海道･東北･関東･北陸･中部 21.5km 12m以内 各種(実数入力) 0無 無	t	1	4,710	4,710	
仮設材等の積込み, 取卸し費	積込み,取卸し(片道分)	t	1	1,500	1,500	
計					12,420	
単価					12,420	円／t

参考資料（１）

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	全回転式オールケーシング工	1,500mm 17.986m 0m 0m 0m 0m 0m 16.5m 生ｺﾝｸﾘｰﾄ各種	単位	本	数量	1	単価	1,946,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人	1.24	32,700	40,548	
とび工		人	1.24	32,400	40,176	
特殊作業員		人	1.24	29,000	35,960	
普通作業員		人	1.24	25,900	32,116	
全回転型オールケーシング掘削機運転	1,500mm 17.986m	日	1.24	321,900	399,156	
クローラクレーン運転	1,500mm 17.986m	日	1.24	225,000	279,000	
バックホウ（クローラ型）運転		日	1.24	41,670	51,670	
生コンクリート	30-15-25(20) 高炉 C=350	ｍ３	31.782	24,050	764,357	
ビット等損耗費 0.5%		式	1		4,393	
諸雑費（率＋まるめ） 34%		式	1		298,624	
計					1,946,000	

参考資料（１）

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	全回転式オールケーシング工	1,500mm 17.986m 0m 0m 0m 0m 0m 16.5m 生ｺﾝｸﾘｰﾄ各種	単位	本	数量	1	単価	1,946,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
単価					1,946,000	円／本

参考資料（１）

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	鉄筋工　加工・組立	組立 場所打ち杭の鉄筋かご SD345 D13	単位	t	数量	1	単価	117,800

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
鉄筋工　組立	場所打ち杭の鉄筋かご SD345 D13	t	1	117,800	117,800	
計					117,800	
単価					117,800	円／ｔ

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	鉄筋工材料費	SD345 D13 ﾛｽ率+0.03 0.03x1.03=0.03	単位	t	数量	1	単価	118,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
鉄筋コンクリート用棒鋼	ＳＤ３４５　Ｄ１３	t	1	118,000	118,000	
計					118,000	
単価					118,000	円／ｔ

参考資料（１）

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	鉄筋工　加工・組立	組立 場所打ち杭の鉄筋かご SD345 D16～D25	単位	t	数量	1	単価	89,790

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
鉄筋工　組立	場所打ち杭の鉄筋かご SD345 D16～D25	t	1	89,790	89,790	
計					89,790	
単価					89,790	円／ｔ

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	鉄筋工材料費	SD345 D16～D25 ﾛｽ率+0.03 1.263x1.03=1.300	単位	t	数量	1	単価	116,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
鉄筋コンクリート用棒鋼	ＳＤ３４５　Ｄ１６～２５	t	1	116,000	116,000	
計					116,000	
単価					116,000	円／ｔ

参考資料（１）

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	鉄筋工　加工・組立	組立 場所打ち杭の鉄筋かご SD345 D35	単位	t	数量	1	単価	48,380

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
鉄筋工　組立	場所打ち杭の鉄筋かご SD345 D35	t	1	48,380	48,380	
計					48,380	
単価					48,380	円／ｔ

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	鉄筋工材料費	SD345 D35 ﾛｽ率+0.03 2.734x1.03=2.816	単位	t	数量	1	単価	120,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
鉄筋コンクリート用棒鋼	ＳＤ３４５　Ｄ３５	t	1	120,000	120,000	
計					120,000	
単価					120,000	円／ｔ

参考資料（１）

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	杭頭処理	1,500㎜	単位	本	数量	1	単価	35,500

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人	0.15	32,700	4,905	
特殊作業員		人	0.51	29,000	14,790	
ラフテレーンクレーン［油圧伸縮ジブ型］	最大吊上能力５０ｔ吊	日	0.15	92,000	13,800	
諸雑費（率＋まるめ） 6%		式	1		2,005	
計					35,500	
単価					35,500	円／本

参考資料（１）

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	補強リング材料費	等辺山形鋼 L-65x65x6	単位	t	数量	1	単価	109,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
等辺山形鋼	中形　ＳＳ４００　６×６５×６５	t	1	109,000	109,000	
計					109,000	
単価					109,000	円／ｔ

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	補強リング固定用Ｕボルト材料費	鉄筋D25用 ナット2個含む	単位	個	数量	1	単価	260

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
材料費（個）		個	1	260	260	
計					260	
単価					260	円／個

参考資料（１）

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	補強リング固定用Uボルト材料費	鉄筋D35用 ナット2個含む	単位	個	数量	1	単価	280

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
材料費（個）		個	1	280	280	
計					280	
単価					280	円／個

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	スペーサー固定金具材料費	平鋼 FB-4.5x32	単位	t	数量	1	単価	151,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
平鋼	ＳＳ４００　４．５×３２～３８	t	1	151,000	151,000	
計					151,000	
単価					151,000	円／ｔ

参考資料（１）

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	スペーサー固定用Uボルト材料費	鉄筋D25用 ナット2個含む	単位	個	数量	1	単価	260

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
材料費（個）		個	1	260	260	
計					260	
単価					260	円／個

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	スペーサー固定用Uボルト材料費	鉄筋D35用 ナット2個含む	単位	個	数量	1	単価	280

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
材料費（個）		個	1	280	280	
計					280	
単価					280	円／個

参考資料（１）

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	処分費（ｍ３）		単位	ｍ３	数量	100	単価	4,700

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
処分費：コンクリート殻(無筋)	前田道路(株) 群馬合材工場	ｍ３	100	4,700	470,000	
計					470,000	
単価					4,700	円／ｍ３

参考資料（１）

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	橋台・橋脚コンクリート打設	24-12-25(20)(高炉) 一般養生 無 無	単位	ｍ３	数量	10	単価	26,580

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人	0.06	32,700	1,962	
特殊作業員		人	0.18	29,000	5,220	
普通作業員		人	0.24	25,900	6,216	
生コンクリート　高炉	２４－１２－２５（２０）	ｍ３	10.2	23,500	239,700	
コンクリートポンプ車運転ブーム式９０～１１０ｍ３	無	日	0.06	101,800	6,108	
養生工	鉄筋構造物 一般養生	ｍ３	10	605.2	6,052	
諸雑費（率＋まるめ） 3%		式	1		542	
計					265,800	
単価					26,580	円／ｍ３

参考資料（１）

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	鉄筋工　加工・組立	組立 一般構造物 SD345 D13 標準	単位	t	数量	1	単価	157,300

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
鉄筋工　組立	一般構造物 SD345 D13 標準	t	1	157,300	157,300	
計					157,300	
単価					157,300	円／ｔ

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	鉄筋工材料費	SD345 D13 ﾛｽ率+0.03 1.166x1.03=1.200	単位	t	数量	1	単価	118,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
鉄筋コンクリート用棒鋼	ＳＤ３４５　Ｄ１３	t	1	118,000	118,000	
計					118,000	
単価					118,000	円／ｔ

参考資料（１）

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	鉄筋工　加工・組立	組立 一般構造物 SD345 D16～D25 標準	単位	t	数量	1	単価	129,500

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
鉄筋工　組立	一般構造物 SD345 D16～D25 標準	t	1	129,500	129,500	
計					129,500	
単価					129,500	円／ｔ

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	鉄筋工材料費	SD345 D16～D25 ﾛｽ率+0.03 35.222x1.03=36.278	単位	t	数量	1	単価	116,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
鉄筋コンクリート用棒鋼	ＳＤ３４５　Ｄ１６～２５	t	1	116,000	116,000	
計					116,000	
単価					116,000	円／ｔ

参考資料（１）

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	鉄筋工　加工・組立	組立 一般構造物 SD345 D29～D32 標準	単位	t	数量	1	単価	97,330

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
鉄筋工　組立	一般構造物 SD345 D29～D32 標準	t	1	97,330	97,330	
計					97,330	
単価					97,330	円／ｔ

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	鉄筋工材料費	SD345 D29～D32 ﾛｽ率+0.03 43.286x1.03=44.584	単位	t	数量	1	単価	117,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
鉄筋コンクリート用棒鋼	ＳＤ３４５　Ｄ２９～３２	t	1	117,000	117,000	
計					117,000	
単価					117,000	円／ｔ

参考資料（１）

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	鉄筋工　ガス圧接継手・機械式継手	ガス圧接 D32+D32	単位	箇所	数量	100	単価	2,235

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人	0.5	32,700	16,350	
鉄筋工		人	1.3	33,200	43,160	
溶接工		人	2.9	35,800	103,820	
普通作業員		人	1	25,900	25,900	
アセチレン	ボンベ	ｋｇ	6.5	2,400	15,600	
酸素	ボンベ	ｍ３	6.5	547	3,555	
諸雑費（率＋まるめ） 8%		式	1		15,115	
計					223,500	
単価					2,235	円／箇所

参考資料（１）

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	パイプサポート支保・くさび結合支保	くさび結合支保 f≦40kN/m2[t≦120cm] 標準(1.0)	単位	空ｍ３	数量	100	単価	4,090

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人	1.4	32,700	45,780	
型わく工		人	1.3	32,900	42,770	
とび工		人	3.3	32,400	106,920	
普通作業員		人	3.3	25,900	85,470	
ラフテレーンクレーン［油圧伸縮ジブ型］	最大吊上能力２５ｔ吊	日	0.5	53,200	26,600	
諸雑費（率＋まるめ） 33%		式	1		101,460	
計					409,000	
単価					4,090	円／空ｍ３

参考資料（１）

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	パイプサポート支保・くさび結合支保	ﾊﾟｲﾌﾟｻﾎﾟｰﾄ支保 V≦40空m3 f≦40kN/m2[t≦120cm]	単位	空ｍ３	数量	100	単価	5,625

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人	2.9	32,700	94,830	
型わく工		人	5.3	32,900	174,370	
とび工		人	2.5	32,400	81,000	
普通作業員		人	5.7	25,900	147,630	
諸雑費（率＋まるめ） 13%		式	1		64,670	
計					562,500	
単価					5,625	円／空ｍ３

参考資料（１）

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	足場工	手摺先行型枠組足場 必要 標準	単位	掛ｍ２	数量	100	単価	5,709

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人	1.6	32,700	52,320	
とび工		人	8.5	32,400	275,400	
普通作業員		人	1.3	25,900	33,670	
ラフテレーンクレーン［油圧伸縮ジブ型］	最大吊上能力２５ｔ吊	日	1.4	53,200	74,480	
諸雑費（率＋まるめ） 31%		式	1		135,000	
計					570,900	
単価					5,709	円／掛ｍ２

参考資料（１）

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	支承箱抜き材料費	円形紙管・円形型枠 Φ250x4.2	単位	m	数量	4	単価	1,072

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
材料費（本）		本	1	4,290	4,290	
計					4,290	
単価					1,072	円／m

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	材料費（個）		単位	個	数量	1	単価	175,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
銘板材料費	鋳物銅合金地金 600x400	個	1	175,000	175,000	
計					175,000	
単価					175,000	円／個

参考資料（１）

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	下地処理(表面被覆)	無し 無し 無	単位	ｍ２	数量	1	単価	1,417

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
下地処理(表面被覆) 昼間	時間制約無　固定足場	ｍ２	1	1,417	1,417	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					1,417	
単価					1,417	円／ｍ２

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	プライマー塗布（CC-A塗装,CC-B塗装)	無し 無し 無	単位	ｍ２	数量	1	単価	850

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
プライマー塗布(CC-A CC-B塗装) 昼間	時間制約無　固定足場	ｍ２	1	850	850	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					850	
単価					850	円／ｍ２

参考資料（１）

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	下地調整（CC-A塗装,CC-B塗装）	無し 無し 無	単位	ｍ２	数量	1	単価	2,336

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
下地調整(CC-A CC-B塗装) 昼間	時間制約無　固定足場	ｍ２	1	2,336	2,336	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					2,336	
単価					2,336	円／ｍ２

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	塗装（中塗り）（CC-B塗装）	無し 無し 無	単位	ｍ２	数量	1	単価	1,753

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
塗装(中塗りCC-B塗装) 昼間	時間制約無　固定足場	ｍ２	1	1,753	1,753	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					1,753	
単価					1,753	円／ｍ２

参考資料（１）

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	塗装（上塗り） (CC-B塗装)	無し 無し 無	単位	ｍ２	数量	1	単価	1,750

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
塗装(上塗りCC-B塗装) 昼間	時間制約無　固定足場	ｍ２	1	1,750	1,750	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					1,750	
単価					1,750	円／ｍ２

参考資料（１）

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	ＷＪ併用バイブロハンマ施工による 鋼矢板打込み	陸上 油圧式 排出ｶﾞｽ対策型(第3次) 242kW 無し III型 9m以下 50≦Nmax＜100	単位	枚	数量	10	単価	41,110

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人	0.588	32,700	19,227	
とび工		人	1.176	32,400	38,102	
普通作業員		人	0.588	25,900	15,229	
溶接工		人	0.588	35,800	21,050	
バイブロハンマ杭打機運転（陸上施工）	打込み 油圧式排出ｶﾞｽ対策型(第3次)242kW III型	日	0.588	333,900	196,333	
杭打ち用ウォータージェット運転		日	1.176	83,300	97,960	
諸雑費（率＋まるめ） 6%		式	1		23,199	
計					411,100	
単価					41,110	円／枚

参考資料（１）

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	バイブロハンマ施工による鋼矢板引抜き	陸上 油圧式242kW 9m以下	単位	枚	数量	10	単価	6,874

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人	0.172	32,700	5,624	
とび工		人	0.345	32,400	11,178	
普通作業員		人	0.172	25,900	4,454	
バイブロハンマ杭打機運転（陸上施工）	引抜き 油圧式排出ｶﾞｽ対策型(第3次)242kW	日	0.172	275,300	47,351	
諸雑費（率＋まるめ） 0.2%		式	1		133	
計					68,740	
単価					6,874	円／枚

参考資料（１）

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	鋼矢板賃料（普通鋼矢板）	III型 9.5m/枚 147日 無 有 3650円 無 1回	単位	枚	数量	1	単価	15,450

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
鋼矢板（本矢板）	３型（６０ｋｇ／ｍ）	t	0.57	13,965	7,960	
鋼矢板　修理費及び損耗費		t	0.57	13,140	7,489	
諸雑費（まるめ）		式	1		1	
計					15,450	
単価					15,450	円／枚

参考資料（１）

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	交通誘導警備員Ｂ		単位	人日	数量	1	単価	18,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
交通誘導警備員Ｂ		人	1	18,000	18,000	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					18,000	
単価					18,000	円／人日

参考資料（１）

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	重建設機械分解組立輸送	分解組立+輸送(往復) ｵｰﾙｹｰｼﾝｸﾞ掘削機 ｽｷｯﾄﾞ式(ｸﾛｰﾗｸﾚｰﾝ排2014年70～90t)	単位	回	数量	1	単価	3,494,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
特殊作業員		人	4.9	29,000	142,100	
クローラクレーン［油圧駆動ウインチ・ラチスジブ］	基礎工事　排ガス２０１４年　吊能力７０～９０ｔ吊	時間	11.9	37,810	449,939	
運搬費等率 490%		式	1		2,900,991	
諸雑費（まるめ）		式	1		970	
計					3,494,000	
単価					3,494,000	円／回

参考資料（１）

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	重建設機械分解組立輸送	分解組立+輸送(往復) ｸﾛｰﾗｸﾚｰﾝ系 35t吊超80t吊以下(ｸﾗﾑ平積0.6m3超2m3下) 標準(1.0)	単位	回	数量	1	単価	1,278,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
特殊作業員		人	5.5	29,000	159,500	
ラフテレーンクレーン［油圧伸縮ジブ型］	最大吊上能力２５ｔ吊	日	1.5	53,200	79,800	
運搬費等率 434%		式	1		1,038,562	
諸雑費（まるめ）		式	1		138	
計					1,278,000	
単価					1,278,000	円／回

参考資料（１）

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	仮設材等(鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板等)の運	北海道･東北･関東･北陸･中部 21.5km 12m以内 各種(実数入力) 0無 無	単位	t	数量	1	単価	4,710

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
基本運賃区分Ｂ	製品長12m以内 30kmまで	t	1	4,710	4,710	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					4,710	
単価					4,710	円／ｔ

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	仮設材等の積込み，取卸し費	積込み,取卸し(片道分)	単位	t	数量	1	単価	1,500

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
積込み．取卸し費（仮設材等）		t	1	1,500	1,500	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					1,500	
単価					1,500	円／ｔ

参考資料（１）

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	道路施設基本ﾃﾞｰﾀ作成費用	技術員１．７５人	単位	式	数量	1	単価	64,225

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
技術員		人	1.75	36,700	64,225	
計					64,225	
単価					64,225	円／式

参考資料（２）

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	全回転型オールケーシング掘削機運転	1,500mm 17.986m	単位	日	数量	1	単価	321,900

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
運転手（特殊）		人	1	31,700	31,700	
軽油		L	88	145	12,760	
全回転型オールケーシング掘削機［ケーシングD］	スキッド・ディーゼル油圧　排ガス３次１５００ｍｍ	供用日	1.46	190,000	277,400	
諸雑費（まるめ）		式	1		40	
計					321,900	
単価					321,900	円／日

参考資料（２）

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	クローラクレーン運転	1,500mm 17.986m	単位	日	数量	1	単価	225,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
運転手（特殊）		人	1	31,700	31,700	
軽油		L	106	145	15,370	
クローラクレーン［油圧駆動ウインチ・ラチスジブ］	基礎工事　排ガス２０１４年　吊能力７０～９０ｔ吊	供用日	1.39	128,000	177,920	
諸雑費（まるめ）		式	1		10	
計					225,000	
単価					225,000	円／日

参考資料（２）

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	バックホウ（クローラ型）運転		単位	日	数量	1	単価	41,670

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
運転手（特殊）		人	0.8	31,700	25,360	
軽油		L	35	145	5,075	
バックホウ（クローラ型）［後方超小旋回型］	バケット容量０．５ｍ３	日	1.6	7,020	11,232	
諸雑費（まるめ）		式	1		3	
計					41,670	
単価					41,670	円／日

参考資料（２）

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	鉄筋工　組立	場所打ち杭の鉄筋かご SD345 D13	単位	t	数量	1	単価	117,800

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人	0.4	32,700	13,080	
鉄筋工		人	2.8	33,200	92,960	
普通作業員		人	0.2	25,900	5,180	
諸雑費（率＋まるめ） 6%		式	1		6,580	
計					117,800	
単価					117,800	円／ｔ

参考資料（２）

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	鉄筋工　組立	場所打ち杭の鉄筋かご SD345 D16～D25	単位	t	数量	1	単価	89,790

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人	0.3	32,700	9,810	
鉄筋工		人	2.1	33,200	69,720	
普通作業員		人	0.2	25,900	5,180	
諸雑費（率＋まるめ） 6%		式	1		5,080	
計					89,790	
単価					89,790	円／ｔ

参考資料（２）

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	鉄筋工　組立	場所打ち杭の鉄筋かご SD345 D35	単位	t	数量	1	単価	48,380

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人	0.2	32,700	6,540	
鉄筋工		人	1.1	33,200	36,520	
普通作業員		人	0.1	25,900	2,590	
諸雑費（率＋まるめ） 6%		式	1		2,730	
計					48,380	
単価					48,380	円／ｔ

参考資料（２）

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	材料費（個）		単位	個	数量	1	単価	260

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
無溶接工法材料費	補強リング固定用Ｕボルト 鉄筋D25用	個	1	260	260	
計					260	
単価					260	円／個

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	材料費（個）		単位	個	数量	1	単価	280

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
無溶接工法材料費	補強リング固定用Ｕボルト 鉄筋D35用	個	1	280	280	
計					280	
単価					280	円／個

参考資料（２）

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	材料費（個）		単位	個	数量	1	単価	260

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
無溶接工法材料費	スペーサー固定用Ｕボルト 鉄筋D25用	個	1	260	260	
計					260	
単価					260	円／個

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	材料費（個）		単位	個	数量	1	単価	280

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
無溶接工法材料費	スペーサー固定用Ｕボルト 鉄筋D35用	個	1	280	280	
計					280	
単価					280	円／個

参考資料（２）

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	コンクリートポンプ車運転ブーム式 ９０～１１０ｍ３	無	単位	日	数量	1	単価	101,800

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
運転手（特殊）		人	1	31,700	31,700	
軽油		Ｌ	66	145	9,570	
コンクリートポンプ車［トラック架装・ブーム式］	圧送能力　９０～１１０ｍ３／ｈ	供用日	1.04	58,200	60,528	
諸雑費（まるめ）		式	1		2	
計					101,800	
単価					101,800	円／日

参考資料（２）

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	養生工	鉄筋構造物 一般養生	単位	ｍ３	数量	10	単価	605.2

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人	0.05	32,700	1,635	
普通作業員		人	0.13	25,900	3,367	
諸雑費（率＋まるめ） 21%		式	1		1,050	
計					6,052	
単価					605.2	円／ｍ３

参考資料（２）

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	鉄筋工　組立	一般構造物 SD345 D13 標準	単位	t	数量	1	単価	157,300

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人	0.5	32,700	16,350	
鉄筋工		人	3.5	33,200	116,200	
普通作業員		人	0.3	25,900	7,770	
ラフテレーンクレーン［油圧伸縮ジブ型］	最大吊上能力２５ｔ吊	日	0.11	53,200	5,852	
諸雑費（率＋まるめ） 8%		式	1		11,128	
計					157,300	
単価					157,300	円／ｔ

参考資料（２）

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	鉄筋工　組立	一般構造物 SD345 D16～D25 標準	単位	t	数量	1	単価	129,500

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人	0.4	32,700	13,080	
鉄筋工		人	2.9	33,200	96,280	
普通作業員		人	0.2	25,900	5,180	
ラフテレーンクレーン［油圧伸縮ジブ型］	最大吊上能力２５ｔ吊	日	0.11	53,200	5,852	
諸雑費（率＋まるめ） 8%		式	1		9,108	
計					129,500	
単価					129,500	円／ｔ

参考資料（２）

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	鉄筋工　組立	一般構造物 SD345 D29～D32 標準	単位	t	数量	1	単価	97,330

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人	0.3	32,700	9,810	
鉄筋工		人	2.1	33,200	69,720	
普通作業員		人	0.2	25,900	5,180	
ラフテレーンクレーン［油圧伸縮ジブ型］	最大吊上能力２５ｔ吊	日	0.11	53,200	5,852	
諸雑費（率＋まるめ） 8%		式	1		6,768	
計					97,330	
単価					97,330	円／ｔ

参考資料（2）

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	材料費（本）		単位	本	数量	1	単価	4,290

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
支承箱抜き材料費	円形紙管・円形型枠 Φ250x4.2x4000	本	1	4,290	4,290	
計					4,290	
単価					4,290	円／本

参考資料（２）

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	バイブロハンマ杭打機運転（陸上施工）	打込み 油圧式排出ｶﾞｽ対策型(第3次)242kW III型	単位	日	数量	1	単価	333,900

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
運転手（特殊）		人	1	31,700	31,700	
軽油		L	473	145	68,585	
バイブロハンマ（単体）［油圧式・可変超高周波型］	排ガス型（第３次）　振り子式　４７３ｋＮ	供用日	1.31	109,000	142,790	
クローラクレーン［油圧駆動ウインチ・ラチスジブ］	排出ガス（２０１４年）最大吊上能力５０～５５ｔ吊	供用日	1.31	69,300	90,783	
諸雑費（まるめ）		式	1		42	
計					333,900	
単価					333,900	円／日

参考資料（２）

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	杭打ち用ウォータージェット運転		単位	日	数量	1	単価	83,300

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
軽油		L	139	145	20,155	
杭打ち用ウォータジェット［エンジン式］	排ガス型（第３次）１４．７ＭＰａ３２５Ｌ／ｍｉｎ	供用日	1.31	48,200	63,142	
諸雑費（まるめ）		式	1		3	
計					83,300	
単価					83,300	円／日

参考資料（２）

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	バイブロハンマ杭打機運転（陸上施工）	引抜き 油圧式排出ｶﾞｽ対策型(第3次)242kW	単位	日	数量	1	単価	275,300

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
運転手（特殊）		人	1	31,700	31,700	
軽油		L	484	145	70,180	
バイブロハンマ（単体）［油圧式・可変超高周波型］	排ガス型（第３次） 振り子式 ４７３ｋＮ	供用日	1.21	109,000	131,890	
ラフテレーンクレーン［油圧伸縮ジブ型］	排出ガス対策型（第３次基準）最大吊上能力２５ｔ吊	供用日	1.21	34,300	41,503	
諸雑費（まるめ）		式	1		27	
計					275,300	
単価					275,300	円／日

参考資料（２）

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	クローラクレーン［油圧駆動ウインチ・ラチスジブ］	基礎工事　排ガス２０１４年　吊能力７０～９０ｔ吊	単位	時間	数量	1	単価	37,810

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
運転手（特殊）		人	0.17	31,700	5,389	
軽油		L	16	145	2,320	
クローラクレーン［油圧駆動ウインチ・ラチスジブ］	基礎工事　排ガス２０１４年　吊能力７０～９０ｔ吊	時間	1	30,100	30,100	
諸雑費（まるめ）		式	1		1	
計					37,810	
単価					37,810	円／時間

（土木工事、鋼橋工場製作工事）

R８国道１７号本庄道路忍保川第１橋下部工事

（ 当　　初 ）　請負工事費計算書

(1)直接工事費	105,561,919				
(2)共通仮設費	17,463,927				
(3)純工事費 (1)+(2)	123,025,846				
(4)現場管理費	35,333,000				
(5)工期延長等に伴う現場維持等の費用	0	(16)工場製作純工事費	0		
		(17)工場管理費	0		
(6)工事原価 (3)+(4)+(5)+(18)	158,358,846	(18)工場製作原価 (16)+(17)	0		
(7')一般管理費等(計上額)	27,451,154	((7)一般管理費等(計算額)	27,459,423	)	
(8')その他費目計	0				
(9)業務委託料等	0				
(10)工事価格 (6)+(7')+(8')+(9) (万円未満切り捨て)	185,810,000				

(11)消費税相当額	18,581,000
(12)請負工事価格 (10)+(11)	204,391,000
(13)入札書比較価格 (請負工事費の100/110)	185,810,000
(14)調査基準価格	185,427,000
(15)調査基準価格の100/110 (万円未満切り捨て)	168,570,000

共通仮設費

主たる工種

単独（追加工事）： 河川・道路構造物工事　　合算工事： 0

対象工事費	105,561,919	直接工事費	105,561,919	準備費	0	事業損失	0
対象工事費に含まれる全処分費額		単独（追加工事）	197,400	現工事	0	合算工事	0

非対象額計（－）	0	
管理費区分１	0	（橋梁、ＰＣ桁、門扉、ポンプ等購入費）
管理費区分２， ７	0	（工場原価）
管理費区分５	0	（一般管理費等のみ対象額）
管理費区分９	0	（間接費非対象額）
管理費区分Ｔ	0	（全処分費等のうち３％または３０００万円を超える額 ）
対象額　支　給　品（＋）	0	
無償貸付機械評価額（＋）	0	

共通仮設費対象額

単独（追加工事）	105,561,919	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く共通仮設費対象額	105,364,519		0		0

共通仮設費（率分）

率（補正前）	9.82 %		0 %		
施工地域等補正	0 %	ICT施工補正	1		
率（補正後）	9.82 %				
計上額	10,366,000		0		0

比較結果	当該追加工事	A		
	0	0	調整工事計上額	0

共通仮設費

現場環境改善費対象工事費	105,364,519	直接工事費	105,561,919
非対象額計（－）	197,400		
管理費区分１	0	（橋梁、ＰＣ桁、門扉、ポンプ等購入費）	
管理費区分２，７	0	（工場原価）	
管理費区分５	0	（一般管理費等のみ対象額）	
管理費区分９	0	（間接費非対象額）	
管理費区分Ｔ	197,400	（直接工事費に含まれる処分費等）	
対象額　支　給　品（＋）	0		
無償貸付機械評価額（＋）	0		
現場環境改善費対象額（Ｐｉ）			
単独（追加工事）	105,364,519	現工事	0
		合算工事	0

現場環境改善費					
率（補正前）	0.78 %		0 %		0 %
施工地域等補正	市街地以外				
率（補正後）	0.78 %				
計上額	821,000		0		0

比較結果	当該追加工事	A		調整工事計上額	0
	0	0			

共通仮設費

共通仮設費（積上分）	6,276,927				
運搬費	6,212,702	準備費	0	事業損失防止施設費	0
安全費	0	役務費	0	技術管理費	64,225
営繕費	0	現場環境改善費	0		

共通仮設費計	17,463,927

現場管理費

単独（追加工事）純工事費	123,025,846	単独（追加工事）直接工事費	105,561,919	単独（追加工事）共通仮設費	17,463,927
非対象額計（－）	0				
管理費区分２，７	0	（工場原価）			
管理費区分５	0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分９	0	（間接費非対象額）			
管理費区分Ｔ	0	（全処分費等のうち３％または３０００万円を超える額 ）			
対象額　支　給　品（＋）	0				
無償貸付機械等評価額（＋）	0				
現場管理費対象純工事費					
単独（追加工事）	123,025,846	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く	122,828,446		0		0
現場管理費対象純工事費　（調整工事入力で使用）					
率（補正前）	28.72 %		0 %		0 %
施工地域等補正	0 %				
施工時期補正	0 %	熱中症補正	0 %	ICT施工補正	1
緊急工事補正	0 %				
砂防・地すべり補正	0 %		0 %		
率（補正後）	28.72 %		0 %		
計上額	35,333,000		0		0
			6,150,311 （工事価格に含まれる平均的な法定福利費概算額）		
比較結果　当該追加工事	A				
0	0			調整工事計上額	0

一般管理費等（当初）

事務所名	大宮国道事務所　計画課			工事番号	2026070008　　第 0 回変更
発注年月	令和08年07月	契約区分	国債（翌債を含む）の分任官	主工種	河川・道路構造物工事

工事原価	158,358,846						
純工事費	123,025,846	現場管理費		35,333,000	工期延長等に伴う現場維持費		0
非対象額計（－）	0						
管理費区分９	0	（支給品を除く間接費非対象額）					
管理費区分Ｔ	0	（全処分費等のうち３％または３０００万円を超える額 ）					
一般管理費等対象工事原価							
単独（追加工事）	158,358,846		現工事	0		合算工事	0
全処分費等を除く							
一般管理費等対象工事原価	158,161,446		現工事	0		合算工事	0
（調整工事入力で使用）							
前払金支出割合による補正係数	1		現工事				
財団法人等による補正係数	1						
契約保証に係る一般管理費対象工事原価	158,358,846						
契約保証に係る補正値	0.04 %						
一般管理費率							
単独（追加工事）	17.3 %		現工事	0 %		合算工事	0 %
一般管理費	27,451,154						
業務委託料等	0						
調査基準価格	185,427,000						
調査基準価格の100/110	168,570,000	（ 90.72 %）					

工　事　数　量　総　括　表

工 事 名　　Ｒ８国道１７号本庄道路忍保川第１橋下部工事

国土交通省 関東地方整備局
大宮国道事務所　計画課

工事数量総括表

工事名	Ｒ８国道１７号本庄道路忍保川第１橋下部工事　　（ 当　　初 ）

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
橋梁下部		式		1		
橋台工 A1橋台(下り線)		式		1		
作業土工		式		1		
床掘り	土砂	m3		580		
土砂等運搬	土砂(岩塊･玉石混り土含む)	m3		580		
整地	残土受入れ地での処理	m3		580		
埋戻し		m3		220		
積込(ﾙｰｽﾞ)	土砂	m3		240		
土砂等運搬	土砂(岩塊･玉石混り土含む)	m3		240		
基面整正		m2		210		
場所打杭工		式		1		

工事数量総括表

工事名	Ｒ８国道１７号本庄道路忍保川第１橋下部工事　　（ 当　　初 ）

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
場所打杭	杭径 1500ｍｍ 杭長(設計長) 16.5m	本		16		
積込(ﾙｰｽﾞ)	土砂	m3		500		
整地		m3		500		
土砂等運搬	土砂(岩塊･玉石混り土含む)	m3		500		
殻積込	ｺﾝｸﾘｰﾄ殻(無筋)	m3		42		
殻運搬	ｺﾝｸﾘｰﾄ殻(無筋)	m3		42		
殻処分	ｺﾝｸﾘｰﾄ殻(無筋)	m3		42		
橋台躯体工		式		1		
均しｺﾝｸﾘｰﾄ	敷厚 10ｃｍ 18-8-25(20)高炉 W/C指定無し	m2		210		
ｺﾝｸﾘｰﾄ	24-12-25(20)(高炉)	m3		786		
鉄筋	SD345 D13	t		1.16		

工事数量総括表

工事名	Ｒ８国道１７号本庄道路忍保川第１橋下部工事　　（ 当　　初 ）

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
鉄筋	SD345 D16～D25	t		35.22		
鉄筋	SD345 D29～D32	t		43.28		
型枠	一般型枠	m2		690		
支保	くさび結合 f≦40kN/m2[t≦120cm]	空m3		25		
支保	ﾊﾟｲﾌﾟｻﾎﾟｰﾄ支保 f≦40kN/m2[t≦120cm]	空m3		17		
足場	安全ネット必要	掛m2		700		
支承箱抜き	Φ250	m		10		
銘板	鋳物銅合金地金 600x400	箇所		1		
ｺﾝｸﾘｰﾄ保護塗装	CC-B	m2		108		
仮設工		式		1		
土留･仮締切工		式		1		

工事数量総括表

工事名	Ｒ８国道１７号本庄道路忍保川第１橋下部工事　　（ 当　　初 ）

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
鋼矢板	A1橋台(下り線) III型 平均鋼矢板長さ 9.5m 鋼矢板打込長 9m 平均鋼矢板引抜長 9m	枚		23		
交通管理工		式		1		
交通誘導警備員B	昼間勤務	人日		100		
直接工事費		式		1		
共通仮設費		式		1		
共通仮設費		式		1		
運搬費		式		1		
重建設機械分解組立輸送費	全回転型ｵｰﾙｹｰｼﾝｸﾞ掘削機	回		1		
重建設機械分解組立輸送費	ｸﾛｰﾗｸﾚｰﾝ(場所打杭)	回		1		
重建設機械分解組立輸送費	ｸﾛｰﾗｸﾚｰﾝ(鋼矢板打込)	回		1		
仮設材運搬費	鋼矢板	t		13.1		

工事数量総括表

工事名	Ｒ８国道１７号本庄道路忍保川第１橋下部工事　　（ 当　　初 ）

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
技術管理費		式		1		
道路施設基本ﾃﾞｰﾀ作成費用		式		1		
現場環境改善費（率計上）		式		1		
共通仮設費（率計上）		式		1		
純工事費		式		1		
現場管理費		式		1		
工事原価		式		1		
一般管理費等		式		1		
工事価格		式		1		
消費税相当額		式		1		
工事費計		式		1		

令和８年度

Ｒ８国道１７号本庄道路忍保川第１橋下部工事

特記仕様書

令和　８　年　７　月

国土交通省　関東地方整備局

大宮国道事務所

第１章　総　則

第１条　適用

１．この特記仕様書は、関東地方整備局 土木工事共通仕様書(令和８年度版)（以下「共通仕様書」という。)でいう特記仕様書で、本工事の施工に適用する。

２．この工事の施工にあたっての一般的事項は、共通仕様書によるものとする。

３．この特記仕様書に添付されていない別紙様式等については以下URLよりダウンロードするものとする。

URL　https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/index00000015.html

４．本工事における「条件明示」については、**別紙－１「明示項目および明示事項」**に記載のとおりとする。

第２条　主任技術者等（契約書第10条）

本工事の主任技術者又は監理技術者は、受注者が提出した競争参加資格確認申請書に記述した配置予定の技術者でなければならない。

第３条　主任技術者等の専任期間

１．契約締結日の翌日から工事の始期までの期間については、主任技術者又は監理技術者の設置を要しない。

２．契約締結日の翌日から現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。

３．工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続後、後片付け等のみが残っている期間については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「完成通知書」等における日付）とする。

４．主任技術者又は監理技術者が技術研鑽のための研修、講習、試験等で短期間工事現場を離れる場合は、適切な施工ができる体制を確保したうえで、監督職員の承諾を得るものとする。

第４条　専任特例１号の場合の監理技術者又は主任技術者の配置

本工事は、建設業法第26条第３項第一号の規定の適用を受ける監理技術者又は主任技術者の配置は認めない。

第５条　専任特例２号の場合の監理技術者の配置

１．本工事において、建設業法第２６条第３項第二号の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「専任特例２号の場合の監理技術者」という。）の配置を行う場合は以下の（１）～（８）の要件を全て満たさなければならない。

（１）建設業法第２６条第３項第二号による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。

（２）監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。な

お、監理　技術者補佐の建設業法第２７条の規定に基づく技術検定種目は、専任特例２号の場合の監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。

（３）監理技術者補佐は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

（４）同一の専任特例２号の場合の監理技術者が配置できる工事は、本工事を含め同時に２件までとする。なお、専任特例１号の場合の監理技術者又は主任技術者を活用した工事と兼務することは出来ない。

（ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるものについては、これら複数の工事を一の工事とみなす。）

（５）専任特例２号の場合の監理技術者が兼務できる工事は**埼玉県内**の工事でなければならない。

（６）専任特例２号の場合の監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。

（７）専任特例２号の場合の監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。

（８）監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。

２．現場の安全管理体制について、平成７年４月２１日付基発第２６７号の２「元方事業者による建設現場安全管理指針」において、「統括安全衛生責任者の選任を要するときには、その事業場に専属の者とすること。」とされていることから、施工体制に留意すること。

３．本工事の監理技術者が専任特例２号の場合の監理技術者として兼務し、本工事に監理技術者補佐を配置する事を予定している場合、以下の書類を提出すること

（１）監理技術者補佐の資格を有する書類（一級施工管理技士等の国家資格者の合格証の写しなど）

（２）監理技術者補佐の直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する書類（監理技術者資格者証、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年　金被保険者標準報酬決定通知書、所属会社の雇用証明書又はこれらに準ずる資料（いずれも写し可））

（３）専任特例２号の場合の監理技術者が兼務する工事の箇所、内容を示す書類（ＣＯＲＩＮＳの写し）

４．本工事の監理技術者が専任特例２号の場合の監理技術者として兼務し、本工事に監理技術者補佐を配置する事となった場合、第１項（５）～（８）について施工計画書へ記載し、提出すること。

５．本工事において、専任特例２号の場合の監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は、コリンズ（ＣＯＲＩＮＳ）への登録・修正を適切に行うこと。

第６条　コリンズ（CORINS）への登録

１．工事カルテの作成、登録については、土木工事共通仕様書「1-1-1-7コリンズ（CORINS）への登録」によるものとする。

２．受注者は、工事受注後又は施工中において当該工事に係る悪質で不誠実な行為(一括下請負等)が発覚し、指名停止の措置を受けた場合は、登録済みの工事カルテの取り下げを行うものとする。

３．技術者の従事期間は、工期をもって登録するものとする。（余裕期間を含まないことに留意するものとする。）

第７条　コリンズ（CORINS）への位置情報の入力

土木工事共通仕様書1-1-1-7コリンズ（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を作成するにあたり、位置情報については以下のとおりとし、工事場所および座標（緯度、経度）を記載するものとする。なお、座標は、世界測地系（JGD2024）に準拠する。

起点　埼玉県児玉郡上里町神保原町　緯度 36° 15′ 48″　経度 139° 9′ 24″

終点　埼玉県児玉郡上里町神保原町　緯度 36° 15′ 48″　経度 139° 9′ 20″

第８条　コリンズ（CORINS）への工事概要の入力

土木工事共通仕様書1-1-1-7 コリンズ（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を受注時に作成するにあたり、工事概要については必須登録とする。但し、入札公告１．工事の概要（３）工事内容、（４）工事概算数量に記載する文章と同じでよい。

第９条　コリンズ（CORINS）への設計業務名及びテクリス番号の入力

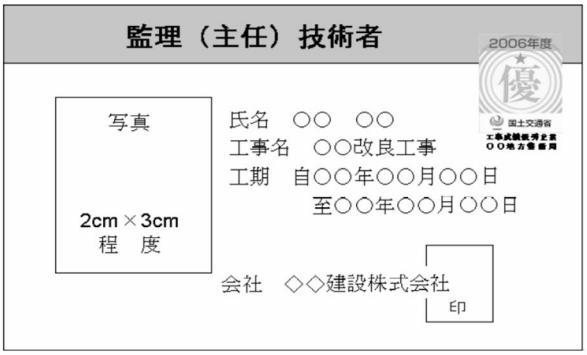
土木工事共通仕様書1-1-1-7 コリンズ（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を作成するにあたり、設計業務名およびテクリス番号を登録すること。設計業務名およびテクリス番号については以下のとおりとする。

コリンズへ登録する業務名およびテクリス番号

業務名	テクリス番号
Ｒ２本庄道路忍保川橋修正設計他業務	４０４１７３５４８４

第１０条　施工体制台帳

工事成績優秀企業に認定され、認定有効期限内に、工事発注の契約を行った工事の監理技術者、主任技術者（工事成績優秀企業に認定された下請負を含む）は、工事成績優秀企業認定マークの使用や金色帯線（黄色もしくは橙色の帯線でも可）を名札上部に印刷することが出来るものとする。



注意１）用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。

注意２）所属会社の写真とする。

第１１条　調査・試験に対する協力　（低入札価格調査制度調査対象工事について）

１．契約担当官等が工事の中間において技術検査の必要を認めた場合は、速やかに監督職員の指示に従い、検査を受けなければならない。なお、検査は工事請負契約書及び共通仕様書に適用する条項に準じて行うものとする。

２．予算決算及び会計令第85条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、受注者は「低入札価格調査制度調査対象工事に係る監督体制の強化」の追加として下記の調査に協力しなければならない。

（１）受注者は、下請負者の協力を得て間接工事費等諸経費動向調査票(営繕工事においては共通費実態調査票)の作成を行い、工事完了後、速やかに発注者に提出するものとする。

（２）受注者は、提出された間接工事費等諸経費動向調査票(営繕工事においては共通費実態調査票)の費用の内訳についてヒアリング調査に応じるものとする。この場合において、受注者は下請負者についてもヒアリングに参加させるものとする。

（３）工事コスト調査（調査結果でも可）に係る資料は、下記のとおりとし、関東地方整備局又は、大宮国道事務所のホームページにより公表する。

（４）低入札価格調査と工事コスト調査の結果に大きな乖離がある場合、又は、工事コスト調査資料の提出が無い場合には、工事成績評点を減点する場合がある。

なお、低入札価格調査対象工事については、工事コスト調査終了した後に、工事成績評点を通知する。

公表資料は以下のとおり。

資料名	内　　訳
低価格理由とその詳細	当該工事が低価格で施工可能となる理由を示した資料
比較表－１	積算内訳書の発注者と元請けにおける当初と実績の比較表
比較表－２	積算内訳書に対する明細書の発注者と元請における当初と実績の比較表
比較表－３	元請の手持ち資料の当初と実績の比較表
比較表－４	元請の資材購入先一覧の当初と実績の比較表
比較表－５	手持ち機械の当初と実績の比較表
比較表－６	労務者確保計画の当初と実績の比較表
比較表－７	工種別労務者配置計画の当初と実績の比較表
比較表－８	建設副産物の搬出の当初と実績の比較表
諸経費動向調査（工事費）	元請、下請の工事費内訳

第１２条　低入札契約におけるモニターカメラの設置

本工事は、予算決算及び会計令第８５条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、工事の監督補助としてモニターカメラの設置を行う対象工事とする。

なお、モニターカメラの設置費用については、発注者の負担によるものとする。

第１３条　不可視部分の出来形管理について

予算決算及び会計令第８５条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、不可視部分について、ビデオカメラを用いた出来形管理を行うことと

し、撮影した映像については監督職員に提出するものとする。
なお、不可視部分については、契約後に監督職員と協議のうえ決定することとする。

第１４条　不具合等発生時の措置

受注者は、工事施工途中に工事目的物や工事材料等の不具合等が発生した場合、又は公益通報者等から当該工事に関する情報が寄せられた場合には、その内容を監督職員に直ちに通知しなければならない。

第１５条　工事書類の作成

１．工事書類の作成に当たっては、別に定める「土木工事電子書類作成マニュアル（令和８年３月）」に基づき実施するものとする。
２．工事書類の作成に当たっては、別に定める「土木工事電子書類スリム化ガイド（令和８年３月）」を参考に書類の電子化、受発注者間での作成書類の役割分担の明確化、書類の削減等に留意すること。
３．「工事関係書類一覧表」（**別紙様式－１５**）により、工事着手前に「作成書類の役割分担」、「作成書類の位置付け」に関して「協議」するものとする。
また、「協議」の内容を変更する場合は、改めて、受発注者で協議を行うものとする。
４．電子により提出、提示した書類については、検査時その他の場合においても紙での提示、提出は行わないものとする。

第１６条　設計図書の照査

発注者は、設計図書の照査の範囲を超える資料の作成については、監督職員の指示とし、その作成費用は、設計変更の対象とする。なお、設計変更の対象については、「土木工事における工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）：令和７年３月」によるものとする。

第１７条　情報共有システムの活用

１．本工事は、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの活用対象工事である。なお、活用にあたっては「土木工事の情報共有システム活用ガイドライン」（令和7年3月版）に基づき実施すること。
２．受注者は、本工事で使用する情報共有システムを選定し、使用する情報共有システムは次の要件を満たすものとする。
・工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件　（Rev5.7）令和7年3月版 国土交通省（国土技術政策総合研究所）
３．監督職員及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者（以下「サービス提供者」という。）との契約は、受注者が行うものとする。また、利用開始日、必要なユーザーＩＤ数、ディスク容量等の仕様やワークフロー機能の対象者等については、監督職員の確認を得た上で決定すること。
４．受注者は、サービス提供者と次の内容を含めた契約を締結するものとする。
① 情報共有システムに関する障害を適正に処理、解決できる体制を整える旨
② サービス提供者が善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない不正アクセス等により、情報漏洩、データ破壊、システム停止等があった場合、速やかに受注者に連絡を行い適正な処置を行う旨
③ ②の場合において、サービス提供者に重大な管理瑕疵があると監督職員若しくは受注者が判断した場合、又は復旧若しくは処理対応が不適切な場合には、

受注者はサービス提供者と協議の上情報共有システムの利用を停止することができる旨

５．受注者は、監督職員等から技術上の問題点の把握、利用にあたっての評価を行うためのアンケート等を求められた場合、協力しなければならない。

第１８条　「設計・施工技術連絡会議（三者会議）」の設置

本工事は、公共工事の品質確保及び円滑な事業執行を目的として、発注者、設計者、施工者（工事受注者）の三者が工事着手前等において一堂に会して、事業目的、設計思想・条件等の情報の共有及び施工上の課題、新たな技術提案に対する意見交換等を行う「設計・施工技術連絡会議（三者会議）」（以下、「三者会議」という。）の設置対象工事であり、工事着手前に１回以上開催するものとする。

なお、「三者会議」の開催にあたっては、監督職員と協議するものとする。

「三者会議」の運用にあたっては、「設計・施工技術連絡会議（「三者会議」）運用方針」（http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html）によるものとする。

第１９条　設計審査会の設置

本工事は、発注者と受注者が一堂に会して、現場着手前（準備期間内）に工事工程クリティカルパスの共有及び工事工程の照合（クロスチェック）を実施し、併せて協議資料作成等の受発注者間の役割分担を明確にする場、また、設計変更手続きの透明性と公正性の向上及び迅速化のため、設計変更の妥当性の審議及び設計変更等に伴う工事中止等の判断等を行う場として開催する「設計審査会」（以下、「審査会」という。）の設置対象工事である。

「審査会」の運用にあたっては、「設計審査会設置運用方針 」（http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html）によるものとする。

第２０条　工事環境の改善

本工事の実施にあたっては、工事環境の改善に取り組むウィークリースタンスを考慮するものとする。

ウィークリースタンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページhttps://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.htmlに掲載している工事環境改善実施要領に基づき、監督職員と確認・調整した内容について取り組むものとする。

第２１条　ワンデーレスポンス

１．この工事はワンデーレスポンス実施対象工事である。

・「ワンデーレスポンス」とは

受注者からの質問、協議等への回答は、基本的に「その日のうち」に指示、通知等行うよう対応する。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」に通知することである。

２．受注者は計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員と協議をおこなうこと。

３．受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ報告すること。

４．ワンデーレスポンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページhttps://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.htmlに掲載しているワンデーレスポンス実施の手引き（令和５年１２月）に基づき、取り組むものとする。

５．効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施する場合があるため、協力すること。

第２２条　契約内容の変更手続きについて

本工事における契約内容の変更は、以下によるものとする。

① 本工事における設計変更や契約変更は書面に基づき行うことを徹底し、指示書・協議書があるもののみを契約変更の対象とする。

② 受注者は、工事期間中及び工事完成後において、監督職員から契約図書の規定に違反する等の不適切な指示を受けたと思料されるときは、当該監督職員を経由せずに、事務所長へ直接又は契約担当課長経由で書面により、その旨を報告することができる。

第２３条　設計変更等

設計変更等については、契約書第１８条から第２５条及び共通仕様書共通編１－１－１－１７から１－１－１－１９に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「土木工事における工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）：令和７年３月」によることとする。

第２４条　スライド条項

工事請負契約書第２６条（スライド条項）については、物価水準の変動により請負代金が不適当となったと認められた時に、相手方に請負代金の変更を請求することができる条項となっている。

単品スライドについては、鋼材類・燃料油の他、コンクリート類、購入土などの主要工事材料も対象となるので、物価水準の変動により請負代金が不適当となった場合には、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

第２５条　公共建設工事における分別解体等・再資源化等及び再生資源活用工事実施要領（土木）

１．本工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律((平成１２年法律第１０４号 最終改正令和４年６月１７日法律６８号)。以下「建設リサイクル法」という。）に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「８解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。ただし工事発注後に明らかになった事情により予定した条件により難い場合は監督職員と協議するものとする。

（１）分別解体等の方法

工程ごと作業内容	工程	作業内容	分別解体等の方法
	①仮設	仮設工事 ■有　□無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 ■有　□無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 ■有　□無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用

及び解体方法	④本体構造	本体構造の工事 ■有　□無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 □有　■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑥その他	その他の工事 □有　■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

（２）再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材の廃棄物の種類	施設の名称	所　在　地
コンクリート殻（無筋）	前田道路(株) 群馬合材工場	群馬県佐波郡玉村町大字川井 1790

上記（２）については、積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、受注者の提示する施設と異なる場合でも設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項については、監督職員と協議の上、契約変更の対象とすることができる。

（３）受入時間

前田道路(株) 群馬合材工場　：７時００分～１７時００分

２．受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第１８条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督職員に報告することとする。なお、書面は「建設リサイクルガイドライン（平成１４年５月）」に定めた様式１〔再生資源利用計画書（実施書）〕及び様式２〔再生資源利用促進計画書（実施書）〕を兼ねるものとする。

・再生資源化等が完了した年月日
・再生資源化等をした施設の名称及び所在地
・再生資源化等に要した費用

３．工事発注後に明らかになった事情により予定していた条件により難い場合は、監督職員と協議するものとする。

第２６条　建設リサイクル法第１１条通知の徹底

受注者は、「建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律」（平成１２年５月３１日法律第１０４号）第１１条に基づく、都道府県知事に対する通知を行った旨の書面を監督職員より受領した後に、工事着手（建設リサイクル法第１０条第１項に規定する工事着手をいう。）するものとする。なお、これによりがたい場合は監督職員と協議の上決定するものとする。

第２７条　コンクリート副産物から再生された資源について

１．コンクリート副産物から再生された資材を利用する場合には、「コンクリート副産物の再生利用に関する用途別品質基準」によるものとする。

２．受注者は、コンクリート副産物から再生された資材の利用を希望する場合は、工事着手時にその適用の有無を監督職員と協議するものとする。

３．受注者は、工場が発行する再生骨材コンクリートの配合計画書及び納入書を整備および管理し、監督職員または検査職員からの請求があった場合は速やかに提示しなければならない。

４．受注者は、再生骨材コンクリートの品質を確かめるための検査をJIS A 5022（再生骨材Ｍを用いたコンクリート）、JIS A 5023（再生骨材Ｌを用いたコンク

リート）により実施しなければならない。また、再生骨材Ｍを用いたプレキャストコンクリート製品の検査については、JIS A 5365（プレストキャストコンクリート製品－検査方法通則）により実施しなければならない。なお、生産者等に検査のため試験を代行させる場合は受注者がその試験に臨場しなければならない。

５．再生骨材コンクリートの配合については、「土木工事共通仕様書第１編３－３－３配合」に従うものとする。

第２８条　施工管理

１．本工事の施工管理は、関東地方整備局土木工事施工管理基準及び規格値(令和８年度版)によるものとする。なお、この管理基準により難い場合及び基準、規格値が定められていない工種については、監督職員と協議の上、施工管理を行うものとする。

２．本工事の写真管理は、関東地方整備局土木工事写真管理基準(令和８年度版)によるものとする。なお、「撮影項目」、「撮影頻度」等が工事内容に合致しない場合は、監督職員の指示により追加、削減するものとする。

３．本工事の施工管理における適用工種毎の基準類は、ＩＣＴ活用工事実施要領(令和８年３月改定)の関連要領等一覧（ＵＲＬ「https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000051.html」）によるものとする。

第２９条　デジタル工事写真の小黒板情報電子化について

デジタル工事写真の小黒板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黒板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

工事では、以下の１．から４．の全てを実施することとする。

１．対象機器の導入

受注者は、デジタル工事写真の小黒板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以降、「使用機器」と称する）については、関東地方整備局土木工事写真管理基準（令和８年度版）（以下、写真管理基準）「2-2撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC暗号リスト)」（URL「https://www.cryptrec.go.jp/list.html」）に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。

なお、使用機器の事例を以下に示す。

【使用機器の事例】

デジタル工事写真の小黒板情報電子化対応ソフトウェア，（一社）施工管理ソフトウェア産業協会，<https://www.jcomsia.org/kokuban>.

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない

２．デジタル工事写真における小黒板情報の電子的記入

受注者は、同条１．の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黒板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黒板情報の電子的記入を行う項目は、写真管理基準「2-2撮影方法」による。

ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

３．小黒板情報の電子的記入の取扱い

本工事の工事写真の取扱いは、写真管理基準及びデジタル写真管理情報基準（以下、デジタル写真管理情報基準）に準ずるが、同条２．に示す小黒板情報の電子的記入については、写真管理基準「2-5 写真編集等」及びデジタル写真管理情報基準「6.写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。

４．小黒板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、同条２．に示す小黒板情報の電子的記入を行った写真（以下、「小黒板情報電子化写真」と称する。）を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者は改ざん検知機能（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黒板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。

また、下記のチェックツールを使用して信憑性確認を行い、結果を出力したものでもよい。

【チェックツールの事例】

信憑性チェックツール（一社）施工管理ソフトウェア産業協会

<https://www.jcomsia.org/kokuban>.

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではないなお、デジタル工事写真の小黒板情報電子化を実施しない工事写真がある場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得ること。

第３０条　ＩＣＴ活用工事（構造物工（橋脚・橋台））について

１．ＩＣＴ活用工事

本工事は、国土交通省が提唱する i-Construction に基づき、ＩＣＴ施工技術の全面的活用を図るため、受注者の提案・協議により、起工測量、設計図書の照査、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について３次元データを活用するＩＣＴ活用工事の対象工事である。

２．定義

（１）i-Construction とは、ＩＣＴ施工技術の全面的な活用、規格の標準化、施工時期の平準化等の施策を建設現場に導入することによって、建設現場のプロセス全体の最適化を図る取り組みである。本工事では、施工者の希望により、その実現に向けてＩＣＴ施工技術を活用した工事（ＩＣＴ活用工事）を実施するものとする。

（２）ＩＣＴ活用工事とは、施工プロセスの以下段階において、ＩＣＴ施工技術を全面的に活用する工事である。また、以下の①②④⑤の段階でＩＣＴ施工技術を活用することをＩＣＴ活用工事という。

対象は、構造物工（橋脚・橋台）等を含む一般土木工事とする。

①３次元起工測量

②３次元設計データ作成

③該当なし（ＩＣＴ建設機械による施工）

④３次元出来形管理等の施工管理

⑤３次元データの納品

３．受注者は、ＩＣＴ施工技術の活用を行う希望がある場合、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までに監督職員へ提案・協議を行い、協議が整った場合に以下４～８によりＩＣＴ施工技術の活用を行うことができる。

４．原則、本工事においては上記①②④⑤の段階でＩＣＴ施工技術を活用することとする。構造物工（橋脚・橋台）の施工範囲の全てで適用するが、具体的な工事内

容及び数量・対象範囲を明示し、監督職員と協議するものとする。なお、実施内容等については施工計画書に記載するものとする。

５．ＩＣＴ施工技術を用い、以下の施工を実施する。

①３次元起工測量

受注者は、工事着手前の現場の状況を確認するとともに、設計データの作成に必要な起工測量を実施するものとし、面的な計測により効率的な確認ができる場合には以下１）～４）から選択（複数可）して測量を行うものとする。

ただし、管理断面及び変化点の計測による測量により効率的な確認ができる場合等においては、以下５）～７）の管理断面及び変化点の計測による測量が選択できるものとし、ＩＣＴ活用工事とする。

１）空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量
２）地上型レーザースキャナーを用いた起工測量
３）無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
４）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
５）ＴＳ等光波方式を用いた起工測量
６）ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた起工測量

②３次元設計データ作成

受注者は、５．①で得られた測量データと、発注者が貸与する発注図データを用いて、３次元出来形管理を行うための３次元設計データを作成する。

ＩＣＴ構造物工（橋脚・橋台）の施工管理においては、３次元設計データ（TIN）形式での作成は必要としない。

③ 該当なし

④３次元出来形管理等の施工管理

（１）出来形管理

構造物工（橋脚・橋台）の施工管理において、以下１）～４）の技術から選択（複数可）して、出来形管理を実施するものとする。

また、以下１）～４）の出来形管理を行う場合は、工事検査前の工事竣工段階の目的物について点群データを取得し、⑤によって納品するものとする。

１）空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理
２）地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理
３）無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
４）ＴＳ等光波方式を用いた出来形管理

なお、計測装置位置と計測対象箇所との離隔・位置関係により上記１）～４）のＩＣＴ施工技術を用いた計測によっては精度確保が困難となる部分や計測が非効率となる場合、監督職員と協議の上、写真・画像データ等と併用するなど出来形管理を行っても良いものとする。

（２）出来形管理基準および規格値

出来形管理基準および規格値については、現行の基準および規格値を用いる。出来形の算出は、上記（１）で定める計測技術を用い以下１）の出来形管理要領による。

１）３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）

（３）出来形管理帳票

現行の出来形管理帳票、出来高整理資料を作成する。また、出来形の３次元計測結果が計測（管理）すべき断面上あるいは測線上にあることを示す適用工種の３次元設計データあるいは平面図を提出することとする。

⑤３次元データの納品

５．①②④により作成した３次元データを工事完成図書として電子納品する。

３次元データの納品形式は、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」によるものとする。

６．上記５．①②④の施工を実施するために使用するＩＣＴ機器類は、受注者が調達すること。また、施工に必要な施工用データは、受注者が作成するものとする。使用するアプリケーション・ソフト、ファイル形式については、事前に監督職員と協議するものとする。

発注者は、３次元設計データの作成に必要な詳細設計において作成したＣＡＤデータを受注者に貸与する。また、ＩＣＴ施工技術の活用を実施する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、施工区間の前後を含め必要な範囲を積極的に受注者に貸与するものとする。

７．土木工事施工管理基準（案）に基づく出来形管理が行われていない箇所で、出来形測量により形状が計測出来る場合は、出来形数量は出来形測量に基づき算出した結果とする。

８．本特記仕様書に疑義が生じた場合または記載のない事項については、監督職員と協議するものとする。

第３１条　ＩＣＴ活用工事（基礎工）について

１．ＩＣＴ活用工事

本工事は、国土交通省が提唱するi-Constructionに基づき、ＩＣＴ施工技術の全面的活用を図るため、受注者の提案・協議により、起工測量、設計図書の照査、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について３次元データを活用するＩＣＴ活用工事の対象工事である。

２．定義

（１）i-Constructionとは、ＩＣＴ施工技術の全面的な活用、規格の標準化、施工時期の平準化等の施策を建設現場に導入することによって、建設現場のプロセス全体の最適化を図る取り組みである。本工事では、施工者の希望により、その実現に向けてＩＣＴ施工技術を活用した工事（ＩＣＴ活用工事）を実施するものとする。

（２）ＩＣＴ活用工事とは、施工プロセスの以下段階において、ＩＣＴ施工技術を全面的に活用する工事である。また、以下の①②④⑤の段階でＩＣＴ施工技術を活用することをＩＣＴ活用工事という。

対象は、基礎工を含む工事とする。

①３次元起工測量
②３次元設計データ作成
③該当なし
④３次元出来形管理等の施工管理
⑤３次元データの納品

３．受注者は、ＩＣＴ施工技術の活用を行う希望がある場合、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までに監督職員へ提案・協議を行い、協議が整った場合に以下４～８によりＩＣＴ施工技術の活用を行うことができる。

４．原則、本工事においては上記①②④⑤の段階でＩＣＴ施工技術を活用することとする。基礎工の施工範囲の全てで適用するが、具体的な工事内容及び数量・対象範囲を明示し、監督職員と協議するものとする。なお、実施内容等については施工計画書に記載するものとする。

５．ＩＣＴ施工技術を用い、以下の施工を実施する。

①３次元起工測量

受注者は、工事着手前の現場の状況を確認するとともに、設計データの作成に

必要な起工測量を実施するものとし、面的な計測により効率的な確認ができる場合には以下１）～４）から選択（複数可）して測量を行うものとする。
ただし、管理断面及び変化点の計測による測量により効率的な確認ができる場合等においては、以下５）～７）の管理断面及び変化点の計測による測量が選択できるものとし、ＩＣＴ活用工事とする。
また、基礎工の関連施工としてＩＣＴ土工等が行われる場合、その起工測量データ及び施工用データを活用することができるものとし、ＩＣＴ活用工事とする。

１）空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量
２）地上型レーザースキャナーを用いた起工測量
３）無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
４）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
５）ＴＳ等光波方式を用いた起工測量
６）ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた起工測量
７）ＲＴＫ－ＧＮＳＳを用いた起工測量

②３次元設計データ等作成

受注者は、５．①で得られた測量データ等と、発注者が貸与する発注図データを用いて、３次元出来形管理を行うための３次元設計データを作成する。
３次元設計データ作成はＩＣＴ土工等と合わせて行うが、ＩＣＴ基礎工の施工管理においては、３次元設計データ（TIN）形式での作成は必要としない。

③該当なし

④３次元出来形管理等の施工管理

（１）出来形管理

基礎工の施工管理において、以下１）～７）の技術から選択（複数以上可）して、出来形管理を実施するものとする。
また、以下１）～４）の出来形管理を行う場合は、工事検査前の工事竣工段階の目的物について点群データを取得し、⑤によって納品するものとする。

１）空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理
２）地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理
３）無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
４）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
５）ＴＳ等光波方式を用いた出来形管理
６）ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理
７）ＲＴＫ－ＧＮＳＳを用いた出来形管理

なお、計測装置位置と計測対象箇所との離隔・位置関係により上記１）～７）のＩＣＴ施工技術を用いた計測によっては精度確保が困難となる部分や計測が非効率となる場合、監督職員と協議の上、写真・画像データ等と併用するなど出来形管理を行っても良いものとする。

（２）出来形管理基準および規格値

出来形管理基準および規格値については、現行の基準および規格値を用いる。厚さ管理は本要領の対象外とする。出来形の算出は、上記（１）で定める計測技術を用い以下１）の出来形管理要領による。

１）３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）

（３）出来形管理帳票

現行の出来形管理帳票、出来高整理資料を作成する。また、出来形の３次元計測結果が計測（管理）すべき断面上あるいは測線上にあることを示す適用工種の３次元設計データあるいは平面図を提出することとする。

⑤３次元データの納品

５．①②④により作成した３次元データを工事完成図書として電子納品する。

３次元データの納品形式は、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」によるものとする。

６．上記５．①②④の施工を実施するために使用するＩＣＴ機器類は、受注者が調達すること。また、施工に必要な施工用データは、受注者が作成するものとする。使用するアプリケーション・ソフト、ファイル形式については、事前に監督職員と協議するものとする。

発注者は、３次元設計データの作成に必要な詳細設計において作成したＣＡＤデータを受注者に貸与する。また、ＩＣＴ施工技術の活用を実施する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、施工区間の前後を含め必要な範囲を積極的に受注者に貸与するものとする。

７．土木工事施工管理基準（案）に基づく出来形管理が行われていない箇所で、出来形測量により形状が計測出来る場合は、出来形数量は出来形測量に基づき算出した結果とする。

８．本特記仕様書に疑義が生じた場合または記載のない事項については、監督職員と協議するものとする。

第３２条　ＩＣＴ活用工事（作業土工（床掘工））について

１．ＩＣＴ活用工事

本工事は、国土交通省が提唱するi-Constructionに基づき、ＩＣＴ施工技術の全面的活用を図るため、受注者の提案・協議により、起工測量、設計図書の照査、施工、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について３次元データを活用するＩＣＴ活用工事の対象工事である。

２．定義

（１）i-Construction とは、ＩＣＴ施工技術の全面的な活用、規格の標準化、施工時期の平準化等の施策を建設現場に導入することによって、建設現場のプロセス全体の最適化を図る取り組みである。本工事では、受注者の希望により、その実現に向けてＩＣＴ施工技術を活用した工事（ＩＣＴ活用工事）を実施するものとする。

（２）ＩＣＴ活用工事とは、施工プロセスの以下段階において、ＩＣＴ施工技術を全面的に活用する工事である。また、本工事においては、次の①（選択）②③⑤の段階でＩＣＴ施工技術を活用することをＩＣＴ活用工事とする。

対象は、作業土工（床掘工）を含む工事とする。

①起工測量（選択）
②３次元設計データ作成
③ＩＣＴ建設機械による施工
④該当なし（３次元出来形管理等の施工管理）
⑤３次元データの納品

３．受注者は、特記仕様書に指定された作業土工以外の工種に、ＩＣＴ施工技術の活用を行う希望がある場合、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までに監督職員へ提案・協議を行い、協議が整った場合に以下４～６によりＩＣＴ施工技術の活用を行うことができる。

４．原則、本工事においては上記①（選択）②③および⑤の段階でＩＣＴ施工技術を活用することとし、作業土工（床掘工）について施工範囲の全てで適用するが、具体的な工事内容及び数量、対象範囲を明示し、監督職員と協議するものとする。なお、作業土工（床掘工）以外の工種に関するＩＣＴ施工技術の活用を提

案・協議した場合は、作業土工（床掘工）と共に実施内容等について施工計画書に記載するものとする。

５．ＩＣＴ施工技術を用い、土工について以下の施工を実施する。

①起工測量（選択）

受注者は、起工測量にあたって、従来手法による起工測量またはＩＣＴを用いた起工測量を選択できるものとし、作業土工以外の工種で取得した３次元起工測量データがある場合は、積極的に活用するものとする。

ＩＣＴを用いた起工測量としては、３次元測量データを取得するため、以下１）～７）から選択（複数選択可）して測量を行うことができるものとする。

１）空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量

２）地上型レーザースキャナーを用いた起工測量

３）無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量

４）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量

５）ＴＳ等光波方式を用いた起工測量

６）ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた起工測量

７）ＲＴＫ－ＧＮＳＳを用いた起工測量

②３次元設計データ等作成

受注者は、４．③１）３次元ＭＣまたは３次元ＭＧ建設機械により施工を実施する場合、４．①で得られたデータと発注者が貸与する発注図データを用いて、ＩＣＴ建設機械による施工を行うため、３次元設計データを作成する。

③ＩＣＴ建設機械による施工

以下１）２）に示すＩＣＴ建設機械により施工を実施する。位置・標高をリアルタイムに取得するに当たっては、国土地理院の電子基準点のほか、国土地理院に登録された民間等電子基準点を活用することができる。

なお、位置情報サービス事業者が提供する位置情報サービスの利用においては、当該サービスが国家座標に準拠し、かつ、作業規程の準則（令和７年３月３１日 国土交通省告示第２４０号）付録１測量機器検定基準２－６の性能における検定基準を満たすこと。

１）３次元ＭＣまたは３次元ＭＧ建設機械※

※ＭＣとは「マシンコントロール」、ＭＧとは「マシンガイダンス」の略称である。

建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分に基づき建設機械の作業装置を自動制御する３次元マシンコントロール技術または、建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分を表示し、建設機械の作業装置を誘導する３次元マシンガイダンス技術を用いて、河川・海岸・道路土工の掘削等を実施する。

２）２次元ＭＧ建設機械

建設機械の作業装置の標高をリアルタイムに取得し、オペレーターが設定した基準面との標高差を表示することにより、建設機械の作業装置を誘導する２次元マシンガイダンス技術を用いて、河川・海岸・道路土工の掘削等を実施する。

但し、現場条件により、③ＩＣＴ建設機械による施工が困難又は非効率となる場合は監督職員との協議の上、従来型建設機械による施工を実施してよいものとするが、丁張設置等には積極的に３次元設計データ等を活用するものとする。

④３次元出来形管理等の施工管理

作業土工であるため、該当しない。

⑤３次元データの納品

４．②により作成した３次元設計データを工事完成図書として電子納品する。

ただし、１－３①において、３次元起工測量を実施した場合は、取得した３次元測量データも３次元データ納品の対象とする。

６．上記４．①（選択）②③の施工を実施するために使用するＩＣＴ機器類は、受注者が調達すること。また、施工に必要な施工用データは、受注者が作成するものとする。使用するアプリケーション・ソフト、ファイル形式については、事前に監督職員と協議するものとする。

発注者は、３次元設計データの作成に必要となる詳細設計において作成したＣＡＤデータを受注者に貸与する。また、ＩＣＴ施工技術の活用を実施する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、施工区間の前後を含め必要な範囲を積極的に受注者に貸与するものとする。

７．本特記仕様書に疑義を生じた場合または記載のない事項については、監督職員と協議するものとする。

第３３条　ＩＣＴ活用工事における適用（用語の定義）について

図面とは、入札に際して発注者が示した設計図、発注者から変更または追加された設計図、工事完成図、３次元モデルを復元可能なデータ（以下「３次元データ」という。）等をいう。

なお、設計図書に基づき監督職員が受注者に指示した図面及び受注者が提出し、監督職員が書面により承諾した図面を含むものとする。

第３４条　ＩＣＴ活用工事の費用について（構造物工（橋脚・橋台））

１．受注者が、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までにＩＣＴ活用の具体的な工事内容及び数量・対象範囲について明示し、監督職員へ提案・協議を行い、協議が整った場合、ＩＣＴ施工技術を活用する項目については、以下の積算要領に基づき以下の（１）（２）により費用を計上することとする。

・ＩＣＴ活用工事（構造物工（橋脚・橋台））積算要領

（１）３次元起工測量・３次元設計データの作成費用

３次元起工測量・３次元設計データの作成（修正含む）を実施した場合は、受注者は発注者からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとし、発注者は、費用の妥当性を確認した上で設計変更の対象とする。

なお、受注者から見積りの提出がない場合は、「３次元起工測量・３次元設計データの作成費用」は計上しないものとする。

（２）３次元出来形管理・３次元データ納品の費用、外注経費等の費用

出来形管理の計測範囲において、面的に座標を取得し、ソフトウェア上で面の法長・高さ等の出来形管理を実施し、工事検査前の工事竣工段階の目的物について点群データを取得し、３次元データ納品を行った場合、標記費用の対象とする。

費用の計上方法については、受注者より提出された見積により費用の妥当性を確認することとし、官積による算出方法については、共通仮設費率、現場管理費率に以下の補正の補正係数を乗じるものとする。

なお、受注者は、発注者からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとする。受注者からの見積により算出される金額が以下の補正係数を乗じて算出される金額を下回る場合は、見積により算出される金額を積算計上額とする。

また、受注者から見積の提出がない場合は、３次元出来形管理・３次元データ納品の費用、外注経費等の費用は計上しないものとする。ただし、構造物工

（橋脚・橋台）（ＩＣＴ）と同時に実施する土工（ＩＣＴ）等他工種において補正係数を乗じる場合は適用しない。

・共通仮設費率補正係数：1.2

・現場管理費率補正係数：1.1

上記費用の対象となる出来形管理は、以下の１）～３）とし、それ以外の出来形管理の費用は、共通仮設費率及び現場管理費率に含まれるため、別途計上は行わない。

１）空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理

２）地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理

３）無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理

なお、以下の４）による出来形管理を実施した場合は、「３次元出来形管理・３次元データ納品の費用、外注経費等の費用」については、計上しない。

４）ＴＳ等光波方式を用いた出来形管理

２．施工合理化調査を実施する場合はこれに協力すること。

第３５条　ＩＣＴ活用工事の費用について（基礎工）

１．受注者が、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までにＩＣＴ活用の具体的な工事内容及び数量・対象範囲について明示し、監督職員へ提案・協議を行い、協議が整った場合、ＩＣＴ施工技術を活用する項目については、以下の積算要領に基づき以下の（１）（２）により費用を計上することとする。

・ＩＣＴ活用工事（基礎工）積算要領

（１）３次元起工測量・３次元設計データの作成費用

３次元起工測量・３次元設計データの作成（修正含む）を実施した場合は、受注者は発注者からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとし、発注者は、費用の妥当性を確認した上で設計変更の対象とする。

なお、受注者から見積りの提出がない場合は、「３次元起工測量・３次元設計データの作成費用」は計上しないものとする。

（２）３次元出来形管理・３次元データ納品の費用、外注経費等の費用

出来形管理の計測範囲において、面的に座標を取得し、ソフトウェア上で面の法長・高さ等の出来形管理を実施し、工事検査前の工事竣工段階の目的物について点群データを取得し、３次元データ納品を行った場合、標記費用の対象とする。

費用の計上方法については、受注者より提出された見積により費用の妥当性を確認することとし、官積による算出方法については、共通仮設費率、現場管理費率に以下の補正の補正係数を乗じるものとする。

なお、受注者は、発注者からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとする。受注者からの見積により算出される金額が以下の補正係数を乗じて算出される金額を下回る場合は、見積により算出される金額を積算計上額とする。

また、受注者から見積の提出がない場合は、３次元出来形管理・３次元データ納品の費用、外注経費等の費用は計上しないものとする。ただし、基礎工（ＩＣＴ）と同時に実施する土工（ＩＣＴ）等他工種において補正係数を乗じる場合は適用しない。

・共通仮設費率補正係数：1.2

・現場管理費率補正係数：1.1

上記費用の対象となる出来形管理は、以下の１）～４）とし、それ以外の出来形管理の費用は、共通仮設費率及び現場管理費率に含まれるため、別途計上は行わない。

１）空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理
２）地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理
３）無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
４）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
なお、以下の５）～７）による出来形管理を実施した場合は、「３次元出来形管理・３次元データ納品の費用、外注経費等の費用」については、計上しない。
５）ＴＳ等光波方式を用いた出来形管理
６）ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理
７）ＲＴＫ－ＧＮＳＳを用いた出来形管理

２．施工合理化調査を実施する場合はこれに協力すること。

第３６条　ＩＣＴ活用工事の費用について（作業土工（床掘工））

１．受注者が、契約後施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までに、作業土工（床掘工）及び作業土工（床掘工）以外の工種に関するＩＣＴ活用の具体的な工事内容・数量及び対象範囲について明示し、監督職員へ協議を行い、協議が整った場合、ＩＣＴ施工技術の活用を実施する項目については、各段階を設計変更の対象とし、以下の積算要領より費用を計上することとする。

・ＩＣＴ活用工事（導入型）積算要領
・ＩＣＴ活用工事（作業土工（床掘工））積算要領

ただし、監督職員の指示に基づき、３次元起工測量を実施するとともに３次元設計データの作成を行った場合は、受注者は発注者からの依頼に基づき、見積書を提出するものとする。

２．施工合理化調査を実施する場合はこれに協力すること。

第３７条　ＩＣＴ活用工事の活用効果等に関する調査

ＩＣＴ活用工事を行った施工者は、活用目的等の把握のための「ＩＣＴ活用工事の活用効果等に関する調査」の対象であり、別途監督職員より指示される調査票に基づき実施するものとする。

施工者は、工事完了後直ちに調査票を監督職員へ提出・確認後、発注者が指示するメールアドレスまで調査票を電子メールにより提出すること。また調査票の聞き取り調査等を実施する場合はこれに協力するものとする。

調査費用については当初は計上していないため、設計変更の対象とする。

第３８条　デジタルデータを活用した鉄筋出来形計測に関する工事

１．デジタルデータを活用した鉄筋出来形計測に関する工事

「デジタルデータを活用した鉄筋出来形計測に関する工事（以下、「本工事」という。）」は、受注者における「段階確認に伴う準備作業（鉄筋へのマーカー設置等）、手待ち時間の削減や確認書類の簡素化」や発注者（監督員）における「現場臨場の削減による効率的な時間の活用」等を目指し、段階確認時の配筋の出来形計測をデジタルカメラ等で撮影した画像計測により行うものである。

撮影画像（計測結果）は、遠隔地から確認することも可能であり、監督職員の遠隔臨場を実施する場合は、「建設現場における遠隔臨場に関する実施要領（案）」、及び「建設現場の遠隔臨場に関する監督・検査実施要領（案）」に準拠するものとする。

２．実施内容

（１）段階確認時の実施内容

段階確認時の配筋間隔の計測において、従来のスケール等による実測とデジタルカメラで撮影した画像計測を併用し、両者の計測値の差を整理するものとする。また、計測時の条件（撮影箇所、撮影距離、気象条件等）は、必ず記録するものとする。

（２）機器の準備

本工事に要する画像計測機器等は、受注者が手配するものとし、詳細については、監督職員と協議し決定するものとする。

（３）計測精度の検証

本工事による画像計測の精度検証のため、計測データを監督職員に提出するものとする。

（４）効果の検証

本工事を通じた効果の検証（生産性向上効果の検証）及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

（５）費用

本工事にかかる費用については、全額を受注者の負担とする。

第３９条　現場環境改善（快適トイレの設置）

１．内 容

受注者は、現場に以下の（１）～（11）の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。

（12）～（17）については、満たしていればより快適に使用出来ると思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

（１）洋式（洋風）便器
（２）水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）
（３）臭い逆流防止機能
（４）容易に開かない施錠機能
（５）照明設備
（６）衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重を５kg以上とする）

【付属品として備えるもの】

（７）現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
（８）周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
（９）サニタリーボックス（女性用トイレに必ず設置）
（10）鏡と手洗器
（11）便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

（12）室内寸法900㎜×900㎜ 以上（面積ではない）
（13）擬音装置（機能を含む）
（14）着替え台
（15）臭気対策機能の多重化
（16）室内温度の調整が可能な設備
（17）小物置き場等（トイレットペーパー予備置き場等）

２．快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記１の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】（１）～（６）

及び【付属品として備えるもの】（７）～（11）の費用については、従来品相当を差し引いた後、57,000 円/基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量は、現場毎に必要性を協議の上、決定する。

また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、積算上限額を超える費用については、現場環境改善費(率)を想定しており、別途計上は行わない。

３．快適トイレの「質の向上」に要する費用

快適トイレの「質の向上」として、積算上限額を超える費用について現場環境改善費（率）を充当することができる。現場環境改善費（率）の充当を希望する場合は、上記２．の協議時に見積書を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとする。

なお、現場環境改善費（率）を充当することにより、特記仕様書に明示されたその他の費目の実施が困難な場合には、実施費目数の変更を合わせて協議することとする。

４．その他

快適トイレの手配が困難の場合は、監督職員と協議の上、本条項の対象外とする。

第４０条　BIM/CIM適用工事について

本工事は、BIM/CIM 適用工事（発注者指定型）である。

少なくとも以下に示す義務項目について、BIM/CIM を適用する。さらに、発注者が示す課題や効率化等を求める内容を踏まえ、BIM/CIM 取扱要領「附属資料１ 推奨項目一覧」や過去の取組事例等を参考にして、受発注者で実施内容や納品方法について協議し決定する。

受注者が希望する場合、発注者が示す活用内容以外の活用内容を提案することができる。

BIM/CIM 適用工事に要する費用については、当初は計上していない。３次元モデルを作成または加工する場合は、受発注者間の協議に基づき、設計変更を行うものとする。

活用内容	活用内容の詳細
〔義務項目〕	
施工計画の検討補助	詳細設計等で作成された３次元モデルを閲覧し、施工計画を検討する際の参考にする。
２次元図面の理解補助	詳細設計等で作成された３次元モデルを閲覧し、２次元図面を理解する際の参考にする。
現場作業員等への説明	詳細設計等で作成された３次元モデルを用いて、現場作業員等に工事の完成イメージ等を説明し、現場作業員等の理解促進を図る。
〔推奨項目〕（例）	
鉄筋の干渉チェック	３次元モデルで鉄筋の干渉を確認する。 本工事では、下部工（杭頭部、橋座部、沓座部）を確認する。

（参考）３次元モデル作成の目安

詳細度	２００～３００程度※１ ※１　構造形式がわかるモデル～主構造の形状がわかるモデル
属性情報	３次元形状データが何を表すかを識別する情報をオブジェクトごとに属性情報として設定する(BIM/CIM 取扱要領「附属資料３　オブジェクト分類」を参照)。

１．BIM/CIM実施計画書の作成

受発注者において、BIM/CIMの実施内容や、納品方法等を協議し決定した結果を「BIM/CIM実施計画書」として整理し、提出する。内容に変更が生じた場合は、受発注者間で協議し、BIM/CIM実施（変更）計画書を作成する。

また、作成したBIM/CIM実施計画書（変更含む）に基づき、本工事を実施する。

１）工事概要
２）整理すべき課題
３）BIM/CIMの実施内容（３次元モデルの活用内容、期待する効果等）
４）３次元モデルの作成仕様（作成範囲、詳細度、属性情報、別業務等で作成された３次元モデルの仕様等）
５）３次元モデル作成に用いるソフトウェア、オリジナルデータの種類
６）３次元モデル閲覧、データ共有ができるソフトウェアの種類、成果物の納品ファイル形式
７）３次元モデルの作成担当者
８）３次元モデルの作成・活用に要する費用

２．BIM/CIM実施報告書の作成

BIM/CIM実施計画書に基づき実施した内容について、BIM/CIM実施報告書を作成する。以下の内容をBIM/CIM実施計画書に追記して作成する。

９）後段階への引継事項（データかつ用事の留意点、更なる検討が必要な内容、２次元図面との整合等）
１０）省人化の効果（前段階から引き継いだデータの活用により省人化した効果、３次元での検討により省人化した効果等）

３．成果物の納品

以下の内容を納品する。様式については別添資料を参照すること。

１）BIM/CIM 実施計画書・見積書（変更含む）
２）BIM/CIM 実施報告書（３次元モデル作成引継書シート、３次元モデル照査時チェックシートを含む）
３）作成した３次元モデル（オリジナルデータ、標準的なデータ形式（J-LandXML形式、IFC 形式）、統合モデル、動画等）

４．貸与資料

本工事に関連する以下の業務等において作成した３次元モデルのデータを貸与することができる。

・Ｒ７国道１７号本庄道路２期構造物設計他業務

５．その他

最新の情報はBIM/CIMポータルサイト（https://www.nilim.go.jp/lab/qbg/bimcim/bimcimindex.html）で提供されているので、適宜参照すること。

第４１条　工事中の安全確保

１．工事の施工にあたっては、関東地方整備局長が定める「重点的安全対策」について留意し、工事事故の防止を図らなければならない。

なお、令和８年度における重点的安全対策項目は以下の７項目である。

Ⅰ．架空線等上空施設の損傷事故防止
Ⅱ．建設機械等の稼働に関連した人身事故防止
Ⅲ．資機材等の下敷きによる人身事故防止
Ⅳ．足場・法面等からの墜落事故防止
Ⅴ．地下埋設物の損傷事故防止
Ⅵ．第三者の負傷・第三者車両等に対する損害
Ⅶ．事故防止

２．受注者は、工事に従事する就業制限業務及び作業主任者を選任する業務における資格者のうち、資格取得後一定期間経過した資格者に対し、次に掲げる再教育の受講が推進されるよう努めるものとする。

①労働安全衛生法第19条の2に基づく足場組立等作業主任者等に対する能力向上教育
②労働安全衛生法第60条の2に基づく車両系建設機械運転従事者、移動式クレーン運転士、玉掛業務従事者等に対する危険有害業務従事者教育
③厚生労働省通達に基づくドラグ・ショベル運転業務従事者等に対する危険再認識教育

３．工事の施工にあたっては、工事等の時期、工事等の方法の概要 及び 工事等を行なう場合における道路交通に対する措置について「道路工事保安施設設置基準（令和６年２月）」に基づき監督職員へ確認を行うものとする。

４．工事中看板、工事情報看板及び工事説明看板の記載内容及び設置箇所については、監督職員の承諾を得るものとする。

５．工事期間中に配置する交通誘導警備員は、以下のとおり計上するものとする。ただし、交通管理者等との協議条件など社会的要件、現地精査に基づき配置人員の変更が必要になった場合は、監督職員と協議するものとする。

工種	作業区分	交通整理員（延人数）	備考
全ての工種	昼間作業	**１００人** **（うち有資格誘導員０人）**	交代要員含む

第４２条　試掘及び埋設物の防護

本工事の施工にあたり、地下埋設物に影響を与える箇所について埋設物の管理者等と協議し、必要と判断された場合は、試掘の実施について監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

また、現場条件等により埋設物の防護が必要な場合には、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

第４３条　UAV 等を使用する際の安全面への配慮について

受注者は、起工測量等においてUAV 等を使用する場合、安全面への配慮として下記URLに基づいてUAV 等を使用すること。

URL https://www.gsi.go.jp/KOUKYOU/sokuryosidou41042.html

第４４条　熱中症対策に資する現場管理費の補正

１．本工事は、夏季における真夏日などの気候状況を考慮し、工事現場の熱中症対

策に掛かる経費に関して「熱中症対策に資する現場管理費の補正」を行う試行工事である。

２．真夏日の考え方は下記のとおりである。

（１）真夏日の定義

日最高気温が30℃以上の日を指す。

ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が30℃以上の場合とする。

（２）試行にあたっての真夏日の計上の考え方

下記①～③のいずれかに該当する場合、真夏日として計上する。

①環境省が公表している暑さ指数（WBGT）が日最高25℃以上の場合。

施工現場から最寄りの環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）が25℃以上となる日を、真夏日とみなす。

②気象庁が公表している地上気象観測所の日最高気温が30℃以上の場合。

施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温が30℃以上の日を、真夏日とする。

③夜間工事については、作業時間帯の最高気温が30℃以上の場合。

施工現場から最寄りの観測地点における作業時間帯の最高気温が30℃以上、又はWBGTが25℃以上の場合、真夏日とする。

なお、休工日においては、上記に該当した場合でも真夏日としては計上しない。

④上記①～③によりがたい場合は、監督職員と協議すること。

（３）工期

工事着手から工事完成日までの期間を指す。なお、年末年始休暇６日間、夏季休暇３日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まれない。

（４）基準日

受発注者協議により、「基準日」を定めるものとする。「基準日」は工事着手日を基本とする。当該「基準日」より工期末までの期間のうち、真夏日にあたる日数を算出する。

なお、夏季休暇３日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、現場休工日は含まないものとする。

（５）真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

・真夏日率　＝　基準日から工期末までの真夏日　÷　工期

（６）現場管理費の補正

現場管理費の補正は、工期中の日最高気温の状況に応じて補正値を算出し、現場管理費に加算する。なお、補正は契約変更において行うものとする。

・補正値（%）　＝　真夏日率　×　補正係数※

※真夏日補正係数：１．２

第４５条　安全管理推進技術査等認定について

１．概要

関東地方整備局（港湾・空港部・営繕部関係を除く）が発注した工事（以下、「直轄工事」という）において、無事故で完成させた技術者に対して、「安全管理推進技術者」（以下、「認定技術者」という）として認定する。

２．認定条件

対象とする技術者は、以下の条件によって認定する。

・直轄工事において、無事故にて完成させた「安全管理担当者」として、施工期間中、全ての工事（準備工を除く）に従事した者。なお、「安全管理担当

者」とは、施工体制上、受注者が配置する「統括安全衛生責任者」、「元方安全衛生管理者」、「ずい道等救護技術管理者」、「店社安全衛生管理者」、「工事現場責任者」として安全管理に従事した者で、現場代理人または、主任（監理）技術者が兼務した場合も認定するものとする。

・直轄工事にて、認定技術者として過去５回認定された者については、「優秀安全管理推進技術者」（以下、「優秀認定技術者」という）として認定する。

３．認定技術者の認証

・認定技術者及び優秀認定技術者に認定された者については、「安全管理推進技術者認定ロゴマーク」（以下、「認定ロゴマーク」という）を「企業の名刺」、「ヘルメット貼付」等に使用（印刷、シール）することができる。

・紛失等による認定書の再発行は行わない。

・「認定ロゴマーク」については、当該地方整備局管内で行う直轄工事のみに使用でき、それに要する費用は、当該企業が負担するものとする。

４．認定技術者の認証期間

認定技術者へ授与した認証については、その使用期間に制限を設けないものとする。

５．不適切事項への措置による認証の取り扱い

認定技術者が関係する工事にて、粗雑工事等の発覚より、関東地方整備局から措置（指名停止、文書注意、口頭注意）を受けた場合であっても、過去の認証の取り消しは行わない。ただし、工事完成後、安全管理に関して不適切な事象が発覚した場合、または、不正による認定取得が確認された場合については、認定を取り消す。

第４６条　交通誘導警備員の資格

交通誘導警備員については、資格者（警備業法第23条に規定する都・県公安委員会の行う1級又は2級検定に合格した者）又は、経験1年以上の者を配置すること。

なお、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。

第４７条　仮設工等の段階点検

受注者は、仮設工の計画、設計及び施工における下記段階及び内容について、監督職員の指示する書式に従い、確認し、提出するものとする。

（１）仮設工の設計完了段階(指定仮設については、発注者から提示された設計図書の内容検討完了段階)現地条件と整合した設計条件で設計され適切な仮設計画書が作成されているかを確認する。(なお、指定仮設については発注者から提示された設計図書が現地条件と整合した設計条件で設計され、安全確保された設計図書になっているかを確認する)

（２）仮設工の施工中間段階

仮設計画書どおりに施工が実施されているか確認する。

（３）仮設工の施工完了段階

仮設計画書どおりに施工が実施されているか確認する。

（４）仮設工の撤去中間段階

仮設計画書どおりに施工が実施されているか確認する。

第４８条　特定調達品目の調達実績の調査

受注者は、本工事の資材、建設機械の使用にあたっては、必要とされる強度や耐久性、機能の確保等に留意しつつ、環境物品等の調達の推進に関する基本方針に定められた国土交通省の特定調達品目(以下、「特定調達品目」という)の使用を積極

的に推進するものとする。設計図書に定めがあるものについて、特定調達品目への変更が可能である場合は、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。ただし、東日本大震災の影響により、特定調達品目の使用が困難な場合には、監督職員と協議するものとする。

受注者は、特定調達品目の調達実績の集計を行い、工事完了後(工期が令和９年度以降に及ぶものは、監督職員の指示する日まで)に、電子データにより監督職員に提出するものとする。集計の方法については、監督職員より指示する。

第４９条　環境対策（建設機械の使用）

受注者は、本工事において「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」(昭和６２年３月３０日建設省経機第５８号)に基づき、低騒音型建設機械の使用原則を図られた場合は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」に基づき指定された低騒音型建設機械を使用するものとする。

第５０条　ディーゼル車排出ガス規制に適合した車輌の使用

１．受注者は、本工事現場で使用し又は使用される関係車輌（以下、本工事関係車輌という。）が、埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県のディーゼル車排出ガス規制条例（以下、関係法令等という。）の適用を受ける場合は、これに適合した車輌を使用しなければならない。

２．受注者は、本工事の施工に先立ち、本工事関係車輌の「ディーゼル車排出ガス規制に適合する車輌の使用」について、関係法令等の遵守を施工計画書に記載しなければならない。

３．受注者は、本工事関係車輌にディーゼル車を使用する場合には、車検証等のコピーを保管し、本工事関係車輌を把握しなければならない。

４．受注者は、取締りにより本工事関係車輌に違法行為等があった場合には、直ちに監督職員に報告しなければならない。

５．受注者は、資機材の搬出入等において、資材納入業者に関係法令等を遵守させるものとする。

第５１条　交通安全管理（工事現場管理）

受注者は、工事の施工にあたっては、次の事項を遵守するものとする。

１．積載重量制限を超えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。

２．さし枠装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。

３．過積載車輌、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等過積載を助長することのないようにすること。

４．取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行った場合、さし枠装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。

５．建設発生土の処理及び骨材の購入等にあたって、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。

６．以上のことにつき、下請業者にも十分指導すること。

第５２条　交通安全管理（特殊車両通行許可関係図書の確認及び提出）

共通仕様書１－１－１－３７交通安全管理第１４項における道路法第４７条の２に基づく通行許可の確認は下記について実施するものとする。また監督職員からの求めがあった場合には確認結果等を提示しなければならない。

①　当該車両に関する特殊車両通行許可証

②　現場到着地点及び現場出発時における荷姿（荷姿全景、ナンバープレート等

通行許可証と照合可能な写真を撮影しておくこと）

③　車両通行記録計（タコグラフ）（夜間走行条件の場合のみ）

なお、当該車両の特殊車両通行許可証については、当該経路に関する部分の写しを、共通仕様書１－１－１－３９官公庁等への手続等第３項に基づき、監督職員へ提示するものとする。

第５３条　通行許可等

１．受注者は、建設機械、資材の運搬にあたり、道路法第４７条第１項、車両制限令第３条における一般的制限値を超える車両を通行させようとする場合は、運搬資機材毎に運搬計画（車種区分、車両番号等、車両諸元及び積載重量、資材の積載限度数量、通行経路、許可証等の有効期限等の確認方法と確認頻度）を作成し、施工計画書に記載しなければならない。

２．受注者は、運搬計画どおりに運行していることを確認しなければならない。また、確認を行った資料については、整理保管するとともに、監督職員または検査職員の要求があった場合は速やかに提示しなければならない。

第５４条　工事現場の現場環境改善

１．現場環境改善として実施する内容は、下記のとおりとするが、現場条件等により実施が困難になった場合には、監督職員と協議するものとする。

（１）仮設備関係

緑化・花壇を実施するものとする。

（２）営繕関係

現場事務所の快適化、現場休憩所の快適化を実施するものとする。

（３）安全関係

工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等）を実施するものとする。

（４）地域連携

社会貢献を実施するものとする。

２．現場環境改善については具体的な内容、実施時期について施工計画書に含め提出するものとする。

３．主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策については、工事契約後、監督職員と協議するものとし、現場環境改善費（率）の100%を上限として設計変更の対象とする。

第５５条　工期

１．本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間と実工事期間を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期及び終期を任意に設定できる。なお、契約を締結するまでの間に、**別紙様式−１６**により、工事の始期及び終期を通知すること。

２．余裕期間内は、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

３．全体工期：契約締結日の翌日から**令和９年６月１８日**まで

４．契約締結後において、工期の始期の変更の必要が生じた場合は、監督職員と協議の上、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。なお、条件の変更がない場合において、契約時に設定した工期の変更は行わない。

５．工期は、雨天、休日等を見込んでいる。なお、休日には、日曜日、祝日、年末年始及び夏期休暇の他、作業期間内の全ての土曜日を含んでいる。
工期には、施工に必要な実日数（実働日数）以外に以下の事項を見込んでいる。

①準備期間	４０日間
②後片付け期間	２０日間
③雨休率（猛暑日補正有り） （実働工期日数に休日と悪天候により作業不能日※を見込むための係数）	０．７９
④余裕期間	約３０日間

※雨休率を算出した際の日換算した年間の作業不能日は以下の通りである。
（当該工事の作業不能日ではない。）
イ）１日の降雨・降雪量が１０㎜/日以上の日：２５日間
ロ）８時から１７時までの WBGT 値が３１以上の時間を足し合わせた日数：１２日間
（少数第１位を四捨五入（整数止め）し、日数換算した日数）
過去５か年（２０２１年～２０２５年）の気象庁（さいたま観測所）及び環境省（さいたま地点）のデータより年間の平均発生日数を算出（雨休率を算出した際の日換算した年間の作業不能日）

５．著しい悪天候や気象状況より「天候等による作業不能日」が工程（官積算）で見込んでいる日数から著しく乖離し、かつ作業を休止せざるを得なかった場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。

６．後片付け期間に検査に要する各種電子データの作成を行うことを想定しているが、更なる期間が必要な場合は、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。

第５６条　工事工程クリティカルパスの共有

受注者は、現場着手前（準備期間内）に設計図書等を踏まえた工事工程表（クリティカルパスを含む）を作成し、監督職員と共有すること。工程に影響する事項がある場合は、その事項の処理対応者（「発注者」又は「受注者」）を明確にすること。

施工中に工事工程表のクリティカルパスに変更が生じた場合は、適切に受発注者間で共有することとし、工程の変更理由が以下の①～⑤に示すような受注者の責によらない場合は、工期の延長が可能となる場合があるので協議すること。

①受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合
②著しい悪天候や気象状況より「天候等による作業不能日」が工程（官積算）で見込んでいる日数から著しく乖離し、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合
③工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合
④資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合
⑤その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

第５７条　工事工程表の開示の試行工事

１．本工事は、工期設定の根拠とした工事に必要な関係機関との調整、住民合意、用地確保、法定手続きなどの進捗状況を踏まえた工事工程表を開示するとともに、設計審査会等において工事工程クリティカルパスの共有や発注者が作成する工程と受注者が作成する工事工程の照合（クロスチェック）を行うことにより、適切な工期設定の取組を行う「工事工程表の開示の試行工事」である。

２．工事契約後、設計審査会等において、「前条　工事工程クリティカルパスの共有」により作成した工事工程表を確認し、受注者・発注者間でクリティカルパスの共有を行うものとする。

３．設計審査会等において、発注者が開示した工事工程表（**別紙－５**）との照合（クロスチェック）を実施し、必要に応じて工期延伸の判断について審査を行うなど、適正な工事工程の確保に努めるものとする。

４．本試行に関するアンケート調査を実施する場合はこれに協力すること。

第５８条　悪天候等により工期変更が必要となる場合の協議を簡素化する試行

１．受注者は、著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生し、工期内に工事を完成することが困難な場合はその理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

著しい悪天候とは、当該工事の工期月の雨休率が、直近５カ年における工期月の雨休率の平均値を超える場合をいう。

工期月とは、工事着手日から工事完成予定日までの期間のうちの、工期の延長変更請求時までにかかる月（ただし、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は除く）をいう。

なお、本工事の降雨降雪日は、熊谷観測所（気象庁のデータ）における1日の降雨・降雪量雨が10㎜ 以上/日の日を想定している。

２．アンケート調査を行う場合は、これに協力すること。

第５９条　担い手確保・育成貢献について

本工事は建設産業の担い手の確保・育成工事に関する取り組みが優れた工事について、企業に対して表彰を行う「大宮国道事務所建設産業担い手確保・育成貢献工事表彰制度」の対象工事であり、受注者は、自ら立案実施した担い手の確保対策や育成貢献のための取り組みにおいて評価できる項目について、工事完成時までに所定の様式「**別紙－８（１）～（２）**」により、監督職員に提出する事ができる。

第６０条　個人情報の取扱について

１．基本的事項

受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取り扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成１５年５月３０日法律第５７号）第６６条第２項第１号の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

２．秘密の保持

受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

３．取得の制限

受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、

あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

４．利用及び提供の制限

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

５．複写等の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

６．再委託の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。なお、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）には、受注者は当該第三者に対して、個人情報の保護に関する法律（平成１５年５月３０日法律第５７号）第６６条第２項第４号に基づく個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じさせなければならない。

７．事案発生時における報告

受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

８．資料等の返却等

（１）受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、発注者が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。なお、発注者の指示又は承諾により個人情報が記録された資料等を複写等した場合には、確実にそれらを廃棄又は消去するとともに、証明書（**別紙－２**）を発注者に提出しなければならない。

（２）前項の規定は、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）において準用する。

９．管理の確認等

発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。

１０．管理体制の整備

受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。

１１．従事者への周知

受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

第６１条　施工時期及び施工時間の変更

１．本工事の作業区分は下記によるものとする。

作業区分	施　工　区　分	標準作業時間
昼間作業	全ての工種	８：００～１７：００

上記については、積算上の条件明示であり、作業時間を指定するものではない。

※標準作業時間には、日々の作業準備、後片付け、ＫＹ等安全活動なども含まれる。

ただし、上記区分に変更を要する場合は、監督職員と協議するものとする。

２．非出水期施工

６月１日から１０月３１日までを出水期間とし河川区域内の工事を行ってはならないが、下記に示す工種等においてはこの限りでない。

・後片付け

・河川管理者と協議し、許可を得た工種

３．制限条件に関する関係機関（河川管理者）：埼玉県本庄県土整備事務所

第６２条　他工事との調整

１．下記工事の請負業者とは、現場が連続し施工が輻輳することから、施工手順・工程については十分な打ち合わせを行い、工事の円滑な進捗に努めるものとする。

２．本工事との調整工事は以下のとおりとする。

工事名	施工範囲	工期（予定）
Ｒ８国道１７号本庄道路関連環境整備工事	埼玉県本庄市沼和田～群馬県高崎市新町	令和８年４月～令和９年３月
Ｒ８国道１７号本庄道路忍保川第１橋下部他工事	自）埼玉県児玉郡上里町神保原町 至）埼玉県児玉郡上里町忍保 Ａ１橋台（上り線） 幹線パイプライン対策	令和８年９月～令和９年５月

第６３条　新技術の活用「新技術の定義」

１．本工事は、新技術活用の促進を図ることを目的とした、新技術活用工事である。

２．新技術の定義

新技術活用の原則化における新技術の定義は以下による。

①技術の成立性が技術を開発した民間事業者等により実験等の方法で確認されている技術

②公共工事等において実用段階に達している技術

③当該技術の適用範囲において従来技術に比べて活用の効果が同程度以上の技術又は同程度以上と見込まれる技術

④実用段階に達していない技術又は要素技術など研究開発段階にある技術であって国により導入促進を図る技術

３．対象とする新技術

新技術活用の原則義務化の対象とする新技術は以下のとおりとする。

１）新技術情報提供システム（NETIS）登録技術

URL　http://www.netis.mlit.go.jp

２）NETISのテーマ設定型の技術比較表に掲載されている技術

３）新技術導入促進（Ⅱ）型により活用する技術

４）新技術のニーズ・シーズマッチングにより現場実証し、従来技術と同等以上と確認できた技術

対象とする技術は、NETIS「マッチング」に掲載された技術のうち、「普及促進技術」に該当するものとする。

なお、NETIS掲載期間終了技術は対象外とする。

第６４条　新技術の活用（施工者選定型）

１．本工事は、施工者が原則１技術以上の新技術を選択したうえで活用を図る新技術活用工事である。

２．本工事において、第６３条の新技術の活用「新技術の定義」３．対象とする新技術に示す1)～4)の技術が選定されていない場合、受注者は施工に先立ち、当該工事内容について十分把握の上、新技術を原則一つ以上選定し、監督職員の承諾を得た上で活用するものとし、活用する新技術の名称及び内容等を施工計画書に記載するものとする。活用する新技術がNETIS 登録技術の場合は新技術活用計画書も提出するものとする。

３．受注者は、選定した新技術が第６３条の新技術の活用「新技術の定義」３．対象とする新技術に示す１）～４）のいずれの新技術であるか確認できるよう、施工計画書に記載する。

４．当該技術については、設計図書等で定められた事項に係る部分でない場合は、設計変更の対象としない。

５．受注者は、試行現場照会中の技術を活用する場合において当該技術の施工にあたりNETIS申請者が実施する「試行調査」に協力するものとする。なお、試行調査に係る費用はNETIS申請者が負担する。

６．試行現場照会中の技術を活用する場合、当該工事の実施箇所において標準的に使用される技術の施工費相当額を超える費用については、試行調査に係る費用とみなし、NETIS申請者の負担とする。

７．受注者は、活用する新技術が情報種別記号「－ＶＥ」以外のNETIS登録技術の場合は、当該技術の施工にあたり「活用効果調査」を行うものとする。「活用効果調査」は、「新技術情報提供システム(NETIS)」より作成し、監督職員に提出するものとする。

８．受注者は、本工事によって知り得た当該技術に係わる情報は、監督職員の許可なく公表してはならない。

第６５条　建設現場における遠隔臨場の実施

１．建設現場における遠隔臨場の実施

「建設現場における遠隔臨場の実施」は、受注者における「段階確認に伴う手待ち時間の削減や確認書類の簡素化」や発注者（監督員）における「現場臨場の削減による効率的な時間の活用」を目指し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）とWeb会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」の遠隔臨場を行うものとする。

なお、遠隔臨場の実施にあたっては「建設現場における遠隔臨場に関する実施要領（案）R5.3」を参考に実施するものとする。

URL　https://www.mlit.go.jp/tec/content/001594449.pdf

２．遠隔臨場を適用する工種、確認項目

現場での適用・不適用については、受発注者間にて協議の上、適用する工種・

確認項目を選定することとする。

３．実施内容

（１）段階確認・材料確認、立会での確認

①受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により取得した映像及び音声をWeb 会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」を行うものとする。

②確認実施者が現場技術員の場合、現場技術員は使用するPCにて遠隔臨場の映像（実施状況）を画面キャプチャ等で記録し、情報共有システム（ASP）等に登録して保管する。（従来の立会資料の管理と同様とする。）

（２）動画撮影

動画撮影は、撮影者の安全を確保するため、撮影者が移動の際に横転等が考えられるいわゆる「歩きスマホ」（カメラを手に持って歩きながら撮影）での撮影はしないこと。

動画撮影は、静止して撮影又は撮影者のヘルメットや胸ポケットに付ける等の安全に配慮するものとする。

（３）機器の準備

遠隔臨場に要する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）やWeb会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督職員等と協議し決定するものとする。

なお、配信に利用するシステムは、「パッケージ化したシステム」、「情報共有システム（ASP）」、「Web会議システム（teams､zoom等）」等、何れのシステムを利用してよい。

（４）遠隔臨場を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で協議を行うものとする。対応方法に関しては、確認箇所を画像・映像で記録したものをメール等の代替手段で共有し、監督職員等は机上確認することも可能とする。

なお、本項目は受発注者間で協議し、別日の現場臨場に変更することを妨げるものではない。

（５）フォローアップ調査

工事完了時に**別紙様式-１９**を監督職員へ提出するものとする。

また、遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示によるものとする。

（６）費用

遠隔臨場にかかる費用については、工事実施に必要な施工管理費として、全必要額を技術管理費に積み上げ計上し、設計変更するものとする。

なお、機器の手配は基本的にリースとし、その賃料を計上するものとするが、やむを得ず購入せざるを得ない機器がある場合は、その購入費に、機器の耐用年数に対する使用期間（日単位）割合を乗じた分を計上するものとする。また、受注者が所持する機器を使用する場合も、基本的には同様の考え方とするものとする。

（７）不正行為

遠隔臨場において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準　令和5年3月3日（国不建第578号）」等に従い、監督処分を実施する場合がある。

（８）通信環境

遠隔臨場の実施にかかる通信環境整備は、発注者の費用負担にて行うものとする。

なお、通信環境整備に関する詳細は、監督職員と協議を行うものとする。

遠隔臨場の実施にあたり、現場の通信環境が不良と確認された場合は、対応策を検討の上、監督職員と協議を行うものとする。

第６６条　建設現場における遠隔臨場を活用した工事検査の実施

１．遠隔臨場による工事検査の実施

「遠隔臨場による工事検査」は、受注者における「工事検査に伴う移動時間の削減や工事関係書類の簡素化」や発注者（監督職員・検査職員）における「現場実地（現場臨場）の削減による効率的な時間の活用」等を目指し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、３６０度カメラ等）とＷＥＢ会議システム等を介して工事実施状況、出来形、品質と出来ばえの各検査項目を遠隔で行うものである。なお、遠隔臨場による工事検査は、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』の内容に従い実施する。

２．遠隔臨場による工事検査の対象

遠隔臨場による工事検査は、完成検査、中間技術検査、既済部分検査、完済部分検査における、工事実施状況、出来形、品質、出来ばえの各検査項目を対象とし、以下の表に示す。また、全ての検査を対象とするが、現場条件や、7.3 検査項目の適応性を踏まえ、従来方法（対面書類検査、現場実地検査）を選択することも可能である。

凡例　〇：遠隔臨場による工事検査の対象

	工事実施状況	出来形		品質		出来ばえ	
	書類	書類	実施	書類	実施	書類	実施
完成検査	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
中間技術検査	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
既済部分検査	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
完済部分検査	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇

３．遠隔臨場による工事検査を適用する検査項目

現場条件により遠隔臨場による工事検査の適応性が一致しない場合も想定されることから、検査項目での適用・不適用については、監督職員が検査職員と調整・決定し、受注者に遠隔臨場による工事検査を適用する検査項目を連絡する。遠隔臨場による工事検査を適用する検査項目については、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』「7.3 検査項目の適応性」を踏まえ判断する。

４．実施内容

（１）技術検査、工事検査での実施

受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、３６０度カメラ等）により取得した映像及び音声をＷＥＢ会議システム等を介して工事実施状況、出来形、品質と出来ばえの各検査を実施するものである。

（２）機器の準備

遠隔臨場による工事検査に要する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、３６０度カメラ等）やＷＥＢ会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督職員と協議し決定するものとする。

（３）遠隔臨場による工事検査を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場による工事検査が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で予備日を取り決めて検査日を連絡する。

（４）効果の検証

遠隔臨場による工事検査を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

（５）費用

遠隔臨場による工事検査にかかる費用については、受発注者間の協議を踏まえ、技術管理費に積上げ計上する。なお、監督業務で遠隔臨場を実施する工事については、遠隔検査を行うために追加で要する費用が生じた場合に監督職員と協議するものとする。

（６）不正行為

遠隔臨場による工事検査において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、『建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準　令和７年１２月１２日（国不建第１２１号）』等に従い、監督処分を実施する場合がある。

第６７条　契約後ＶＥ方式

１．定義

「ＶＥ提案」とは、契約書第１９条の２の規定に基づき、設計図書に定める工事の目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする工事材料、施工方法等に係る設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案である。

２．ＶＥ提案の意義及び範囲

①受注者がＶＥ提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容のものとする。

②以下の提案は、ＶＥ提案の範囲に含まないものとする。

（１）施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案。

（２）契約書第１８条に規定された条件変更等に該当する事実との関係が認められる提案。

（３）提案の実施に当たり、関係機関協議等、第三者との調整等を要する提案。

３．ＶＥ提案書の提出

①受注者は、前項のＶＥ提案を行う場合は、次に掲げる事項をＶＥ提案書（**別紙様式－０１～０４**）に記載し、発注者に提出しなければならない。

（１）設計図書に定める内容とＶＥ提案の内容の対比及び提案理由

（２）ＶＥ提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む）

（３）ＶＥ提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠

（４）発注者が別途発注する関連工事との関係

（５）工業所有権等の排他的権利を含むＶＥ提案である場合、その取扱いに関する事項

（６）その他ＶＥ提案が採用された場合に留意すべき事項

②発注者は、提出されたＶＥ提案書に関する追加的資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。

③受注者は、前項のＶＥ提案を契約の締結日より、当該ＶＥ提案に係る部分の施工に着手する３５日前までに、発注者に提出できるものとする。

④ＶＥ提案の提出費用は、受注者の負担とする。

４．ＶＥ提案の審査

提出されたＶＥ提案は、施工の確実性、安全性が確保され、かつ設計図書に定める工事の目的物と比較し、機能、性能等が同等以上で経済性が優位であると判断されるものについては、ＶＥ提案として採用することを原則として審査を行い、当該提案の採否を決定するものとする。

５．ＶＥ提案の採否等

ＶＥ提案の採否について、原則として、ＶＥ提案の受領後１４日以内に書面（**別紙様式－０５**）により通知するものとする。ただし、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。また、ＶＥ提案を採用しなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。

６．ＶＥ提案を採用した場合の設計変更等

①ＶＥ提案を採用した場合において、必要があるときは、発注者は設計図書の変更を行わなければならない。

②前項の規定により設計図書の変更が行われた場合において、発注者は、必要があるときは請負代金額を変更しなければならない。

③前項の変更を行う場合においては、ＶＥ提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の１０分の５に相当する金額（以下「ＶＥ管理費」という。）を削減しないものとする。

④ＶＥ提案を採用した後、契約書第１８条の条件変更が生じた場合、発注者がＶＥ提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。なお、ＶＥ管理費については、原則として変更しないものとする。

７．ＶＥ提案の活用と保護

評定の結果、当該ＶＥ提案内容の活用が効果的であると認められた場合は、他の工事においても積極的に活用を図るものとする。その場合、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、当該権利の保護に留意するものとする。

第６８条　生産性向上チャレンジ工事

１．試行の実施

本工事は、受注者の発案による施工手順の工夫等の創意工夫による生産性向上の取組みを推進する「生産性向上チャレンジ」の試行対象工事である。

２．試行の内容

工事契約後、受注者は、当該工事において、省人化等の生産性向上に資する取組みを実施することができる。

本取組みを実施する場合は、施工計画書に「生産性向上チャレンジ工事」の項目を設け、①取組内容、②期待される効果等を明記するものとし、完成検査までに実施内容及び効果を報告するものとする。また、期待される効果等について、人員削減や作業時間削減等の定量的な効果を記載できる場合は記載することとする。

なお、「技術提案で提案済みの内容」及び「特記仕様書第６３条　新技術活用「新技術の定義」」において採用した取組については本試行の対象外とする。

３．工事成績評定

施工計画書で位置づけられた「生産性向上チャレンジ工事」の取組の履行が確認出来た場合は加点を行うこととする。

４．本試行に係る費用については、原則、受注者負担によるものとする。

第６９条　出来高部分払方式

本工事の部分払は、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施し、円滑かつ速やかな工事代金の流通を確保することによって、より双務性及び質の高い施工体制の確保を目指すため、「出来高部分払方式実施要領」［国土交通省HP https://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000052.html　参照］に基づき行うものとする。

第７０条　直轄土木工事における賃金・労働時間等の実態調査（試行）（受注者希望方式）

１．本工事は、受注者の協力の下、賃金・労働時間・労務費（以下「賃金・労働時間等」という。）の実態を調査する試行工事である。
２．受注者は、契約締結後、賃金・労働時間等の実態調査に協力する意向がある場合には、実態調査に協力する工種・種別・細別（以下、「工種等」という。）を発注者へ報告するものとする。
３．発注者は、実態調査に協力する工種等の報告を受けた工種等より調査対象を選定するとともに、調査対象工種等の施工が完了した後、受注者は、別途監督職員より通知される実態調査要領に基づき資料を提出するものとする。
４．発注者は、提出された資料をもとに賃金、労働時間等の実施率・達成率を算出後、積算上の作業時間を示した資料を提出するとともに、賃金、労働時間等の実施率・達成率を工事完成検査後に受注者、下請業者（注文者）、下請業者（使用者）に通知するものとする。

第７１条　現場技術員

本工事は、現場技術員の配置対象工事であり、現場技術業務を建設コンサルタント等に委託する予定としている。

第７２条　施工体制調査員

本工事は、現場における施工体制の点検補助を建設コンサルタント等に委託する予定としている。また、本工事の施工体制の点検を担当する施工体制調査員の氏名は、別途監督職員より通知する。

なお、施工体制調査員は、工事の情報共有システム（ＡＳＰ）により電子書類を閲覧し、点検を行うため、施工体制調査員を情報共有システム（ＡＳＰ）のユーザーに登録するものとする。（「閲覧のみ可能」で登録）

第７３条　施工体制の点検

１．受注者は「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成１２年法律第１２７号　最終改正令和６年１２月１３日）第１５条３により発注者から施工体制について点検を求められたときは、これを受けることを拒んではならない。
２．施工体制の点検員は当該工事の監督職員、施工体制調査員及び発注担当事務所の職員である。
３．施工体制調査員は、業務証明書を携帯し、胸に委託業務名、委託先、業務職（施工体制調査員）、氏名、顔写真の入った名札を着用している。
４．当該工事の監督職員及び発注担当事務所の職員は、所属、氏名、顔写真の入った名札を着用している。
５．施工体制調査員は、施工体制の点検を行う者で、指示等の権限は有しない。
６.施工体制調査員は、電子書類の点検を工事の情報共有システム（ＡＳＰ）により「閲覧」し、点検する。
７．施工体制調査員は、第１回目の現地点検は現地で点検するが、以降の点検は、映像により点検が可能な項目は、必要に応じ、工事の受注者が導入しているＷＥＢ会議や遠隔臨場システムを活用し、点検することを可能とする。

ただし、立会や打合せ等においてＷＥＢ会議や遠隔臨場システムを導入していない工事や現地での点検を希望する工事は、従来通り、現地で点検する。

第７４条　品質証明

本工事は、品質証明対象工事とする。なお、提出様式は**別紙様式－１２**によるものとする。

第７５条　工事完成図書の納品

１．本工事は電子納品対象工事とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「工事完成図書の電子納品等要領(令和５年３月)：(以下「要領」という。)」に基づいて作成した電子データを指す。

「要領」で特に記載がない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、「要領」の解釈に疑義がある場合は監督職員と協議の上、電子化の是非を決定する。

なお、電子納品の運用にあたっては、「電子納品等運用ガイドライン【土木工事編】（令和６年３月）」を参考とするものとする。

２．本工事は「オンライン電子納品実施要領」に基づき、オンライン電子納品を行うものとする。

オンライン電子納品は、発注者が用意した電子納品保管管理サーバへのオンラインによる納品を原則とする。

なお、オンラインによる納品が実施できない場合は、監督職員と協議の上、電子媒体に格納して納品するものとする。

３．成果品の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施したうえで提出すること。

第７６条　技術検査

１．本工事は、中間技術検査対象工事とし、実施回数は２回以上を原則とする。なお、工事成績優秀企業の適用工事にあたっては、減免することが出来るものとする。但し、低入札価格調査制度対象工事となった工事及び監督強化価格対象工事については、減免の適用の対象外とする。

２．中間技術検査の実施時期は、完成、既済部分(完済を含む)の検査時期及び当該工事の主要工種を考慮し、施工上の重要な変化点で行うことを原則とする。実施時期は、監督職員が選定するものとし、監督職員は、受注者に対して書面をもって検査日及び検査職員名を通知するものとする。

３．中間技術検査は、上記を標準として実施することとするが、中間技術検査の主旨を踏まえ、現場条件、工事規模、内容、工期等を考慮して、実施時期、実施回数を変更することが出来る。

第７７条　書類限定検査

１．本工事は、検査に必要な書類を限定し、監督職員と技術検査官の重複確認廃止の徹底及び受注者における説明用資料等の書類削減により効率化を図る「書類限定検査」の対象である。

２．書類限定検査とは、検査時に下記の１０書類に限定して資料検査を行うものとする。

①施工計画書	⑥出来形管理図表
②施工体制台帳（下請引取検査書類を含む。）	⑦品質管理図表
③工事打合せ簿（協議）	⑧品質規格証明資料
④工事打合せ簿（提出）	⑨品質証明書
⑤工事打合せ簿（承諾）	⑩工事写真

なお、以下の工事については対象外とする。

・「低入札価格対象工事」又は「監督体制強化工事」は対象外

・施工中、監督職員より文書等により改善指示が発出された工事は対象外

３．実施状況や改善点等を把握するためのアンケートに協力する。

第７８条　ウイルス対策

受注者は、電子納品時のみならず、監督職員に工事に関する事項について電子データを提出する際には、ウイルス対策を実施した上で提出しなければならない。

また、ウイルスチェックソフトは常に最新データに更新（アップデート）しなければならない。

第２章　土　工

第７９条　建設発生土の利用

１．床掘りで生じた発生土は、現場内に仮置き（運搬距離０．３ｋｍ以下）するものとする。

２．埋戻しに使用する土砂は、現場内の仮置き場（運搬距離０．３ｋｍ以下）より、採取するものとする。

３．場所打杭で生じた発生土は、現場内に仮置き（運搬距離０．５ｋｍ以下）するものとする。

４．運搬場所及び採取場所については、工事着手前に監督職員より指示するものとし、運搬距離に変更が生じた場合は、設計変更の対象とする。

第３章　無筋・鉄筋コンクリート

第８０条　レディーミクストコンクリート

１．コンクリートは、レディーミクストコンクリートを原則とし、下記の仕様によるものとする。

No	使用区分	呼び強度 N/mm2	ｽﾗﾝﾌﾟ (参考値) cm	粗骨材の最大寸法 mm	水ｾﾒﾝﾄ比 %以下	セメントの種類	摘要
1	場所打杭	30	15	20～25	55	高炉Ｂ種 C=350	
2	橋台躯体ｺﾝｸﾘｰﾄ	24	12	20～25	55	高炉Ｂ種	
3	均しｺﾝｸﾘｰﾄ	18	8	20～25	－	高炉Ｂ種	

ただし、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。

本工事の特記仕様書、数量総括表及び図面に記載されたスランプは、積算上の参考値である。

現場打ちの鉄筋コンクリート構造物の施工にあたっては、「流動性を高めた現場打ちコンクリートの活用に関するガイドライン（平成２９年３月）」を基本とし、構造物の種類、部材の種類と大きさ、鋼材の配筋条件、コンクリートの運

搬、打込み、締固め等の作業条件を適切に考慮し、スランプ値を設定するものとする。契約後に受発注者間でスランプ値の確認を行い、施工条件等により、協議の上、スランプを指定することができる。

ただし、（１）使用するコンクリートの単位水量、単位セメント量、水セメント比を配合計画書により確認する（２）使用するコンクリートの目標スランプが12㎝を超える場合には、（１）に加え、試し練りを行い材料分離抵抗性を確認すること。

２．コンクリートの耐久性向上の対策は「コンクリートの耐久性向上」仕様書（土木編）（平成１４年８月一部改正）により行うものとする。

第８１条　配合

水セメント比については、示方配合表により監督職員の確認を得なければならない。

なお、水セメント比を減じることにより施工性が著しく低下する場合は、必要に応じて、高性能減水剤の使用等を検討しなければならない。また、下記構造物については適用除外とする。

・仮設構造物（建設後数年の内に撤去するもの。）
・最大高さ１ｍ未満の擁壁・水路・側溝及び街渠等の構造物。
・管（函）渠等（φ600未満、600㎜×600㎜未満）の構造物。
・道路照明、標識、防護柵等の構造物。
・耐久性を期待しない構造物。
・河川における護岸構造物（特殊堤及び船着場等は除く。）

第８２条　ひび割れ発生状況の調査

１．適用範囲

ひび割れ発生状況の調査の対象工種については、高さが5m以上の鉄筋コンクリート擁壁、内空断面積が25m2以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工、及び高さが3m以上の堰・水門・樋門とする。

但し、いずれの工種についても、プレキャスト製品及びプレストレストコンクリートは測定の対象としない。

２．調査方法

（１）0.2㎜以上のひび割れ幅について、展開図を作成するものとし、展開図に対応する写真についても提出しなければならない。

（２）ひび割れ等変状の認められた部分のマーキングを実施しなければならない。

３．調査時期

調査は、足場が存置されている間に実施しなければならない。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得るものとする。

４．調査の報告

構造物毎に**別紙様式－１１**により調査票を作成し提出しなければならない。

５．調査結果の評価

調査結果の評価に当たっては、「ひび割れ調査結果の評価に関する留意事項」を参考にした評価を行ない評価書(様式自由)を提出しなければならない。

第８３条　コンクリート構造物非破壊試験（配筋状態及びかぶり測定）

１．適用範囲

コンクリート構造物非破壊試験(配筋状態及びかぶり測定)は、「非破壊試験等によるコンクリートの品質管理について」（平成３０年１０月２４日付け国官技

第４４号）　(http://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000052.htmlを参照）により行うものとする。

２．本工事での試験箇所数は以下のとおりとする。

① 対象構造物：下部工　１基

② 試験方法及び箇所数等：監督職員と協議の上、決定するものとする。

３．試験に要する費用は、技術管理費として共通仮設費率に含まれる。

第８４条　微破壊・非破壊試験によるコンクリートの強度測定

１．微破壊・非破壊試験によるコンクリートの強度測定は、「非破壊試験等によるコンクリートの品質管理について」（平成３０年１０月２４日付け国官技第４４号）　(http://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000052.htmlを参照）により行うものとする。

２．本工事での試験箇所数は以下のとおりとする。

① 対象構造物：下部工　１基

② 試験方法及び試験体数等（微破壊試験）：監督職員と協議の上、決定するものとする。

③ 試験方法及び測線数等（非破壊試験）：監督職員と協議の上、決定するものとする。

３．試験に要する費用は、技術管理費として共通仮設費率に含まれる。

第８５条　レディーミクストコンクリート単位水量測定

本工事においては、1日当たりレディーミクストコンクリートの使用量が100m3以上施工するコンクリート工において、「レディーミクストコンクリートの品質確保について(平成15年10月2日、国官技第185号)」、「「レディーミクストコンクリートの品質確保について」の運用について(平成15年10月2日、国コ企第3号)」及び「レディーミクストコンクリート単位水量測定要領(案)」(以下、測定要領という)(これらについて、受注者が所持しない場合は工事契約後に受注者から監督職員に通知を求めるものとする。)に基づき、施工管理を行い、その記録及び関係書類を直ちに作成、保管し、完成検査時に提出しなければならない。ただし、それ以外で監督職員から請求があった場合は直ちに提示しなければならない。測定機器は測定要領の「２．測定機器」によるものとするが、現場条件により発注者から測定機器を指示する場合がある。又、使用する機器を施工計画書に記載するものとする。

単位水量の測定は、測定要領の「６．測定頻度」及び「７．管理基準値・測定結果と対応」により実施することとする。なお、これらに定められてない場合は監督職員と協議するものとする。

第８６条　銘板の設置

１．本工事は、銘板を設置するものとする。なお、当初は材料費のみを計上しているため、設置費については、設計変更の対象とする。

２．材質・規格、記載事項については以下を標準とし、詳細について受注者は監督職員と協議し指示を受けるものとする。

１）材質・規格

① 材質：ＪＩＳ　Ｈ　２２０２（鋳物用銅合金地金）

② 寸法：６００mm×４００mm

③ 文字サイズ：１５mm程度

なお、銘板の寸法について変更となる場合は、設計変更の対象とする。

２）記載事項

① 構造物名称

② 工事名称
③ 工期又は完成年月
④ 発注機関名
⑤ 諸元
⑥ 適用基準
⑦ 設計基準強度
⑧ 水セメント比
⑨ コンクリート工場名
⑩ 設計会社名、設計責任者名
⑪ 施工会社名、監理技術者名
⑫ 施工会社名、現場代理人名
⑬ ⑫当該工事に携わった技術者名及び所属する会社名
⑭ 監督職員名、検査職員名

なお、⑬について、元請け会社の担当技術者及び下請施工会社の専任の主任技術者とし、本人の了解を得た上で記載することができる。⑭について監督職員、検査職員を記載することができるものとする。

3．取付位置については、通常の点検で目視できる位置とし、監督職員の承諾を得るものとする。

【 銘板作成例 】

６００mm	
構造物名称　〇〇高架橋	
工事名称　〇〇高架橋〇部その〇工事	
工期　自）令和〇年〇月〇日　至）令和〇年〇月〇日	
（又は完成年月）　（又は令和〇年〇月）	
発注機関名　国土交通省関東地方整備局〇〇事務所	4
諸元　高さ　〇m、幅　〇m	0
適用基準　道示(H〇年)、	0
杭基礎設計便覧(H〇年)	m
ｺﾝｸﾘｰﾄ標準示方書(H〇年)	m
設計基準強度　〇〇N／mm２	
水セメント比　〇〇%	
コンクリート工場名　〇〇コンクリート㈱	
設計会社名、設計責任者氏名　〇〇コンサルタント㈱　〇〇 〇〇	
施工会社名、監理(主任)技術者氏名　〇〇建設(株)　〇〇 〇〇	
現場代理人名　〇〇 〇〇	
技術者氏名(施工会社名)　〇〇 〇〇(〇〇土木(株))	
〇〇 〇〇((株)〇〇組)	
監督職員氏名　〇〇 〇〇　〇〇 〇〇	
検査職員氏名　〇〇 〇〇	

※ 上記作成例の諸元及び適用基準、設計基準強度、水セメント比、コンクリート工場名については、対象構造物により必要な項目を適宜記載するものとする。

第８７条　組立て

1．配筋・組立において、鉄筋組立固定架台、鉄筋固定金具を使用する場合は監督職員と協議しなければならない。

2．鉄筋・組立に用いる鉄筋の現場における加工の有無およびその他条件については、契約図書に示す通りとする。なお、現場での加工を要した鉄筋については、

鉄筋加工の有無を含むトレーサビリティーを確認できる資料を監督職員に提出しなければならない。また、施工の実態調査を目的として、監督職員から追加資料の提出を指示された場合、受注者はこれに協力すること。

第８８条　機械式鉄筋継手

機械式鉄筋定着工法を採用する場合は、「機械式鉄筋定着工法の配筋設計ガイドライン（平成２８年７月）」に基づき実施するものとする。

なお、上記については、設計変更の対象とし別途監督職員と協議するものとする。

受注者は、施工する工法について、求める性能に関する公的認証機関による建設技術審査証明の写しを監督職員へ提出し、承諾を得なければならない。

また、現場施工における取付箇所の品質確認方法について、監督職員と協議するものとする。

第８９条　機械式鉄筋継手工法

機械式鉄筋継手工法を採用する場合は、「現場打ちコンクリート構造物に適用する機械式継手工法ガイドライン（平成２９年３月）」に基づき実施するものとする。

受注者は、施工する工法について、求める性能に関する公的機関等による技術的な確認を受けた証明書の写しについて、監督職員の承諾を得なければならない。

また、現場施工における取付位置や等級、品質確認方法について、監督職員と協議するものとする。

施工前には、施工要領書について監督職員の承諾を得なければならない。施工時には、工法に関して教育、講習等を受けた有資格者の管理の下で施工しなければならない。

第９０条　型枠穴孔の補修

型枠セパレータで除去タイプのコーンを用いる場合は、セパレータ端部が鉄筋かぶり内に残らないようにすること。

また、モルタル等による型枠穴孔の補修を行う場合は、専用コテ等で入念に仕上げること。

型枠穴孔の補修材の落下による第三者被害が想定される箇所については、落下の懸念が少ない方法によることとし、その方法を施工計画書に記載しなければならない。

第４章　一般施工

第９１条　場所打杭工

基礎杭の施工によって生ずる杭施工基面までの空洞(穴)は、施工機械、作業員などの安全対策上埋戻しを施し、安全管理に努めなければならない。

場所打ち杭の施工は、オールケーシング工法（全回転式）を見込んでいる。なお、施工にあたっては現地状況を十分把握し、安全性、細部構造等については受注者において十分検討を行い、受注者の責任において決定し、施工するものとする。

なお、現地状況、施工条件等に変更が生じた場合は、監督職員と協議しなければならない。

受注者は、全ての杭について、床掘り完了後（杭頭余盛部の撤去前）に杭頭部の

杭径を確認するとともに、その状況について写真撮影を行い監督職員に提出するものとする。その際、杭場が出来管理基準を満たさない状況が発生した場合は、補修方法等について監督職員と協議を行うものとする。なお、上記の検討及び補修に要する費用については、受注者が負担するものとする。

第９２条　工事用道路

１．現場内への搬入・搬出は、町道１０１号線（神保原・八町河原線）を使用するものとする。

２．現場内の作業ヤードは、施工済みであるが、当工事で整地等が必要となった場合は、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

３．工事用道路及び作業ヤードは、工事終了後も引き続き他の工事で使用するので存置するものとする。

４．工事用道路で使用した既設道路の補修が生じた場合は、補修箇所、方法等については、監督職員の承諾を得てから施工することとする。なお、補修の費用については、当初は見込んでいないため、補修の必要が生じた場合には、監督職員と協議するものとする。

５．上記によりがたい場合は、監督職員と協議するものとする。

第９３条　仮設工

図面等で指定している仮設工は、その標準を示したものであり、現地の状況を十分把握し安全性、細部構造等の検討を行い、工事の施工については、受注者の責任において実施しなければならない。なお、現地の状況に変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

土質定数は次表のとおりとするが、貸与するＲ２本庄道路忍保川橋修正設計他業務の報告書にて照査を行うこととする。また、疑義が生じた場合は、監督職員と協議することとする。

ボーリング名：Ｂ－１７（Ｈ２１）

層	層厚(m)	γ(kN/m3)	Φ(°)	C(kN/m2)
1	0.930	18.0	18.0	0.0
2	3.350	17.0	30.0	0.0
3	2.050	18.0	0.0	32.0
4	0.600	16.0	30.0	0.0
5	1.600	18.0	0.0	32.0
6	3.700	20.0	0.0	34.0

鋼矢板の打ち込みはＷＪ併用バイブロハンマ工法を見込んでいる。

鋼矢板の打ち込み工法などは、現地状況を十分把握し、安全性等については受注者において十分検討を行い、受注者の責任において決定し施工するものとする。

なお、現地状況、施工条件等に変更が生じたことに伴い、上記の施工方法が変更となる場合は監督職員と協議しなければならない。

第５章　橋　梁　下　部

第９４条　箱抜きの施工

支承箱抜きの設置費について、当初は、費用を計上していないため、設計変更の対象とする。

支承部箱抜きの施工については、共通仕様書１０－３－８－９『６．フーチングの箱抜きの施工』により行うこととされているが、下記のとおり段階的な確認も踏まえて、出来形確認の徹底を行うものとする。

①コンクリートの打込み及び締固めなどの影響で型枠などの浮き上がりや、ずれが生じる事があるため、箱抜き用型枠材料を下部構造の鉄筋に固定する等の対策をしているか確認を行うこと。

②支承部アンカーボルトの箱抜き規格値の確認については、施工計画書、作業手順書などで、計測方法・位置等について、事前に確認を行うこと。特に鉛直度の計測は、箱抜き孔の全長（箱抜き深さ）に対応した定規等を用いて、全長（深さ）に対する鉛直度の測定を行うこと。

③施工完了後、箱抜きの形状（位置及び深さ）、補強鉄筋配置などの測量結果を検査記録に必ず記載すること。

（単位：㎜）

支承部アンカーボルトの箱抜き規格値	計画高さ	＋１０～－２０
	平面位置	±２０
	ｱﾝｶｰﾎﾞﾙﾄ孔の鉛直度	１/５０以下

「土木工事施工管理基準及び規格値」橋台工、RC橋脚工　抜粋

第６章　その他

第９５条　震災対策

１．地震発生等の天災に備えて、あらかじめその対応策を定めておくものとする。

２．地震注意情報等が発令された場合は、直ちに工事を中断し、その情報に応じた適切な保全措置等を講ずるものとする。

第９６条　道路施設基本データの作成

本工事完成時には、以下に示す『道路施設基本データ』を作成し、監督職員に提出するものとする。ただし、本工事に該当しない施設の基本データは作成しないものとする。

なお、完成後でも、発注者は受注者に対して、『道路施設基本データ』の内容について、説明を求めることがある。

１．道路施設基本データの種類

区分	施設番号	施設名	区分	施設番号	施設名

道路構造	C020	縦断勾配	付属物及び付属施設	E060	道路情報板
	C030	平面線形		E070	交通遮断機
	C050	舗装		E080	I.T.V
	C060	道路交差点		E090	車両感知器
	C070	鉄道交差点		E100	車両諸元計測施設
	C080	歩道及び自転車歩行者道		E110	気象観測施設
	C090	独立専用自歩道		E120	災害予知装置
	C100	中央帯		E130	自動車駐車場等
	C110	環境施設帯		E140	自転車駐車場
構造物	D010	橋梁		E150	雪崩防止施設
	D020	橋側歩道橋		E160	落石防止施設
	D030	横断歩道橋		E170	消雪ﾊﾟｲﾌﾟ
	D040	ﾄﾝﾈﾙ		E180	ﾛｰﾄﾞﾋｰﾃｨﾝｸﾞ
	D050	洞門		E190	除雪ｽﾃｰｼｮﾝ
	D060	ｽﾉｰｼｪｯﾄﾞ		E200	防災備蓄
	D070	地下横断歩道		E210	共同溝
	D080	道路 BOX 等		E220	CAB 電線共同溝
	D090	横断 BOX 等		E230	植栽
	D100	ﾊﾟｲﾌﾟｶﾙﾊﾞｰﾄ		E240	遮音施設
	D120	擁壁		E250	遮光ﾌｪﾝｽ
	D130	ｽﾉｰｼｪﾙﾀｰ		E270	流雪溝
	E010	防護柵		E310	防雪林
	E020	道路照明		E320	路側放送
	E030	視線誘導標(反射式)		E330	光ｹｰﾌﾞﾙ施設
	E040	視線誘導標(自光式)		E340	道路反射鏡
	E050	道路標識		E350	ﾋﾞｰｺﾝ

２．道路施設基本データの作成は、別に定める『道路管理データベースデータ作成マニュアル（案）』によるものとする。
３．道路施設基本データは、『道路施設基本データ作成システム』で作成する。
４．道路施設基本データ作成にあたって工事番号は、ＣＯＲＩＮＳ登録時の「工事契約コード番号」とする。
５．道路施設基本データに係わる以下のものを電子データにて提出すること。
①道路施設台帳作成総括表
②道路施設基本データ総括表
③道路施設基本データ一覧表
④道路施設台帳チェックシート
⑤「道路工事完成図等チェックプログラム」によるチェック結果
⑥「電子納品チェックプログラム」によるチェック結果
⑦工事数量総括表

第９７条　道路橋維持管理資料の作成

１．本工事において施工した橋梁について、施工に関する記録などを保存するため「道路橋関連資料の保存要領（案）」に基づき電子媒体を作成し、監督職員に提出すること。
２．本工事において作成する資料の対象は、「道路橋関連資料の保存要領（案）」に基づき監督職員の指示によるものとする。なお、作成に要する費用について

は、当初は計上していないため、設計変更の対象とする。

第９８条　全国道路施設点検データベース（道路橋）への登録

１．受注者は、必要に応じ管理運営団体の定める方法によりユーザー登録を行った上で、施工結果等のデータを、全国道路施設点検データベース（道路橋）（以下「点検DB（道路橋）」）に登録する。

登録するデータは以下の通りとし、事前に監督職員と協議しなければならない。登録するデータに係る権利は、次条に定めるとおりとする。なお、点検DB（道路橋）の管理運営団体に支払う登録料については設計変更の対象とする。

【全国道路施設点検データベース（道路橋）への登録データ】

「道路管理データベース データ作成マニュアル（案）」の対象工事に関するデータ・点検DB（道路橋）で扱う「道路管理データベース データ作成マニュアル（案）」

対象項目

橋梁基本（D010）、橋梁幅員構成（D011）、橋梁高欄防護柵（D012）、橋梁交差状況（D013）、橋梁添架物（D014）、橋梁上部工（D015）、橋梁下部工（D016）、橋梁径間（D017）、橋梁図面類（D018）、橋梁塗装歴（D019）

２．受注者は、状況写真や地形図を含む一般図などの画像データ等において、個人情報が表示されないよう加工を施したものを使用するとともに、点検DB（道路橋）へ登録するデータに個人情報が含まれないことを確認しなければならない。また、登録するデータに個人情報が含まれないことを確認する手法について施工計画書に明記し、個人情報が含まれないことを確認した書類として「別紙－７」に示すチェックリストを提出すること。

なお、受注者と発注者の双方がチェックリストにより、個人情報が含まれないことを確認した後でなければ、データ登録を行ってはならない。

第９９条　登録するデータに係る権利

１．本工事の成果として点検DB（道路橋）へ登録されるデータ及びこれに係る特許、実用新案登録、意匠登録等を受ける権利及び当該権利に基づき取得する産業財産権並びに著作権（著作権法第27条及び第28 条に定める権利を含む。）その他の知的財産権（ノウハウ等に関する権利を含む。）は、すべて登録・確定と同時に発注者に帰属する。

２．点検DB（道路橋）へ登録されるデータに係る知的財産権のうち、受注者又は第三者が従前から保有していた知的財産権が含まれる場合、受注者は、発注者、発注者が指定する者及び点検DB（道路橋）を利用する者（以下「発注者等」という。）に対し、当該知的財産権の利用を許諾し、又は許諾させるものとする。

３．受注者は、自ら（受注者に所属する者を含む。）又は第三者をして、発注者等に対し、点検DB（道路橋）へ登録されるデータを構成する著作物に係る著作者人格権を行使せず又は行使させない。

４．前三項の場合において、受注者は、発注者に知的財産権を帰属させ若しくは発注者が適法に知的財産権を行使するため、又は発注者等による点検DB（道路橋）の運用及び利用のために必要となる一切の手続（第三者からの許諾取得を含む。）を履践するものとする。

５．発注者及び受注者は、前四項に定める権利の帰属及び不行使並びに手続履践の対価が委託料に含まれることを相互に確認する。

６．受注者は、点検DB（道路橋）へ登録されるデータが知的財産権を含む第三者の権利を侵害しないことを表明及び保証し、受注者がかかる表明保証に違反したことにより発注者が第三者から訴訟を提起され又は権利を主張される等の紛争が生

じた場合には当該紛争の解決に協力するとともに、発注者に生じた損害、損失及び費用（合理的な範囲の弁護士費用を含む。）について、発注者に対してこれを補償するものとする。

第１００条　工事現場における説明性の向上

受注者は、事業名、事業の目的・内容・効果、工事名、工事内容、連絡先を記した工事説明書を作成し、近隣住民等から事業内容等の説明を求められた場合は、工事の安全確保に支障のない範囲において、当該工事説明書を配布する等、工事現場の説明性の向上を図るものとする。

また、受注者は、工事現場作業員に対し、工事内容及び事業目的・効果を周知するものとする。

別紙－１

明示項目及び明示事項

明示項目	明示事項	記載条項
工程関係	■ 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法。	第６１条
工事用道路関係	■ 仮道路の工事終了後の処置（存置又は撤去）。	第９２条
建設副産物関係	■ 建設発生土が発生する場合は、残土の受入場所及び仮置き場所までの距離、時間等の処分及び保管条件。 ■ 建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場等の処理条件。 なお、再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入場所、距離、時間等の処分条件。	第７９条 第２５条

概略工事工程表（別紙－5）

工事名 ： R8国道17号本庄道路忍保川第1橋下部工事

工　種		単位	数 量	令和8年度 9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	令和9年度 4月	5月	6月	備考
準備期間		式	1											・40日間
仮設工・作業土工		式	1											（1pt）
橋台工 A1橋台（下り線） 場所打ち杭		基	1											（1pt）
橋台工 A1橋台（下り線） 橋台躯体		基	1											（1pt） 鉄筋工のみ（2pt）
後片付け		式	1											・20日間
制約条件	出水期間													・6月～10月
	関連工事													・R8国道17号本庄道路 忍保川第1橋下部他工事
	年末年始、お盆													・12月下旬～1月上旬 ・8月中旬
雨休率の適用		準備・後片付けを除く、雨休率（猛暑日補正有り）を適用												

別紙－７

全国道路施設点検データベースにおける個人情報掲載のチェックリスト

1. 業務等名称

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

2. 受注者名

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

3. 個人情報掲載の確認結果【受注者】

☐ 個人情報の掲載がないこと／記載された個人情報のすべての削除 を確認済

4. 発注担当課

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

5. 個人情報掲載の確認結果【発注者】

☐ 個人情報の掲載がないこと／記載された個人情報のすべての削除 を確認済

担い手確保・育成に関する実施状況 （概要報告）

工 事 名	○○工事	受注者名	△△建設（株）

項　　目	実施内容
□ 建設業界への入職のきっかけづくりとなる取組	・子供、学生等に対する現場見学会、インターンシップの実施 建設工事の施工体験、測量機器等の操作体験 等
□ 建設業の社会的意義・役割や魅力・やりがいを知ってもらうための取組	・地域の防災訓練に参加、災害時に地域住民等を支援 ・建設現場での新技術の活用、i-Construction・情報化施工等の取組を社会にアピール 等
□ 建設現場の労働環境を改善する取組	・労働者に対する週休2日の確保を徹底 ・働きやすい環境（更衣室、休息場所の設置など）の整備
□ 若手技術者育成、女性技術者育成のための取組	・当該工事現場をフィールドにした若手技術者、女性技術者に対する研修や講習会等を実施 等
□ その他	

担い手育成・確保

担い手確保・育成に関する実施状況 （詳細報告）

担当出張所名：□□出張所

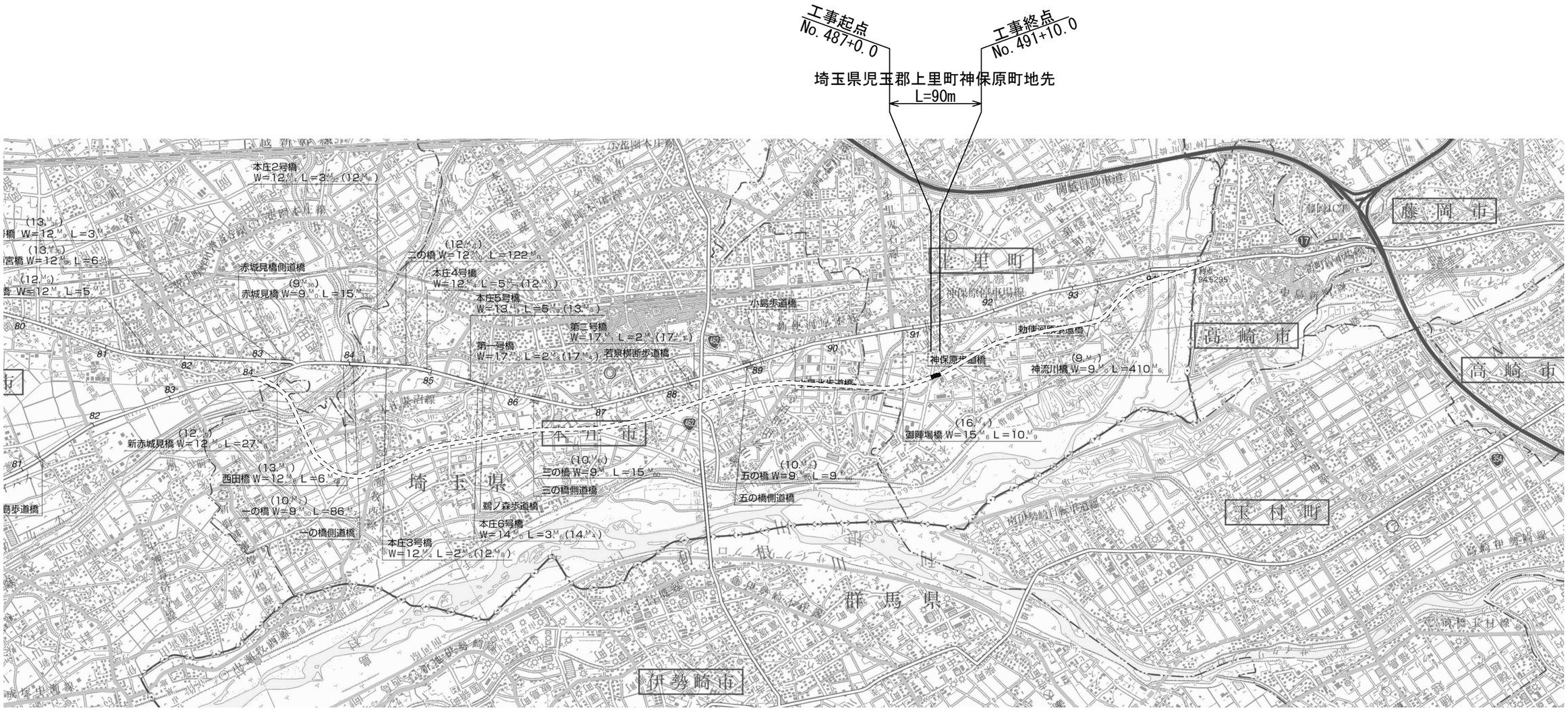
工 事 名	○○工事	受注者名	○○建設（株）
項　　目	前頁の「項目」を記載		
実施内容	前頁の「実施内容」を記載		
実施日（期間）	○年○月○日～○年○月○日（○日間）	対象者・人数	○○高校、○名
他工事との合同実施	□有り　□無し	合同実施工事名	（○○工事）
マスコミ取材	□有り　□無し	取材会社名	（○○新聞社、△△テレビ）

（具体的な実施内容の説明）

（添付図・写真）

説明資料は簡潔に作成するものとし、必要に応じて別葉とする。

位　置　図　S=1：50,000



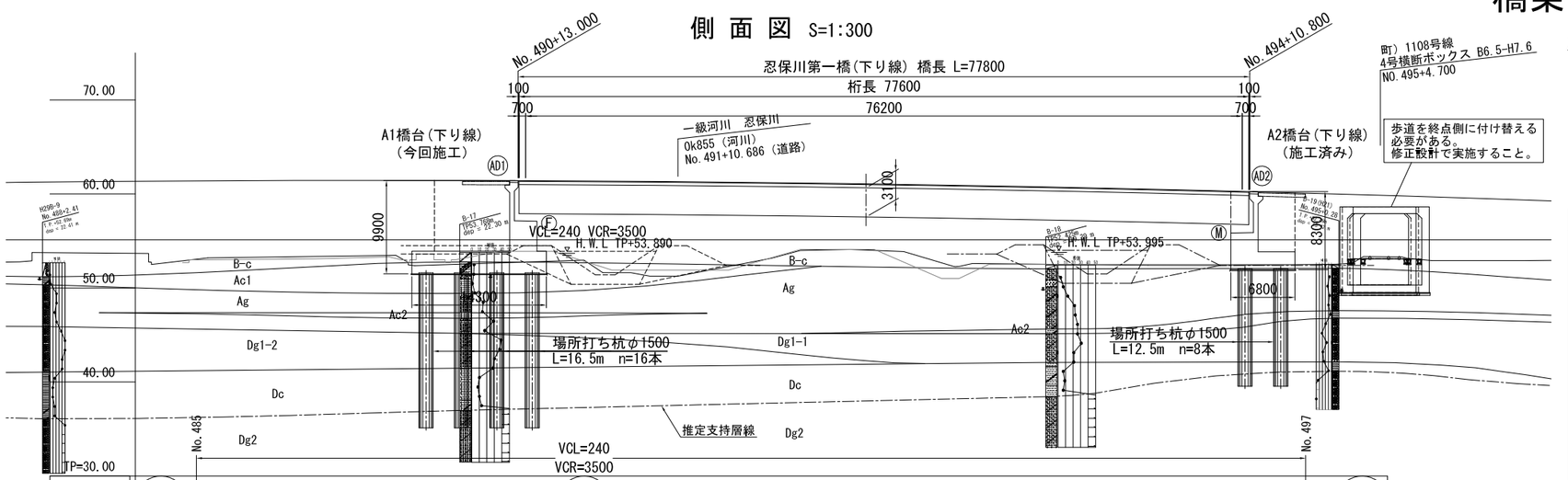
1:50,000

1000　500　0　1000　2000　3000　4000m

工事名	R８国道１７号本庄道路忍保川第１橋下部工事					
図面名	位　置　図					
作成年月日	令和　８　年　７　月　　日					
縮　尺	1:50,000	図面番号	1　／　22			
会社名	株式会社東京建設コンサルタント					
所長	副所長	事業対策官	課長	建設監督官	専門官	担当
事業者名	国土交通省　大宮国道事務所					

橋梁一般図（下り線）
忍保川第１橋

側 面 図 S=1:300

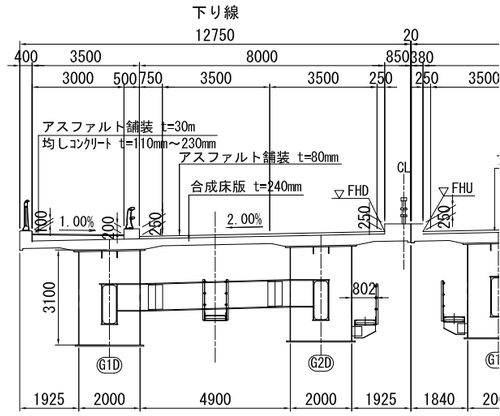


勾 配	52.500 / i=2.800% L=390.000m / 63.420 / i=4.000% L=295.000m / 51.620
計画高	61.393 / 61.443 / 61.415 / 61.380 / 61.203 / 60.913 / 60.510 / 60.245 / 54.920
地盤高	53.20 / 53.47 / 52.96 / 53.17 / 52.31 / 52.41 / 53.51
追加距離	9430.000 / 9780.000 / 9800.000 / 9813.000 / 9820.000 / 9840.000 / 9860.000 / 9880.000 / 9871.000 / 10115.000
単距離	20.000 / 20.000 / 13.000 / 7.000 / 20.000 / 20.000 / 20.000 / 10.800
測 点	NO.471 +10.000 / NO.489 / NO.490 / AD1 +13.000 / NO.491 / NO.492 / NO.493 / NO.494 / AD2 +10.800 / NO.505 +15.000
曲線方向	R=1500 L=680.483
片勾配 すりつけ図	-2.000 / -2.000

凡 例

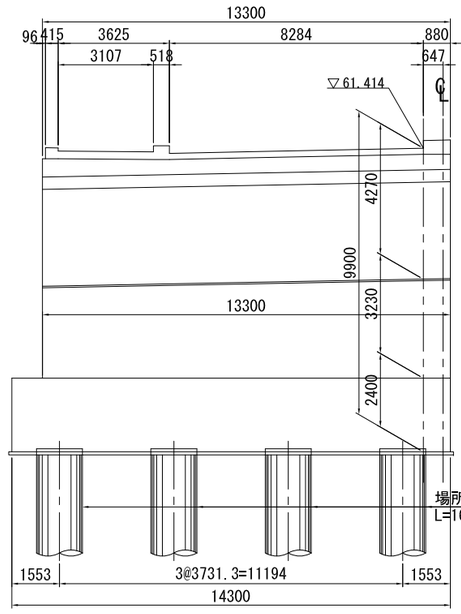
地質年代		地層名	主な土質	記 号
現 世		盛土・表土	礫混りシルト質細砂 礫混り粘性土 砂質シルト	Bs
新生代第四紀	完新世	第1沖積粘性土層	シルト 砂質シルト 砂混りシルト 粘 土	Ac1
		沖積砂礫層	砂 礫 玉石混り砂礫 粘土混り砂礫	Ag
	更新世	第1洪積砂礫層	砂 礫 玉石混り砂礫 粘土混り砂礫	Dg1-1 / Dg1-2
		洪積粘性土層	粘 土 砂質粘土	Dc
		第2洪積砂礫層	砂 礫 玉石混り砂礫 粘土混り砂礫	Dg2

上部工標準断面図

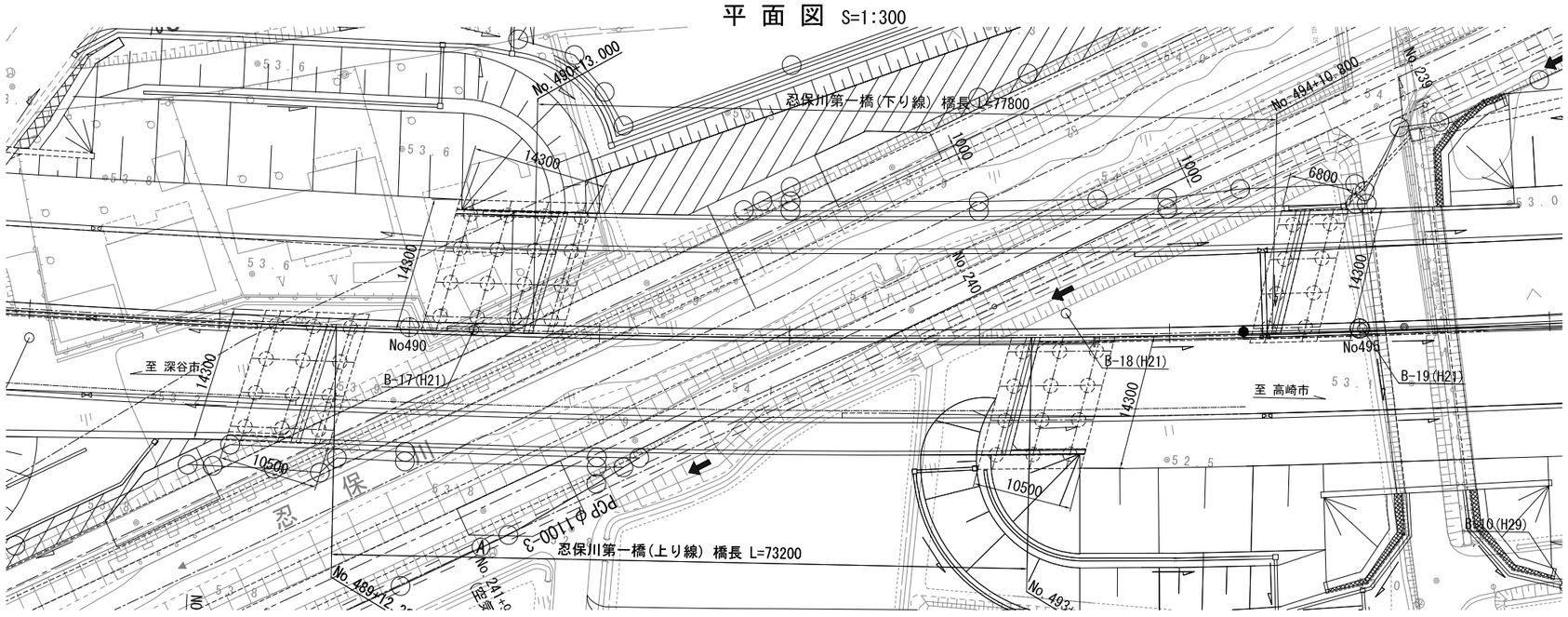


下部工断面図 S

AD1橋台
A1橋台(下り線)
（今回施工）

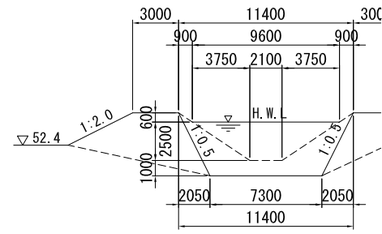


平 面 図 S=1:300

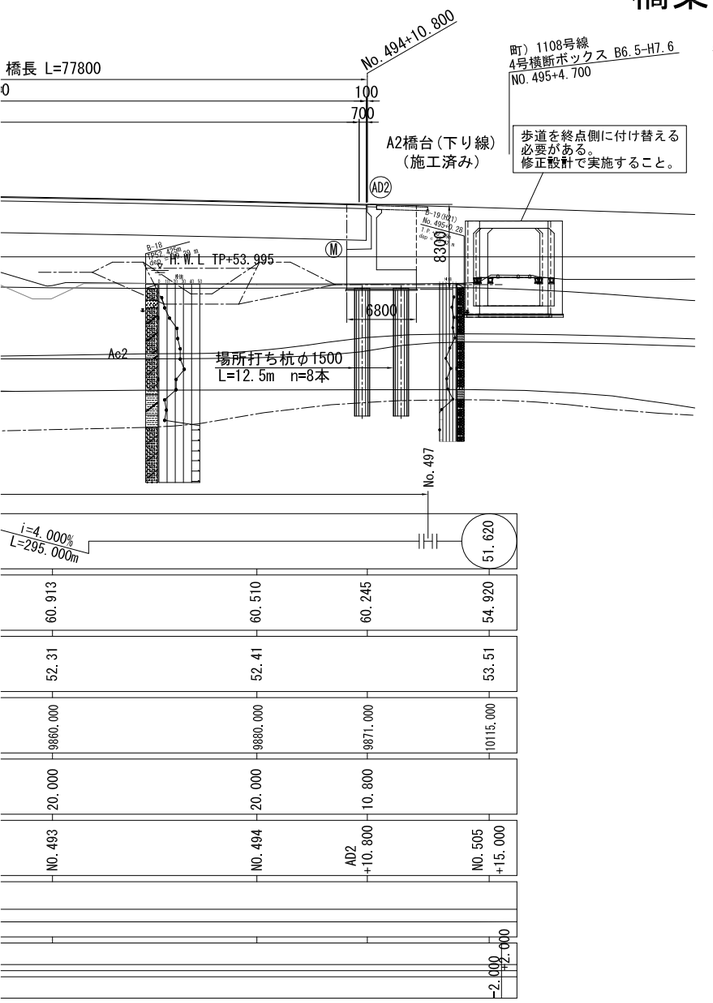


交差条件 S=1:200

一級河川 忍保川（有堤区



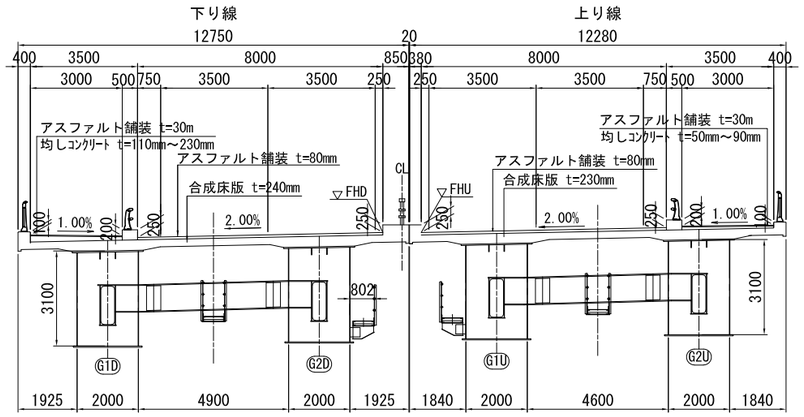
橋梁一般図（下り線）
忍保川第１橋



凡例

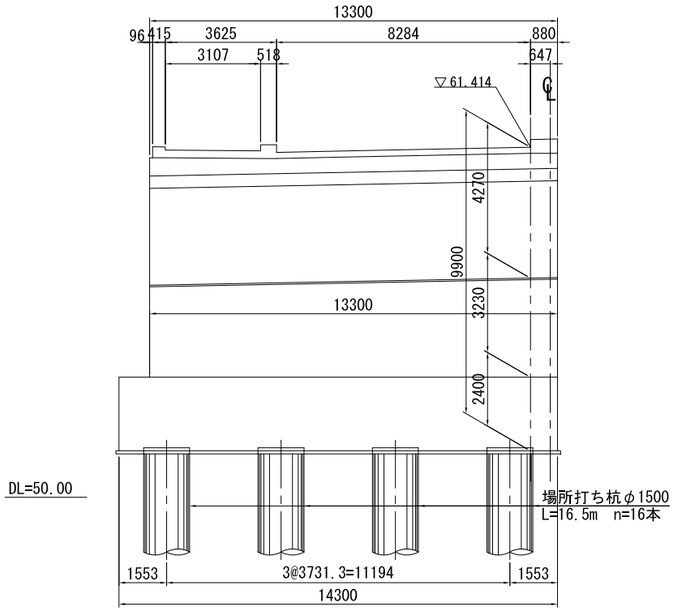
地質年代		地層名	主な土質	記号
現世		盛土・表土	礫混りシルト質細砂 礫混り粘性土 砂質シルト	Bs
新生代第四紀	完新世	第1沖積粘性土層	シルト 砂質シルト 砂混りシルト 粘　土	Ac1
		沖積砂礫層	砂　礫 玉石混り砂礫 粘土混り砂礫	Ag
	更新世	第1洪積砂礫層	砂　礫 玉石混り砂礫 粘土混り砂礫	Dg1-1 Dg1-2
		洪積粘性土層	粘　土 砂質粘土	Dc
		第2洪積砂礫層	砂　礫 玉石混り砂礫 粘土混り砂礫	Dg2

上部工標準断面図 S=1:100

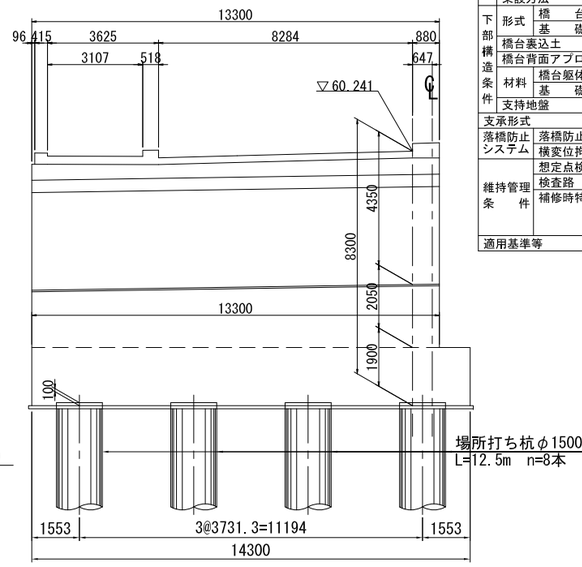


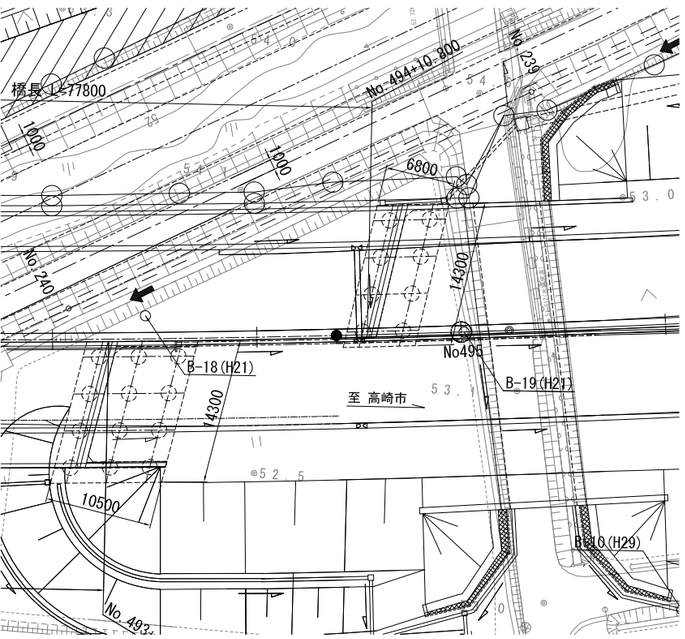
下部工断面図 S=1:100

AD1橋台
A1橋台（下り線）
（今回施工）

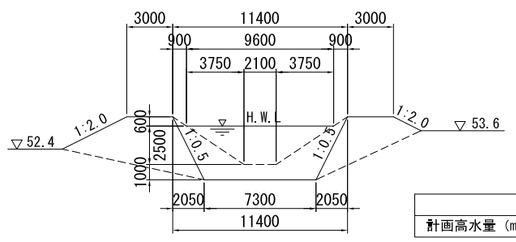


AD2橋台
A2橋台（下り線）
（施工済み）





交差条件 S=1:200
一級河川　忍保川（有堤構造）



	暫定	将来
計画高水量（m3/s）	20	65

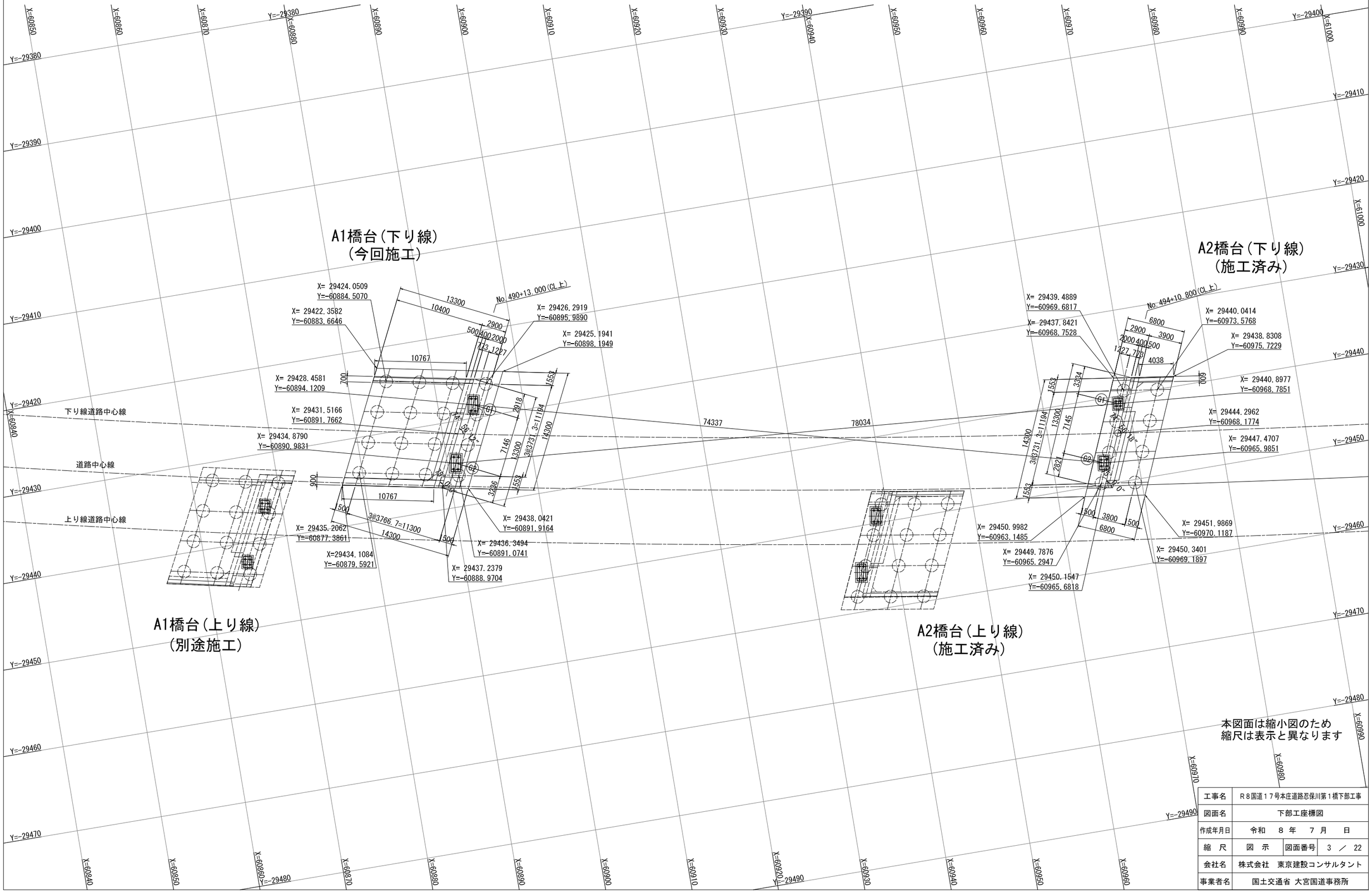
設計条件

項目		条件
路線名		国道17号　本庄道路
橋名		忍保川第一橋（下り線）
道路規格		第３種第１級
設計速度		V=80km/h
橋長		L=77.800m（道路中心線上）
桁長		L=77.600m（道路中心線上）
支間長		L=76.200m（道路中心線上）
計画交通量		【暫定2車線】14,800台/日 【完成4車線】38,600台/日（H42推計，H22ｾﾝｻｽﾍﾞｰｽ）
大型車計画交通量		【暫定2車線】 7,000台/日（大型車交通量） 【完成4車線】16,400台/日（H42推計，H22ｾﾝｻｽﾍﾞｰｽ）
交通区分		Ｄ交通
幅員構成	総幅員	12.75m=0.4m+3.5m+8.0m+0.85m
	有効幅員	11.5m
線形条件	平面線形	R=1500m
	縦断線形	↙2.8%，4.0%↘
	横断線形	（車道部）↙2.0% 片勾配，（歩道部）1.0%↘片勾配
	斜角	75° 0′ 00″
交差条件		一級河川 忍保川（有堤構造）（管理者：埼玉県）
添架物件		情報ボックスφ150×1条（さや管6条），電力管φ130×2条
舗装		（車道部）アスファルト舗装 t=80mm （歩道部）アスファルト舗装 t=30mm
耐荷性能条件	橋の重要度区分	Ｂ種の橋
	設計共用期間	100年
	橋の耐荷性能	耐荷性能2
	設計活荷重	Ｂ活荷重，群集荷重
	地域別補正係数	A2地域：Cz=1.0，ＣⅠz=1.0，ＣⅡz=1.0
	地盤種別	Ⅱ種地盤
	地盤の液状化	Ag層：低減係数 DE=1/3（L2タイプⅠ），DE=2/3（L2タイプⅡ）
	設計水平震度	レベル1地震動：(A1)kh=0.25，(A2)kh=0.24 レベル2地震動：kⅠho=1.30（ピーク値），kⅡho=1.75（ピーク値）
耐久性能条件	架橋環境条件	平地部（飛来塩分：無），凍結抑制剤散布：有
	塩害対策区分	影響を受けない（架橋位置での積雪日数と散分布から影響なし）
	部材の設計耐久期間	[更新を前提としない部材] 主桁，床版，支承，橋台，基礎 [更新を前提とする部材] 防食機能，舗装，伸縮装置 排水装置等，防護柵
上部構造条件	形式	鋼単純非合成細幅箱桁橋
	材料 主要鋼材	SM400A，SM490Y，SM520C，SM570，SS400，S10T
	材料 コンクリート	σck=30N/mm2：合成床版 σck=24N/mm2：横桁巻立て，地覆
	材料 鉄筋	SD345
	架設方法	クレーンベント架設
下部構造条件	形式 橋台	逆Ｔ式橋台
	形式 基礎	場所打ち杭基礎（φ1500）（ｵｰﾙｹｰｼﾝｸﾞ工法）
	橋台裏込土	γ=19kN/m3，φ=30°
	橋台背面アプローチ部	裏込土，L=仮想背面より 0.6×橋台高範囲
	材料 橋台躯体	σck=24N/mm2，SD345
	材料 基礎	σck=24N/mm2（呼び強度 σck=30N/mm2），SD345
	支持地盤	第2洪積砂層【Dg2層】（N≧30）
支承形式		固定可動支承（A1：固定，A2：可動）
落橋防止システム	落橋防止構造	省略（両側橋台で支持された一連の上部構造を有する橋）
	横変位拘束構造	A1橋台，A2橋台に設置（斜橋により回転できる構造）
維持管理条件	想定点検方法	上部工（橋梁点検車），下部工（橋梁点検車，梯子）
	検査路	上部構造2箇所（桁間，中央帯側面）
	補修時特配事項	（橋面補修時）片側交互規制 （床版補修時）1車線共有，現道17号迂回 （想定している塑性部）L2地震時の液状化における場所打ち杭
適用基準等		道路橋示方書・同解説Ⅰ～Ⅴ（日本道路協会 平成29年11月）

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工事名	Ｒ８国道１７号本庄道路忍保川第１橋下部工事		
図面名	橋梁一般図（下り線）		
作成年月日	令和　８年　７月　日		
縮尺	図　示	図面番号	2 ／ 22
会社名	株式会社　東京建設コンサルタント		
事業者名	国土交通省 大宮国道事務所		

下部工座標図　S=1:200

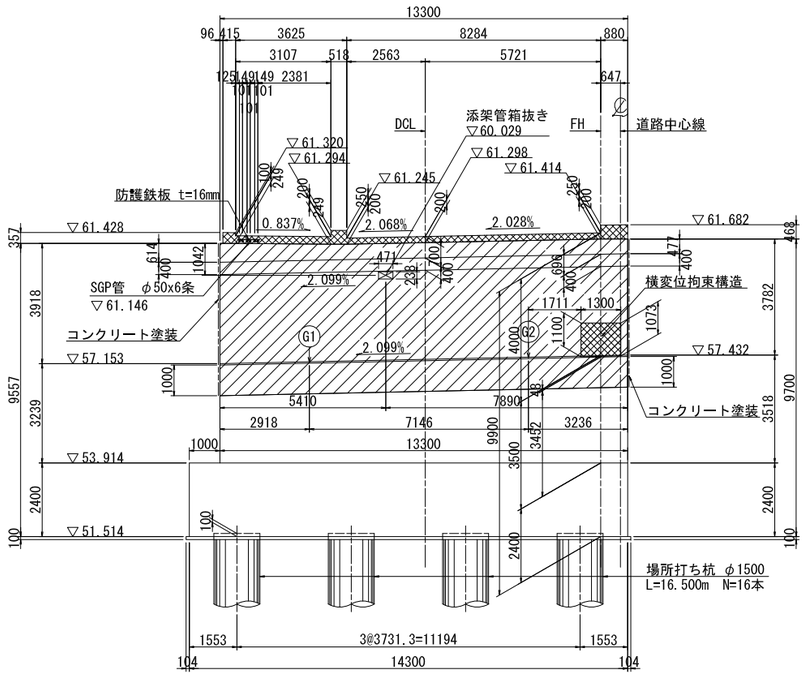


工事名	R８国道１７号本庄道路忍保川第１橋下部工事		
図面名	下部工座標図		
作成年月日	令和　８年　７月　日		
縮　尺	図　示	図面番号	3 ／ 22
会社名	株式会社　東京建設コンサルタント		
事業者名	国土交通省 大宮国道事務所		

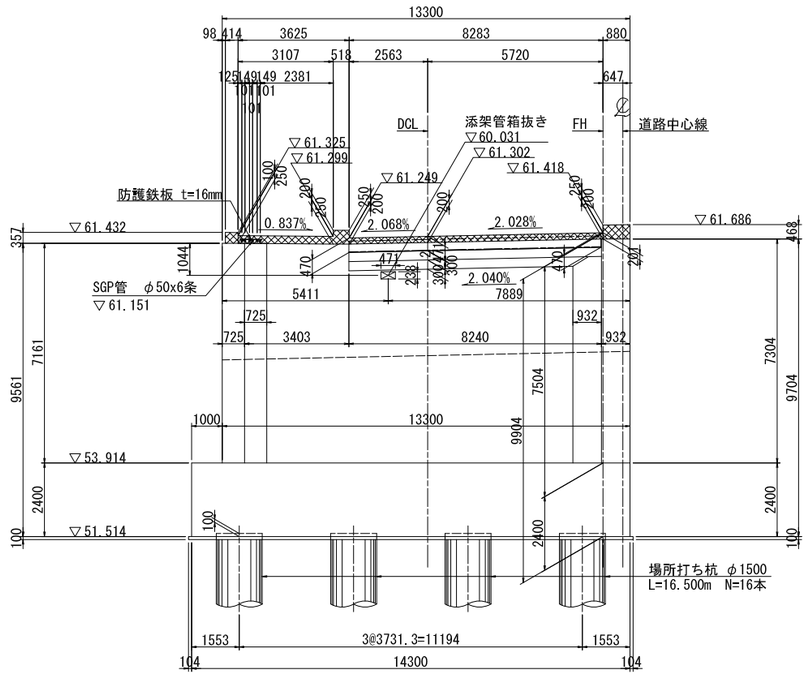
Ａ１橋台（下り線）構造一般図（１）

S=1:100

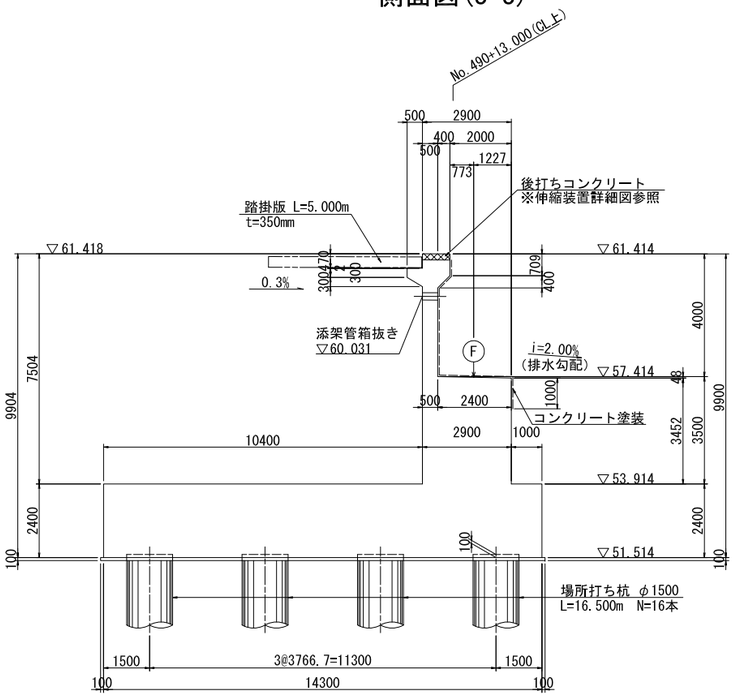
正面図(1-1)



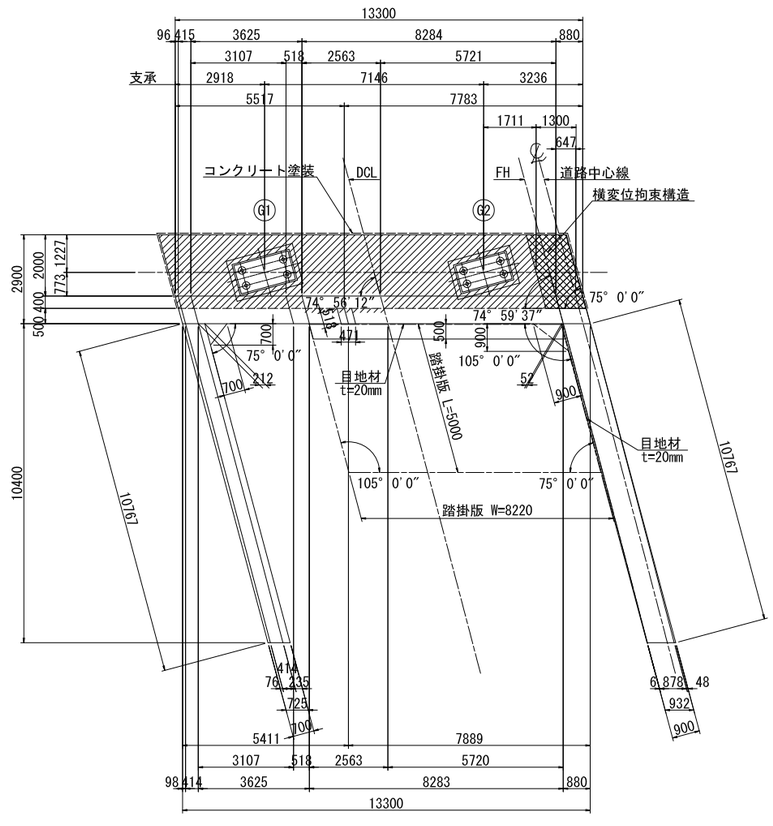
背面図(2-2)



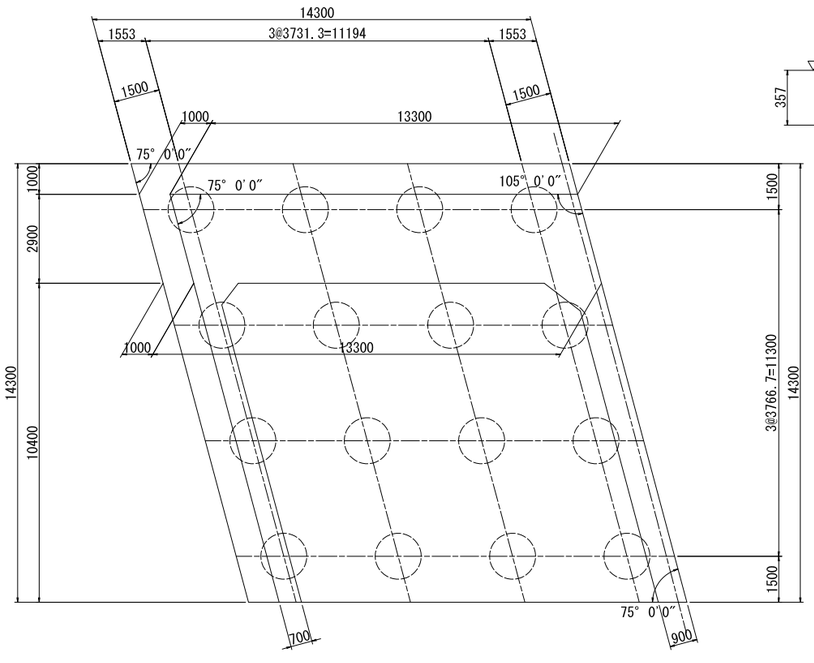
側面図(3-3)



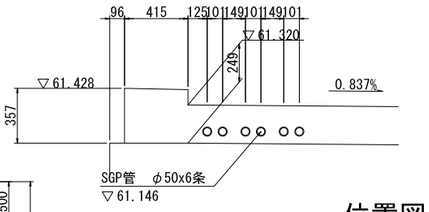
平面図(4-4)



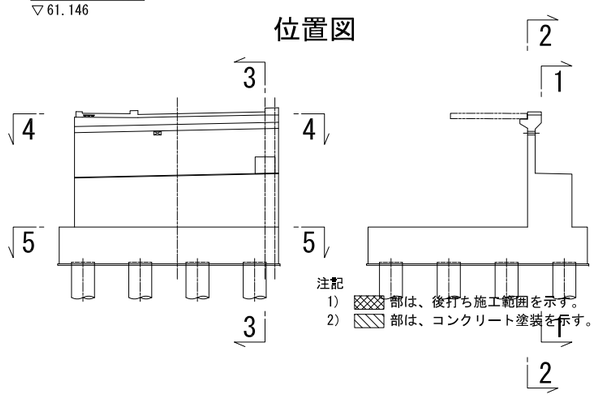
平面図(5-5)



歩道部詳細図 S=1:20



位置図



注記
1) 部は、後打ち施工範囲を示す。
2) 部は、コンクリート塗装を示す。

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

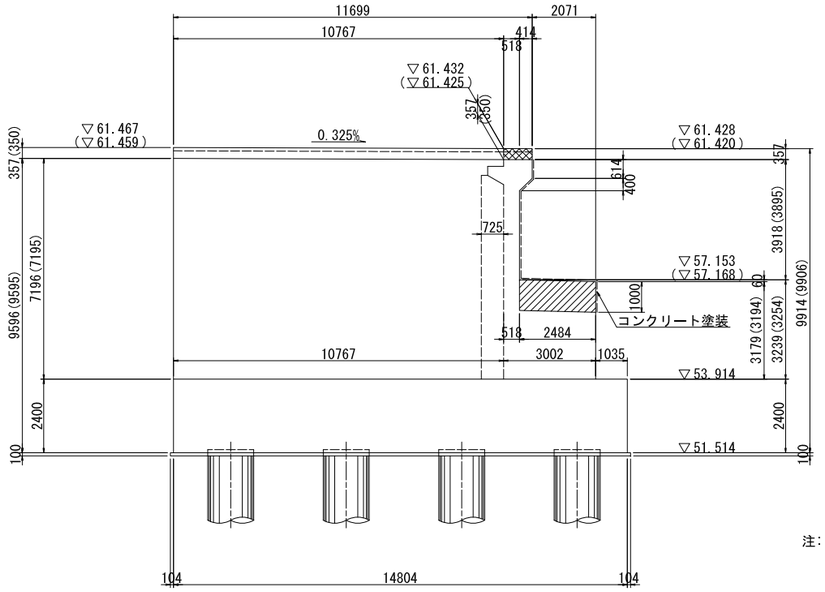
材料強度・材質

コンクリート	躯体・底版	σck=24N/mm2
	場所打ち杭	σck=24N/mm2 （呼び強度 σck=30N/mm2）
	均　し	σck=18N/mm2
鉄　筋		SD345

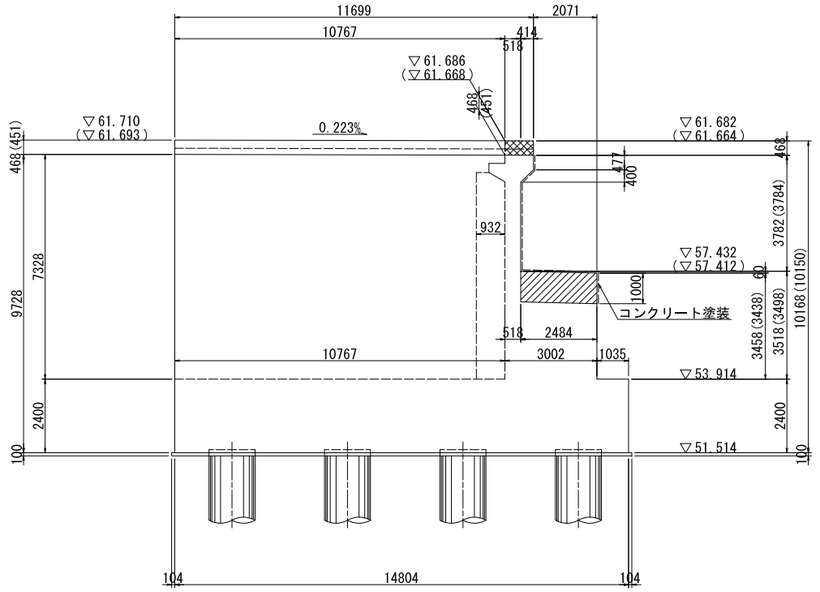
工事名	Ｒ８国道１７号本庄道路忍保川第１橋下部工事		
図面名	Ａ１橋台（下り線）構造一般図（１）		
作成年月日	令和　８年　７月　日		
縮　尺	図　示	図面番号	4 ／ 22
会社名	株式会社　東京建設コンサルタント		
事業者名	国土交通省 大宮国道事務所		

Ａ１橋台（下り線）構造一般図（２）　S=1:100

左ウイング(6-6)

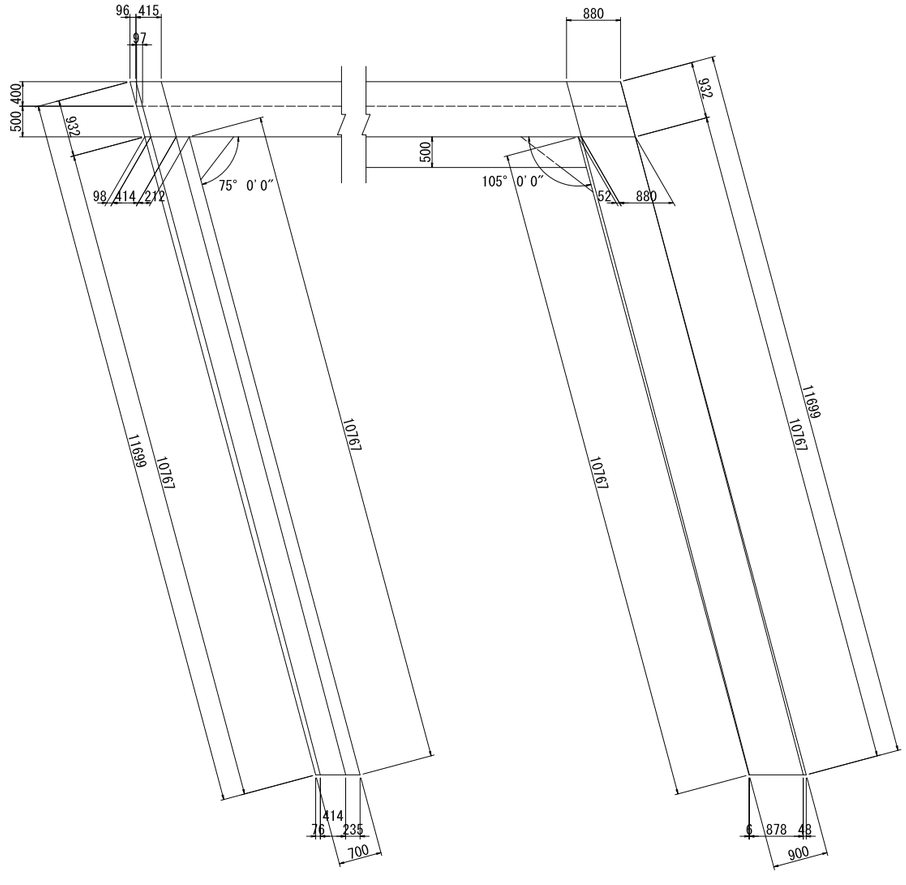


右ウイング(7-7)

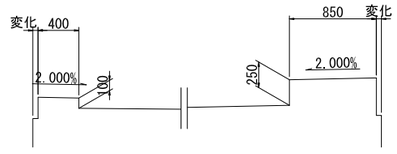


注：（ ）内は、内側を示す。

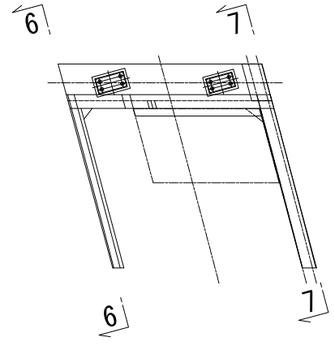
ウイング・地覆天端詳細図　S=1:50



地覆断面詳細図　S=1:30



位置図



注記
1) ▨ 部は、後打ち施工範囲を示す。
2) ▨ 部は、コンクリート塗装を示す。

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

材料強度・材質

コンクリート	躯体・底版	σck=24N/mm2
	場所打ち杭	σck=24N/mm2 （呼び強度 σck=30N/mm2）
	均　し	σck=18N/mm2
鉄　筋		SD345

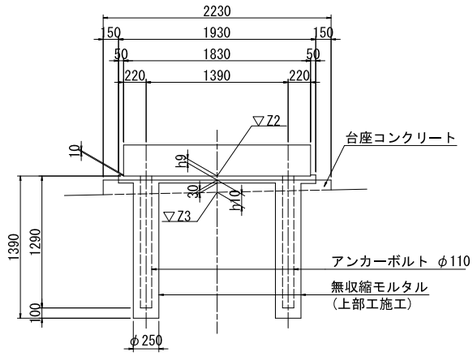
工事名	Ｒ８国道１７号本庄道路忍保川第１橋下部工事		
図面名	Ａ１橋台（下り線）構造一般図（２）		
作成年月日	令和　８年　７月　日		
縮　尺	図　示	図面番号	5 ／ 22
会社名	株式会社　東京建設コンサルタント		
事業者名	国土交通省 大宮国道事務所		

Ａ１橋台（下り線）構造一般図（３）　S=1:100

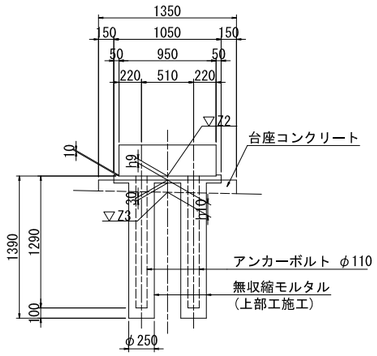
支承箱抜き詳細図　S=1:30

G1

橋軸直角方向

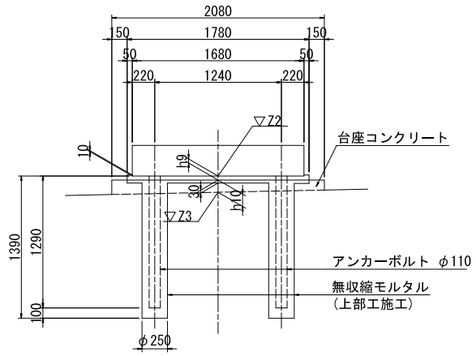


橋軸方向

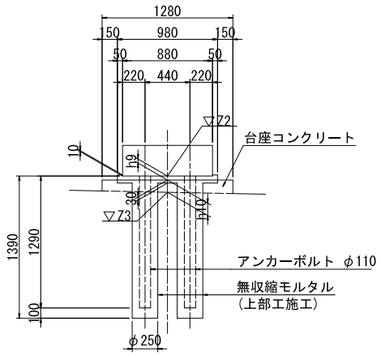


G2

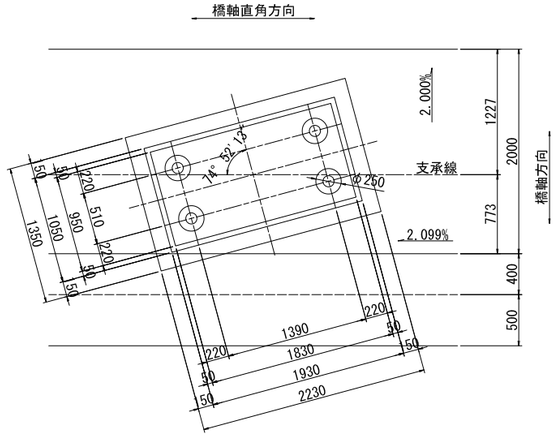
橋軸直角方向



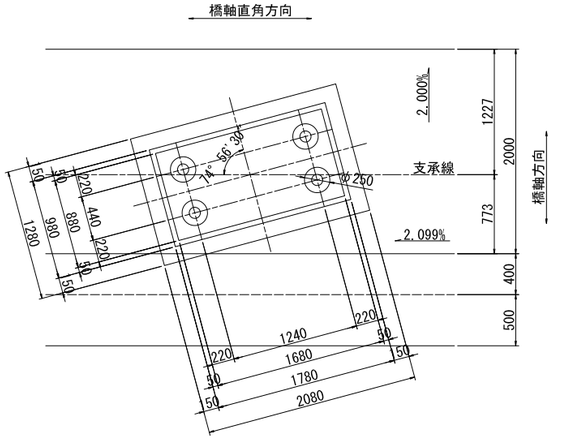
橋軸方向



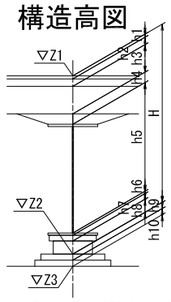
平面図



平面図



構造高図



注：排水勾配は橋軸方向に2%設けることとする。

構造高表

		A1橋台	
		S1	
		G1	G2
路面計画高	Z1	61.295	61.367
舗装厚	h1	0.030	0.080
調整コンクリート厚	h2	0.124	0.000
床版厚	h3	0.240	0.240
ハンチ高	h4	0.100	0.100
桁高	h5	3.100	3.100
下フランジ厚	h6	0.025	0.025
ソールプレート厚	h7	0.025	0.024
支承高	h8	0.303	0.300
構造高計	H	3.947	3.869
沓座面高	Z2	57.348	57.498
沓座モルタル厚	h9	0.039	0.039
台座コンクリート	h10	0.120	0.120
下部工天端高	Z3	57.189	57.339

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

材料強度・材質

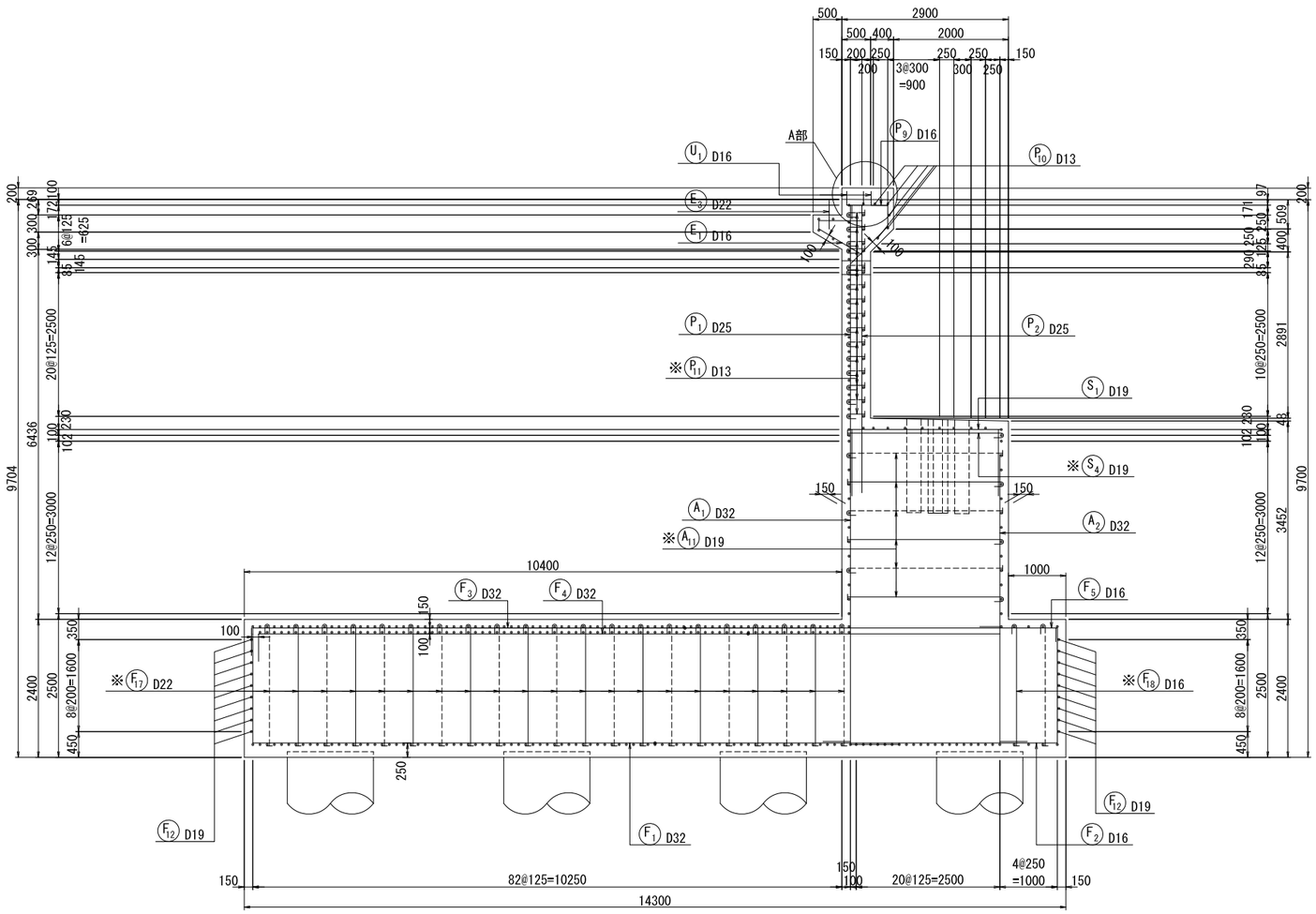
コンクリート	躯体・底版	σck=24N/mm2
	場所打ち杭	σck=24N/mm2　（呼び強度　σck=30N/mm2）
	均　し	σck=18N/mm2
鉄　筋		SD345

工事名	Ｒ８国道１７号本庄道路忍保川第１橋下部工事		
図面名	Ａ１橋台（下り線）構造一般図（３）		
作成年月日	令和　８年　７月　日		
縮　尺	図　示	図面番号	６　／　22
会社名	株式会社　東京建設コンサルタント		
事業者名	国土交通省 大宮国道事務所		

Ａ１橋台（下り線）配筋図（１）

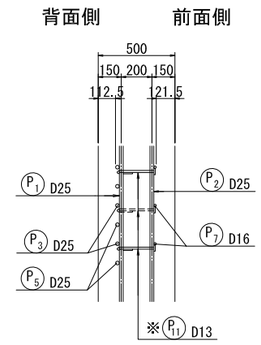
S=1:50

１－１

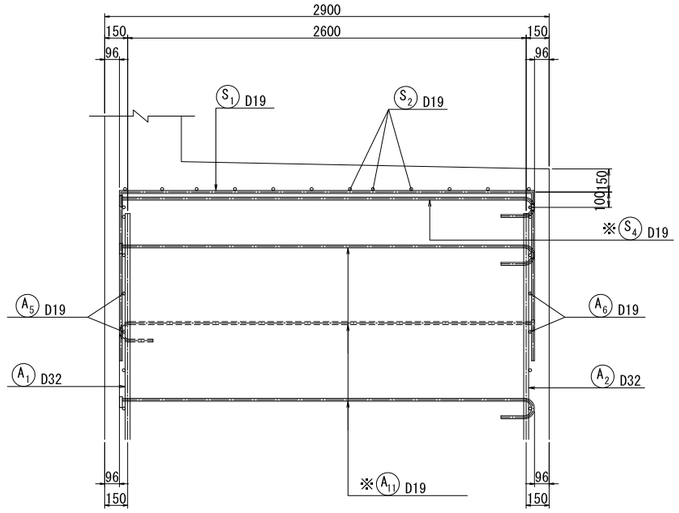


かぶり詳細図 S=1:20

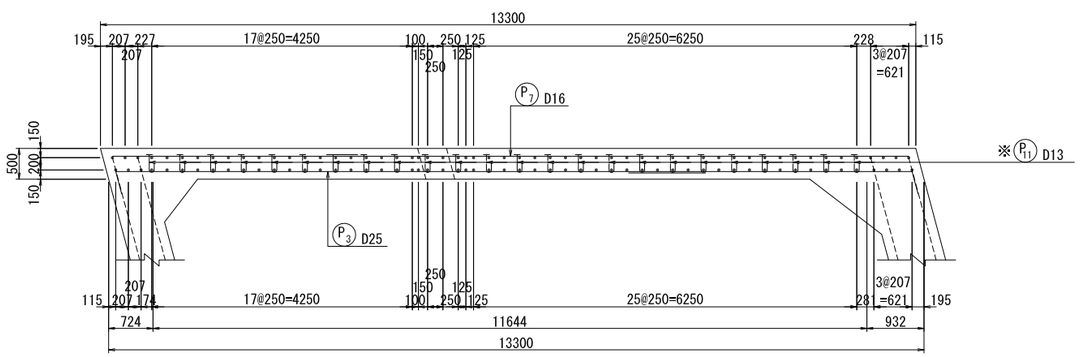
パラペット



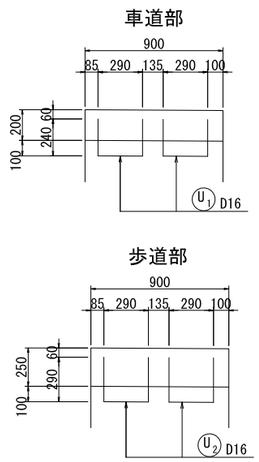
竪 壁



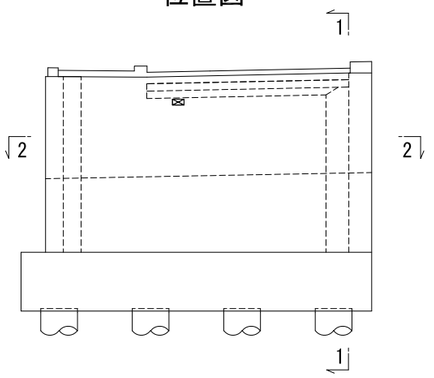
２－２



A部詳細図 S=1:20



位置図



注）※印表配は機械式鉄筋定着工法を示すものであり、
下配の基準等を満足すること。
①道路橋示方書・同解説(H29.11 日本道路協会)
②機械式鉄筋定着工法の配筋設計ガイドライン
(H28.7 機械式鉄筋定着工法技術検討委員会)
なお、定着体の設置方向は、施工条件に応じて定着体と半円形フックの設置方向を変更してもよい。

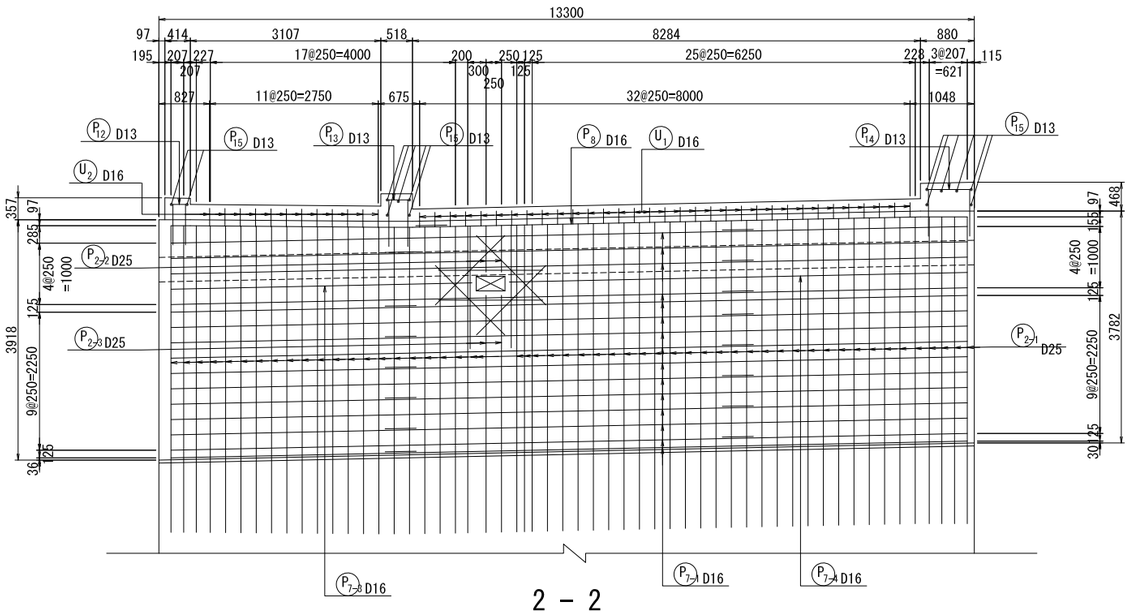
本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工事名	Ｒ８国道１７号本庄道路忍保川第１橋下部工事		
図面名	Ａ１橋台（下り線）配筋図（１）		
作成年月日	令和　８年　７月　日		
縮　尺	図　示	図面番号	７ ／ 22
会社名	株式会社　東京建設コンサルタント		
事業者名	国土交通省 大宮国道事務所		

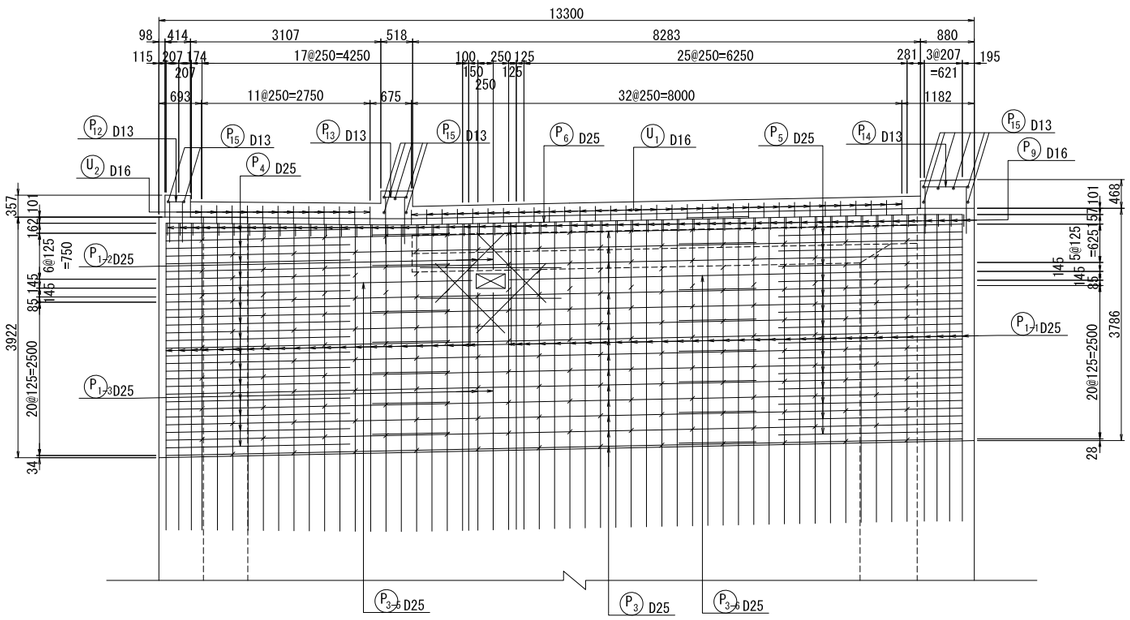
Ａ１橋台（下り線）配筋図（２）

S=1:50

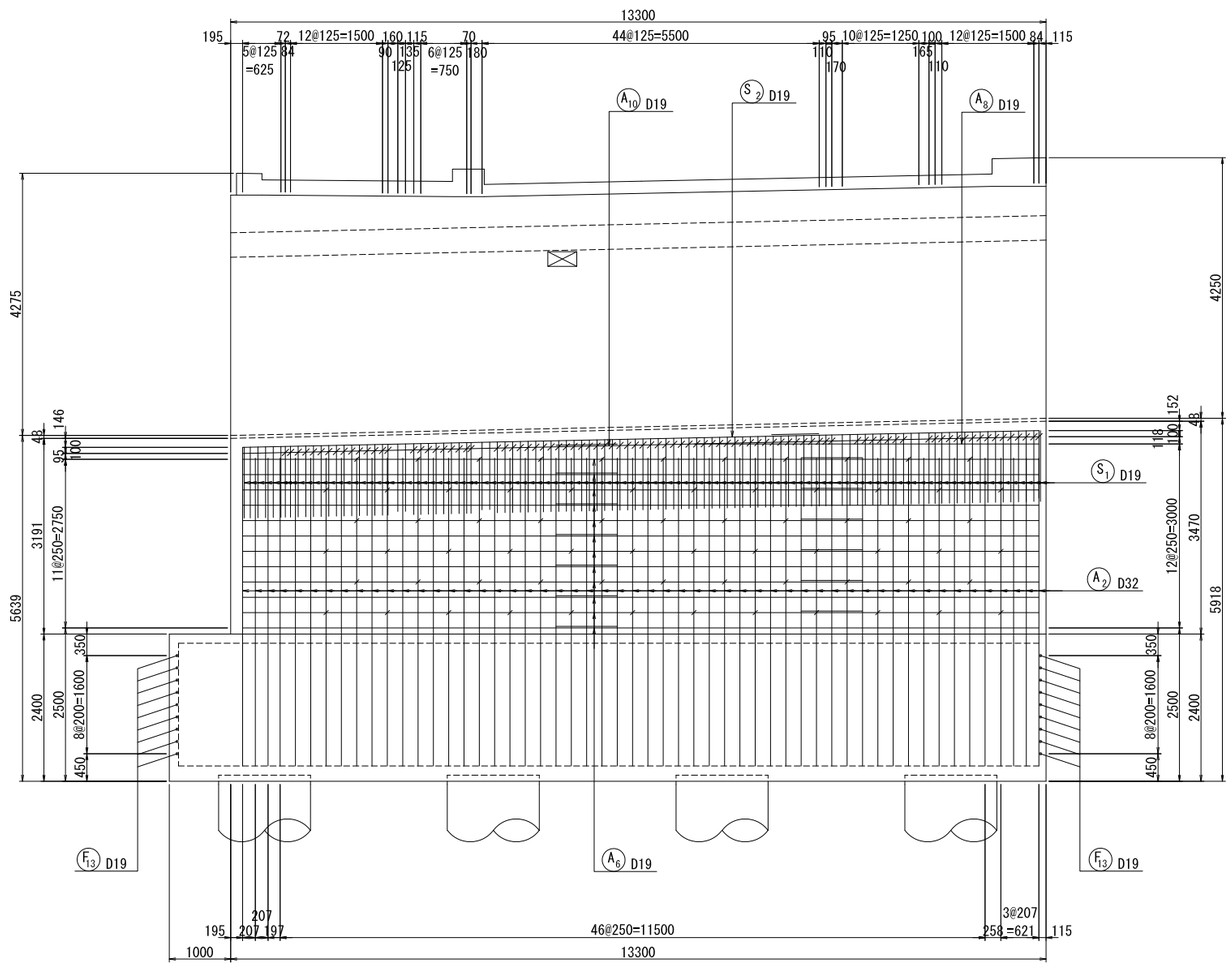
1 － 1



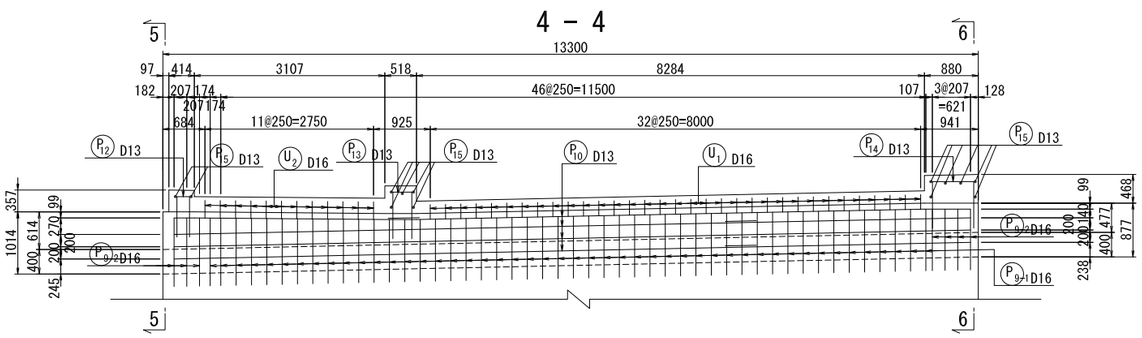
2 － 2



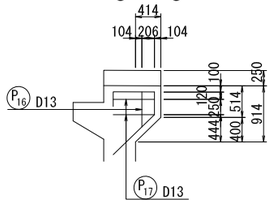
3 － 3



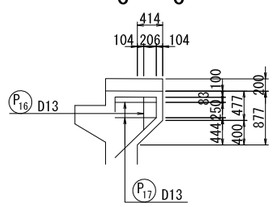
4 － 4



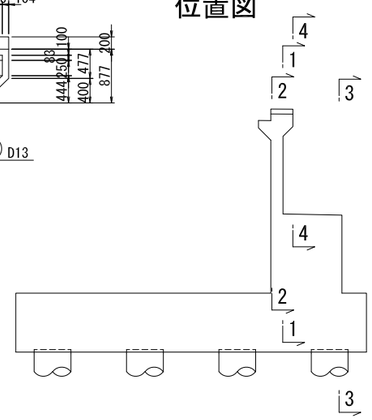
5 － 5



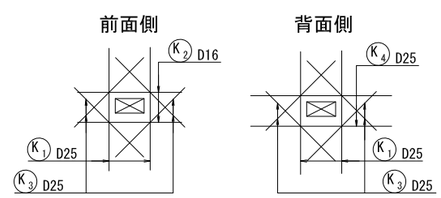
6 － 6



位置図



パラペット開口部補強鉄筋



注）※印表記は機械式鉄筋定着工法を示すものであり、
下記の基準等を満足すること。
①道路橋示方書・同解説(H29.11 日本道路協会)
②機械式鉄筋定着工法の配筋設計ガイドライン
(H28.7 機械式鉄筋定着工法技術検討委員会)
なお、定着体の設置方向は、施工条件に応じて定着体と半円形フックの設置方向を変更してもよい。

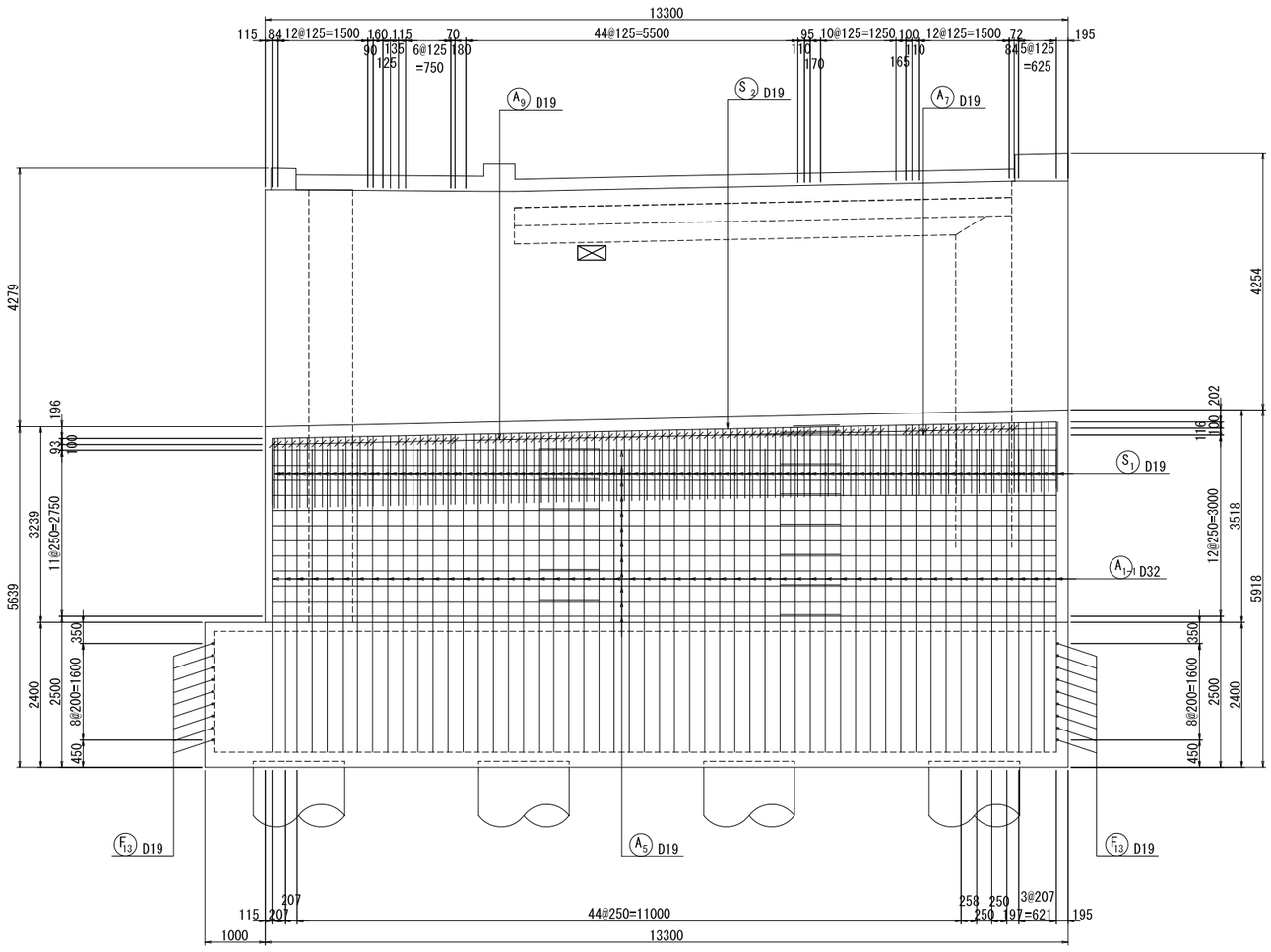
本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工事名	Ｒ８国道１７号本庄道路忍保川第１橋下部工事		
図面名	Ａ１橋台（下り線）配筋図（２）		
作成年月日	令和　８年　７月　日		
縮　尺	図　示	図面番号	８ ／ 22
会社名	株式会社　東京建設コンサルタント		
事業者名	国土交通省 大宮国道事務所		

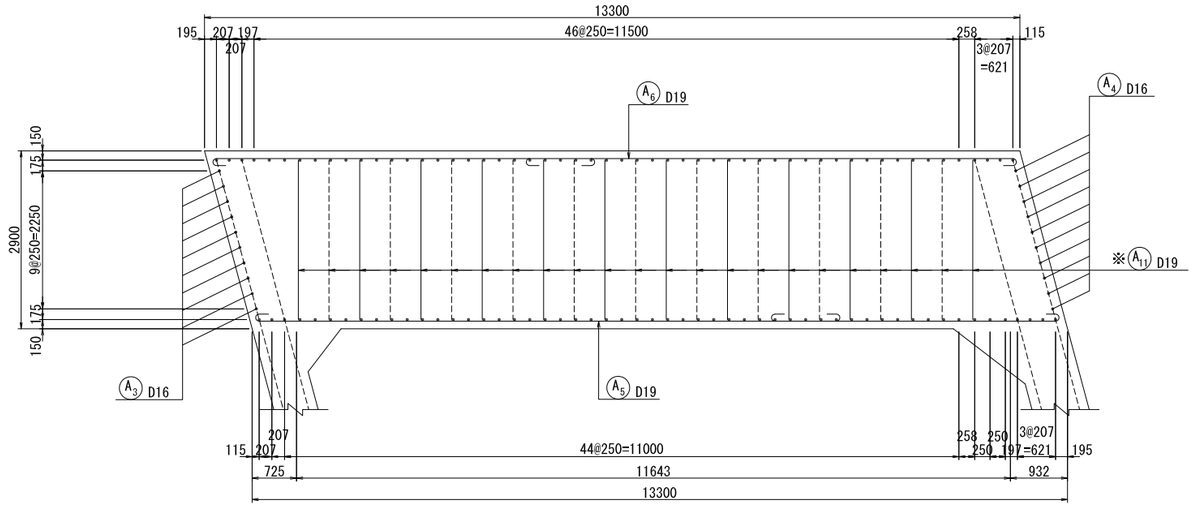
Ａ１橋台（下り線）配筋図（３）

S=1:50

1 － 1

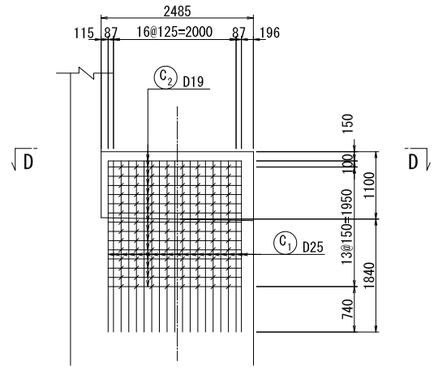


2 － 2

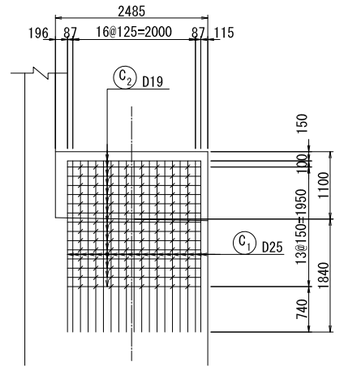


横変位拘束構造

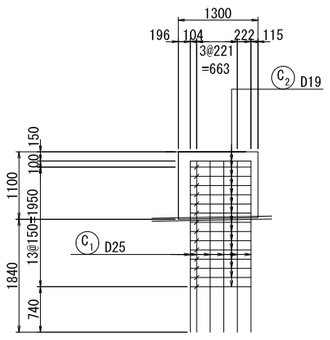
A － A



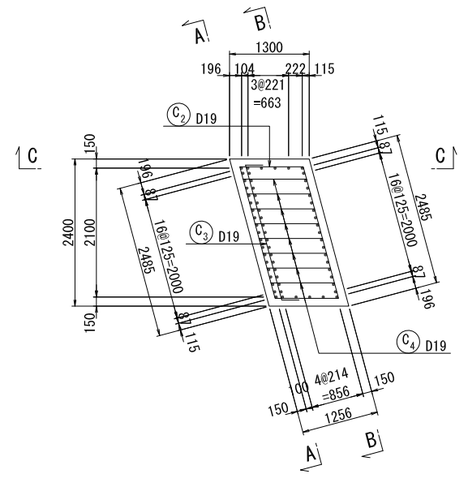
B － B



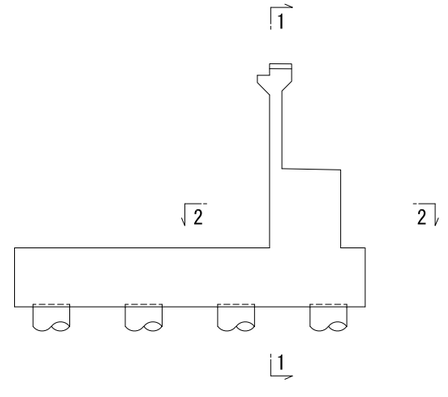
C － C



D － D



位置図



注）※印表記は機械式鉄筋定着工法を示すものであり、
下記の基準等を満足すること。
①道路橋示方書・同解説（H29.11 日本道路協会）
②機械式鉄筋定着工法の配筋設計ガイドライン
（H28.7 機械式鉄筋定着工法技術検討委員会）
なお、定着体の設置方向は、施工条件に応じて定着体と半円形フックの設置方向を変更してもよい。

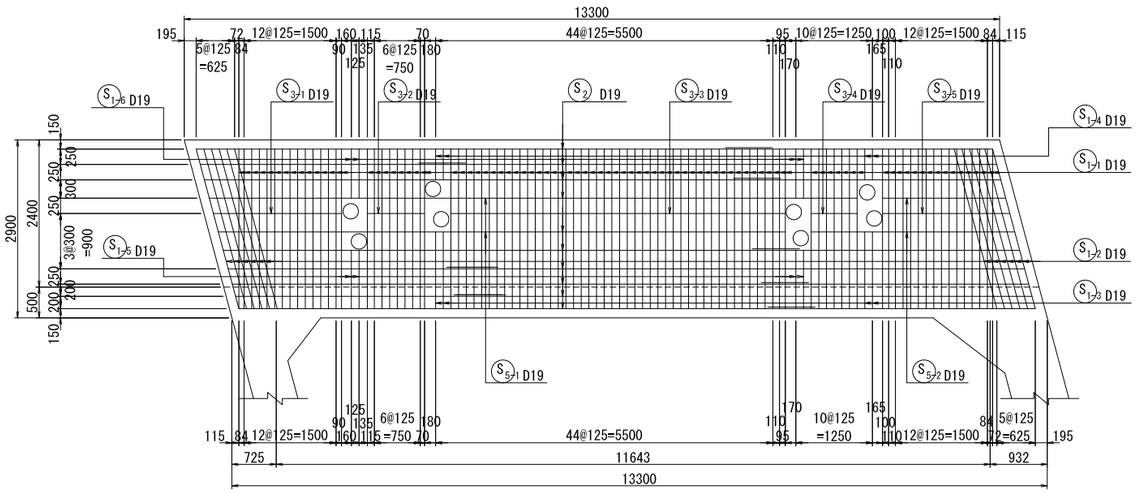
本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工事名	Ｒ８国道１７号本庄道路忍保川第１橋下部工事		
図面名	Ａ１橋台（下り線）配筋図（３）		
作成年月日	令和　８年　７月　日		
縮　尺	図　示	図面番号	９　／　22
会社名	株式会社　東京建設コンサルタント		
事業者名	国土交通省 大宮国道事務所		

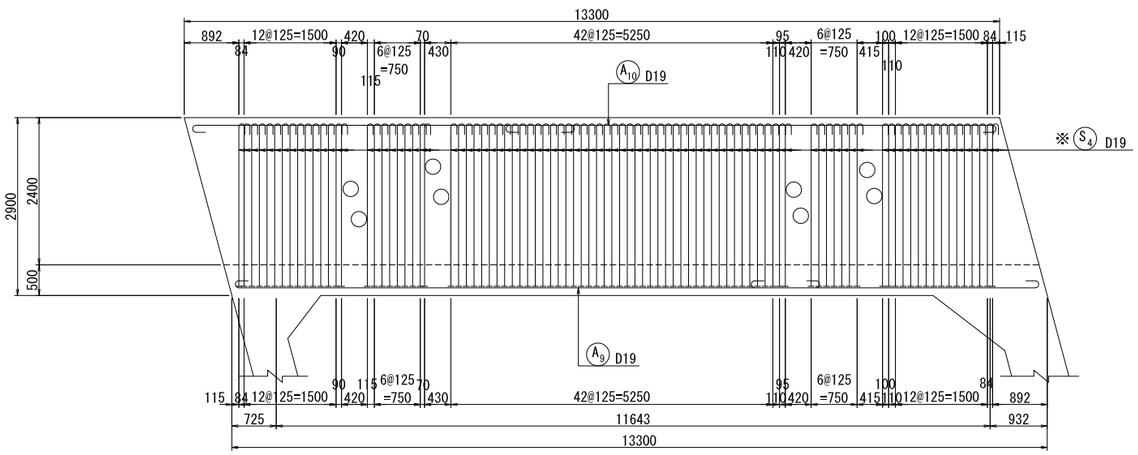
Ａ１橋台（下り線）配筋図（４）

S=1:50

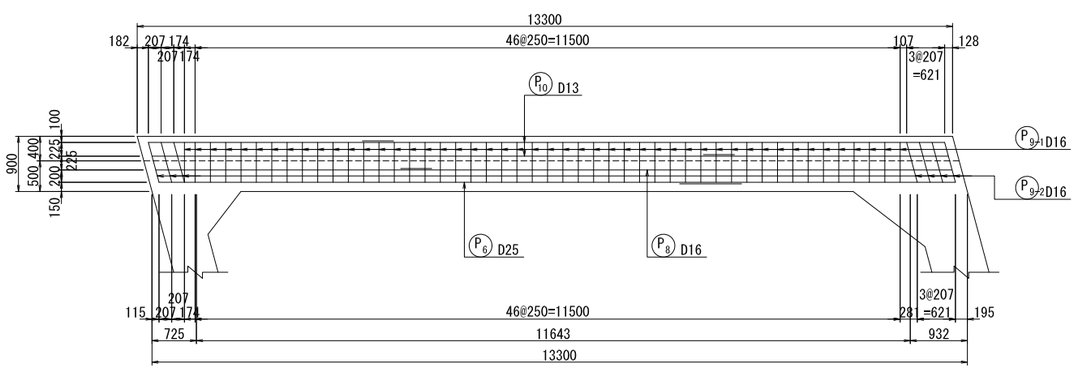
1 － 1



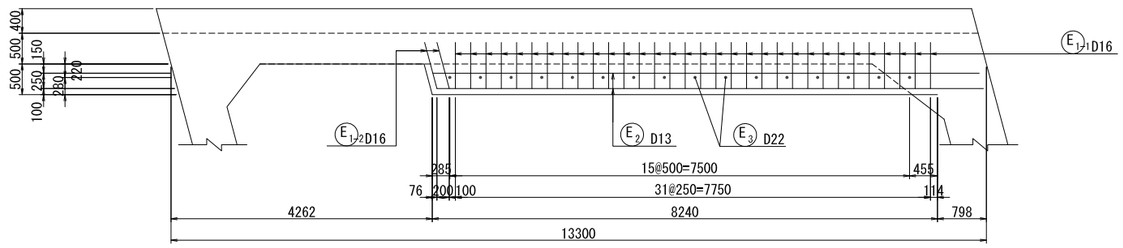
2 － 2



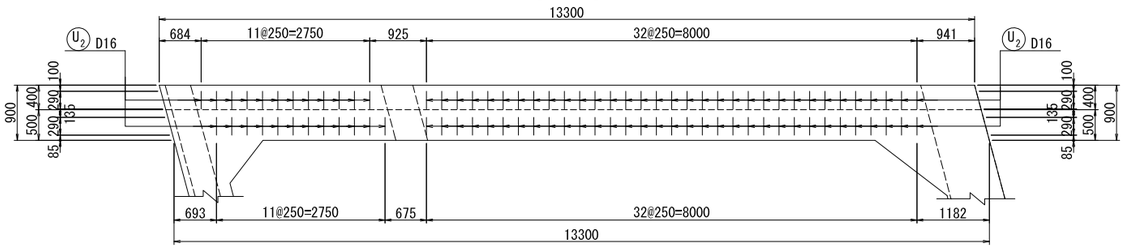
3 － 3



4 － 4

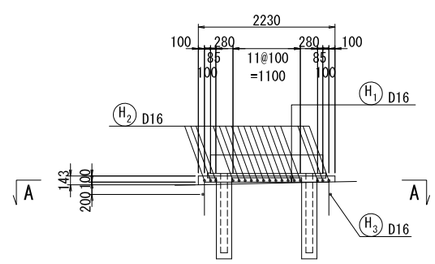


5 － 5

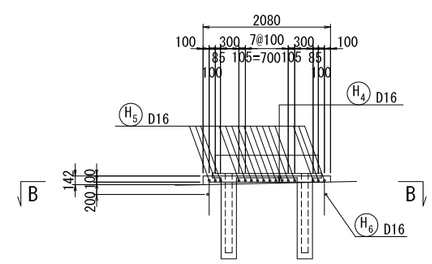


箱抜き詳細図

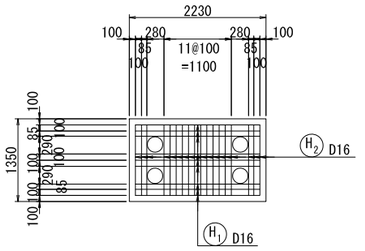
G1
橋軸直角方向



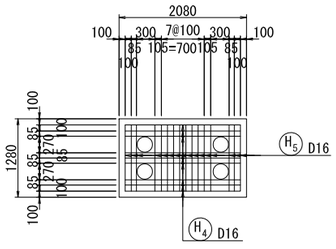
G2
橋軸直角方向



A － A

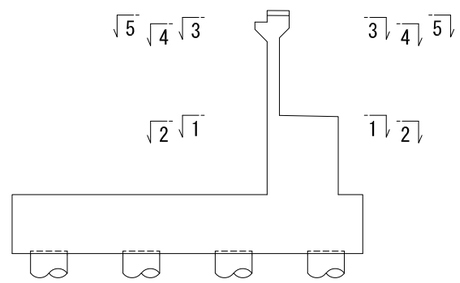


B － B



注）※印表記は機械式鉄筋定着工法を示すものであり、
下記の基準等を満足すること。
①道路橋示方書・同解説(H29.11 日本道路協会)
②機械式鉄筋定着工法の配筋設計ガイドライン
(H28.7 機械式鉄筋定着工法技術検討委員会)
なお、定着体の設置方向は、施工条件に応じて定着体と半円形フックの設置方向を変更してもよい。

位置図

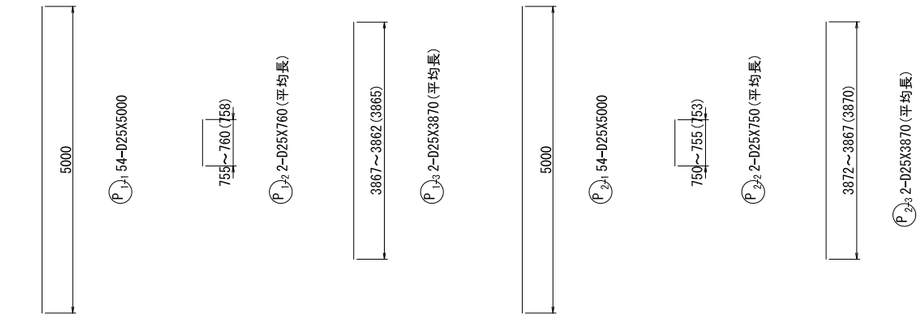


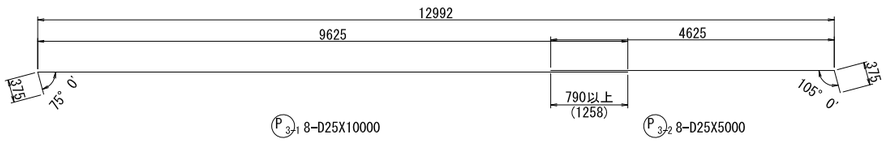
本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

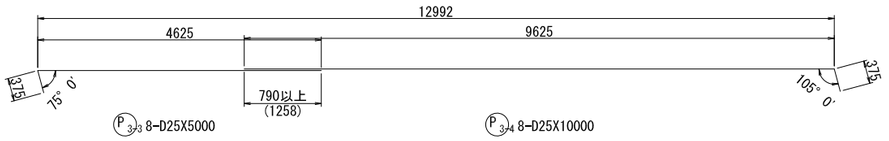
工事名	Ｒ８国道１７号本庄道路忍保川第１橋下部工事		
図面名	Ａ１橋台（下り線）配筋図（４）		
作成年月日	令和　８年　７月　日		
縮　尺	図　示	図面番号	10 ／ 22
会社名	株式会社　東京建設コンサルタント		
事業者名	国土交通省 大宮国道事務所		

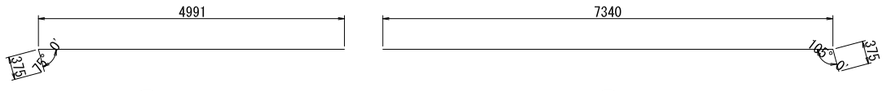
Ａ１橋台（下り線）配筋図（５）

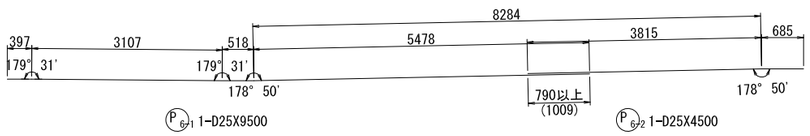
S=1:50

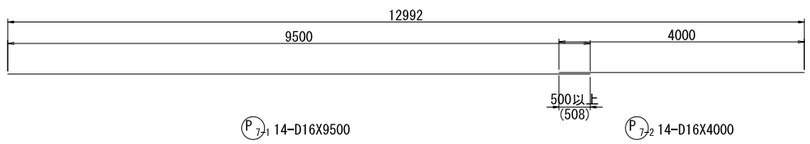


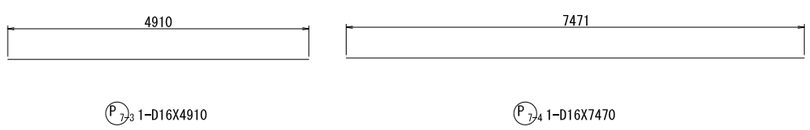


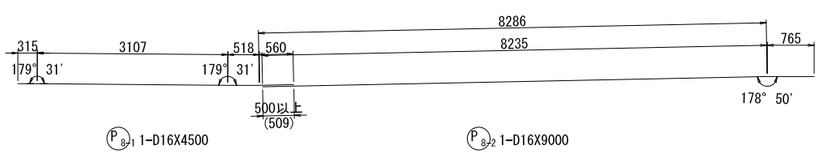


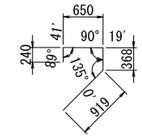


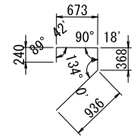


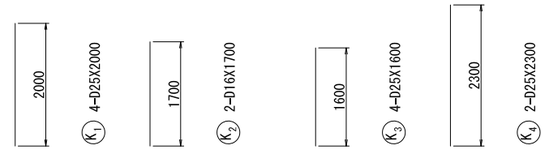


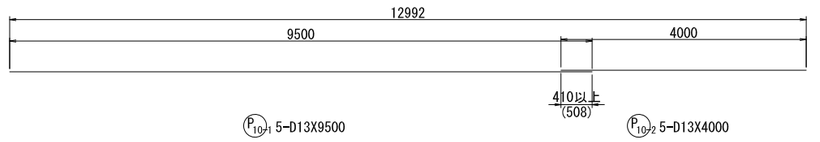


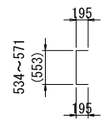


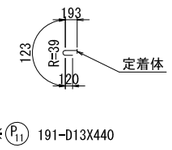


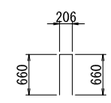


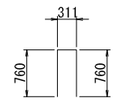


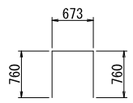




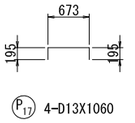


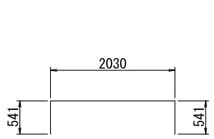


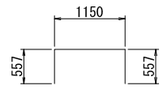


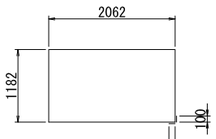


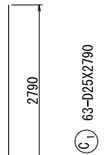


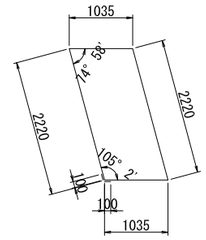


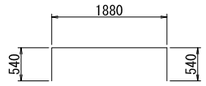


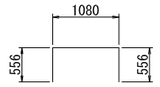


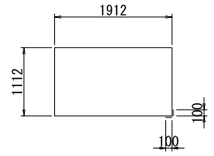


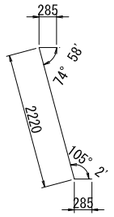


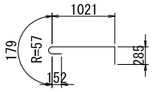


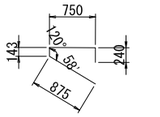


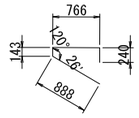




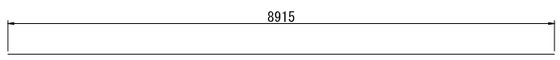


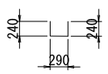


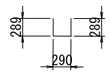












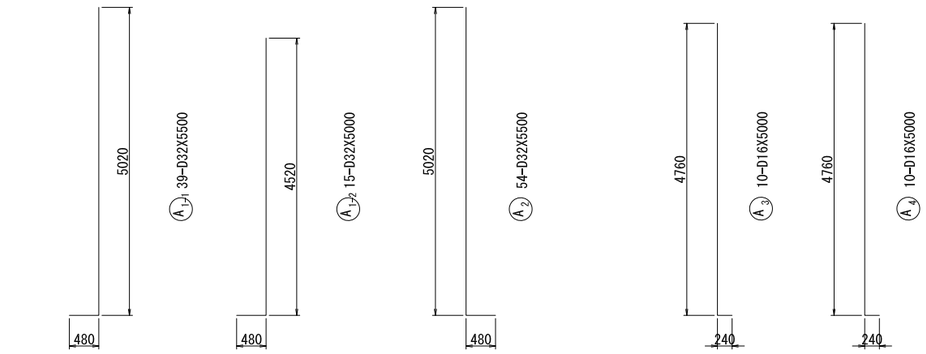
本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

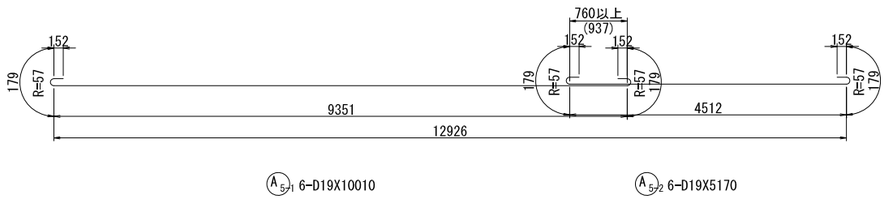
注）※印表配は機械式鉄筋定着工法を示すものであり、
下記の基準等を満足すること。
①道路橋示方書・同解説(H29.11 日本道路協会)
②機械式鉄筋定着工法の配筋設計ガイドライン
(H28.7 機械式鉄筋定着工法技術検討委員会)
なお、定着体の設置方向は、施工条件に応じて定着体と半円形フックの設置方向を変更してもよい。

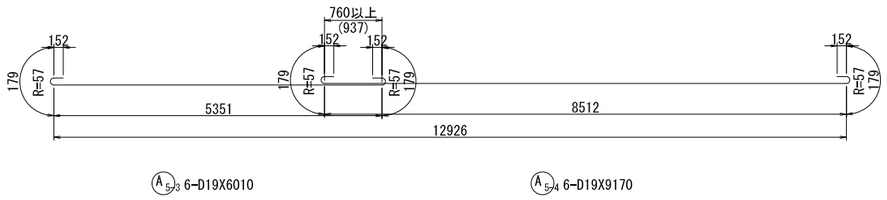
工事名	Ｒ８国道１７号本庄道路忍保川第１橋下部工事		
図面名	Ａ１橋台（下り線）配筋図（５）		
作成年月日	令和　８　年　７　月　日		
縮　尺	図　示	図面番号	11 ／ 22
会社名	株式会社　東京建設コンサルタント		
事業者名	国土交通省 大宮国道事務所		

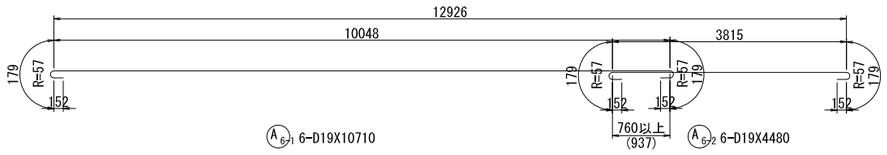
Ａ１橋台（下り線）配筋図（６）

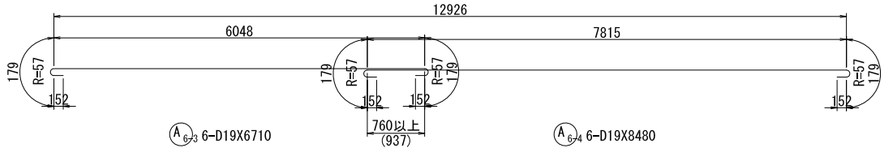
S=1:50

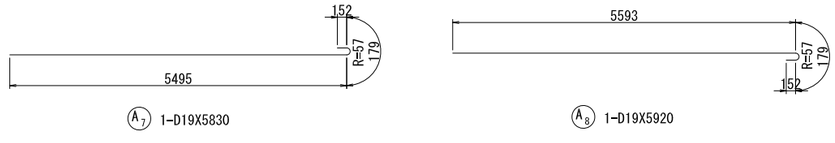


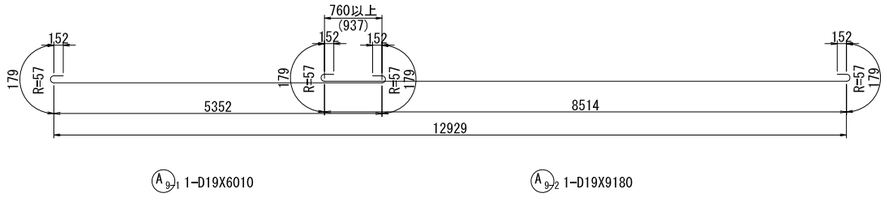


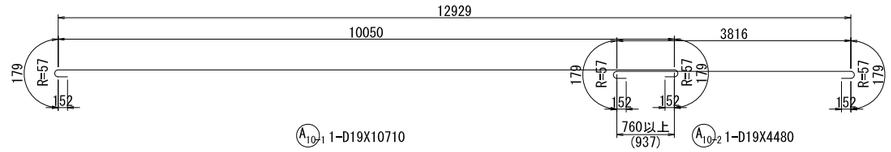


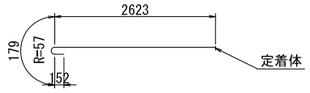


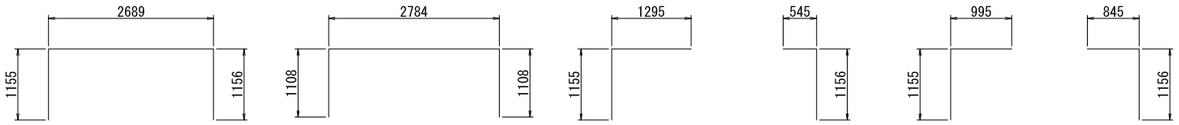


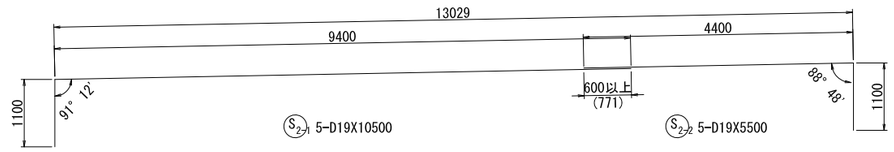


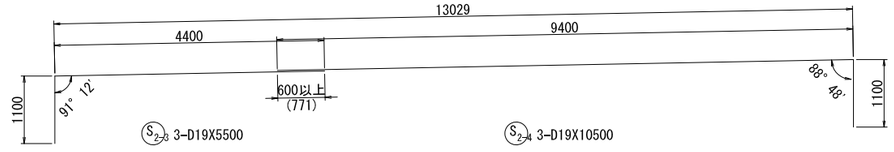


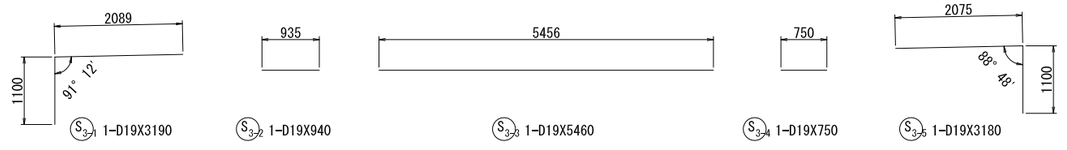


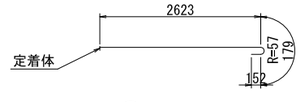


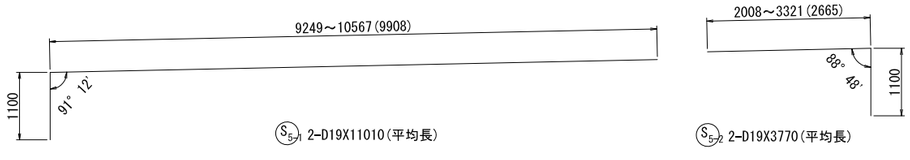












注）※印表記は機械式鉄筋定着工法を示すものであり、
下記の基準等を満足すること。
①道路橋示方書・同解説(H29.11 日本道路協会)
②機械式鉄筋定着工法の配筋設計ガイドライン
(H28.7 機械式鉄筋定着工法技術検討委員会)
なお、定着体の設置方向は、施工条件に応じて定着体
と半円形フックの設置方向を変更してもよい。

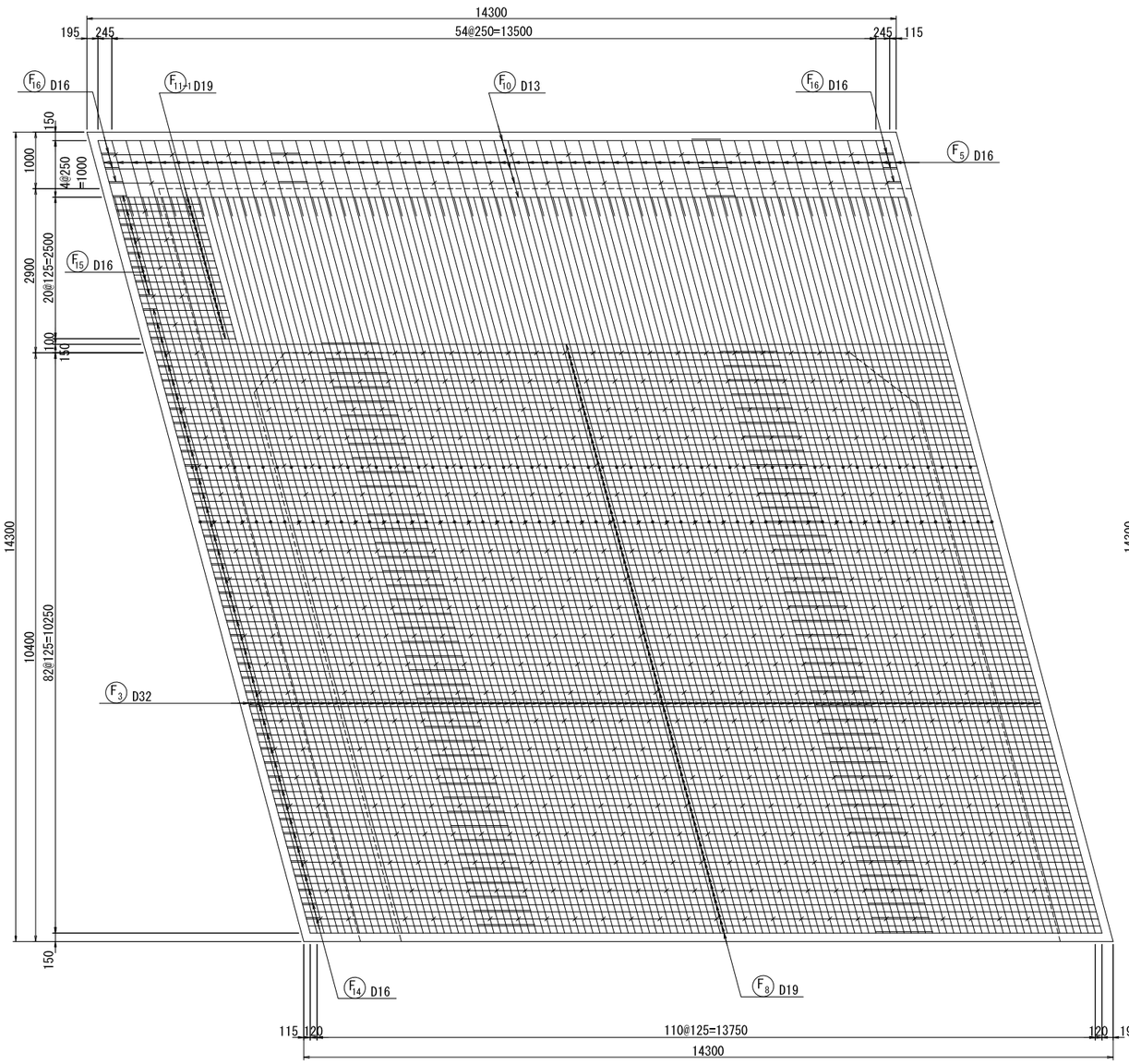
本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工事名	Ｒ８国道１７号本庄道路忍保川第１橋下部工事		
図面名	Ａ１橋台（下り線）配筋図（６）		
作成年月日	令和　８年　７月　日		
縮　尺	図　示	図面番号	12 ／ 22
会社名	株式会社　東京建設コンサルタント		
事業者名	国土交通省 大宮国道事務所		

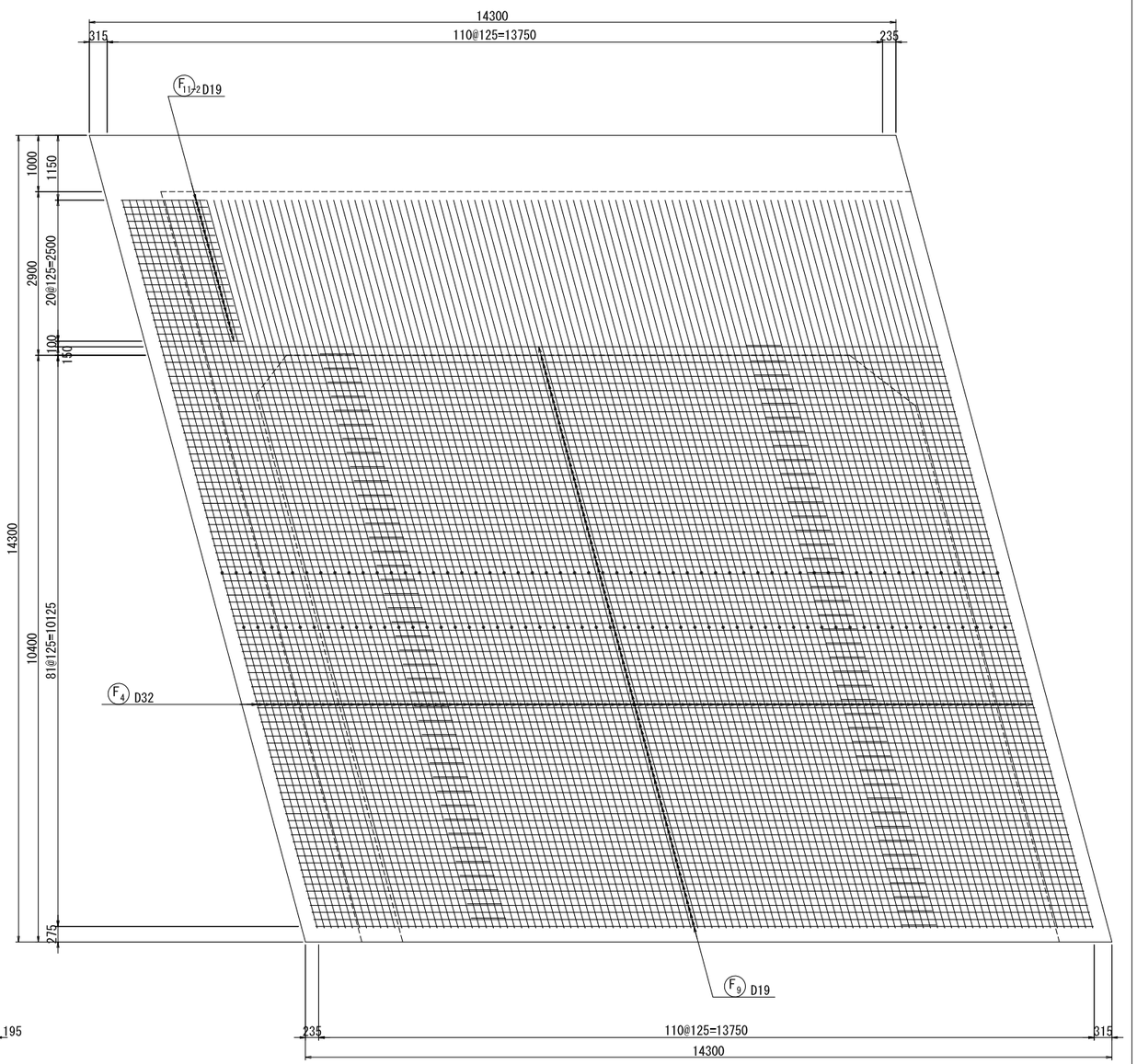
Ａ１橋台（下り線）配筋図（７）

S=1:50

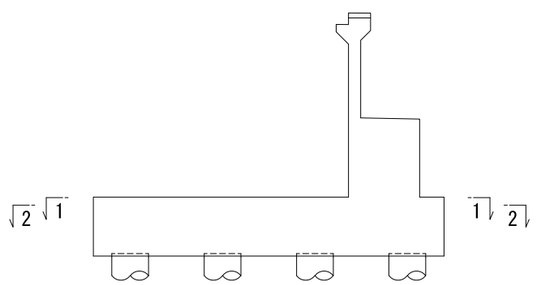
1 － 1



2 － 2



位置図



注）※印表記は機械式鉄筋定着工法を示すものであり、
下記の基準等を満足すること。
①道路橋示方書・同解説(H29.11 日本道路協会)
②機械式鉄筋定着工法の配筋設計ガイドライン
(H28.7 機械式鉄筋定着工法技術検討委員会)
なお、定着体の設置方向は、施工条件に応じて定着体と半円形フックの設置方向を変更してもよい。

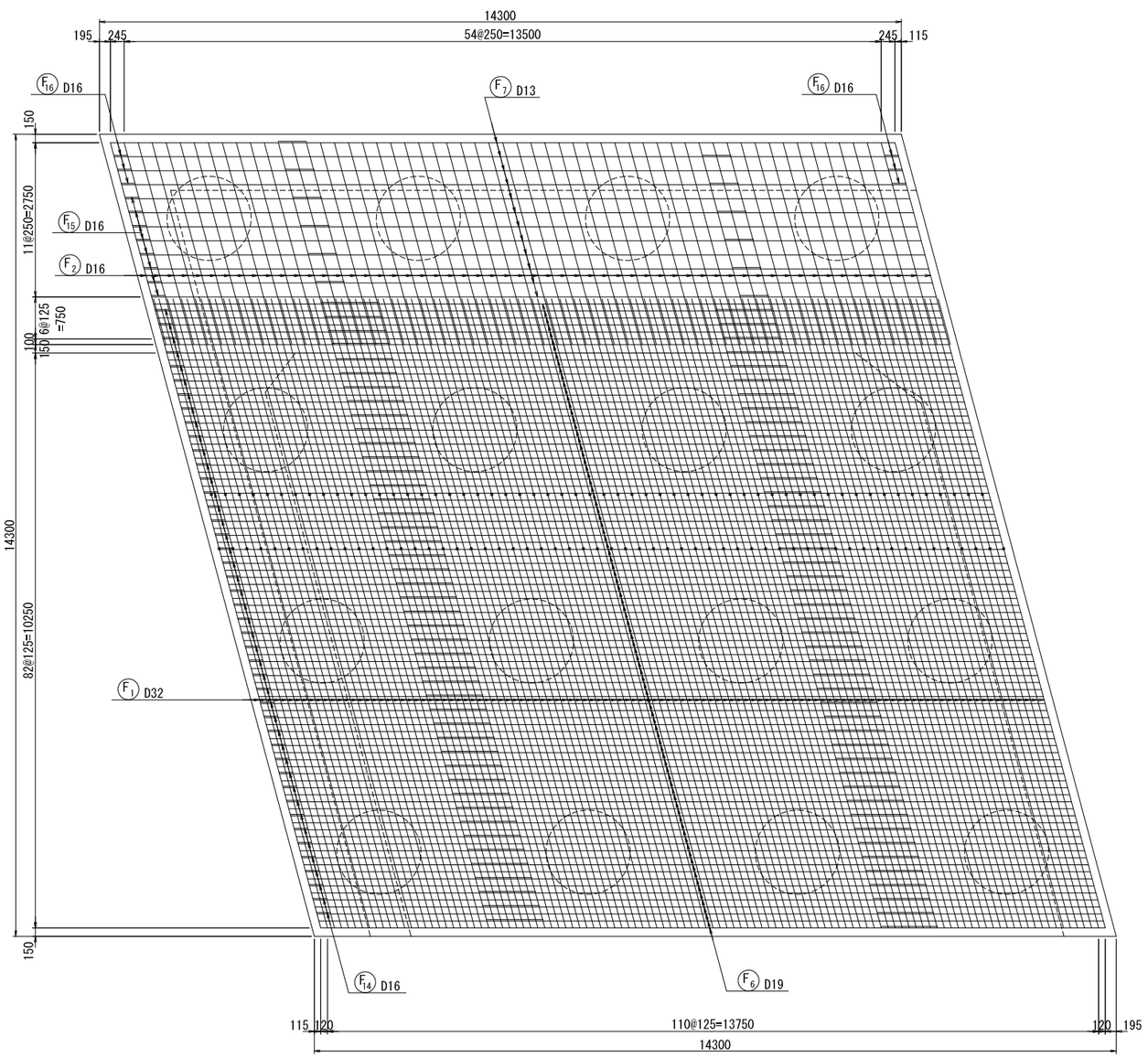
本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

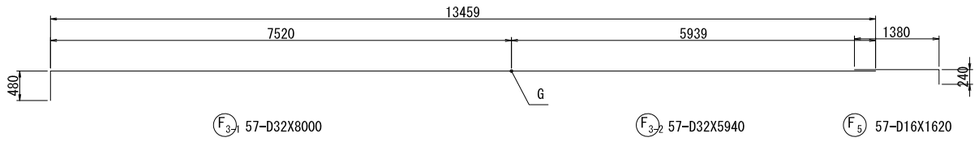
工事名	Ｒ８国道１７号本庄道路忍保川第１橋下部工事		
図面名	Ａ１橋台（下り線）配筋図（７）		
作成年月日	令和　８年　７月　日		
縮　尺	図　示	図面番号	13 ／ 22
会社名	株式会社　東京建設コンサルタント		
事業者名	国土交通省 大宮国道事務所		

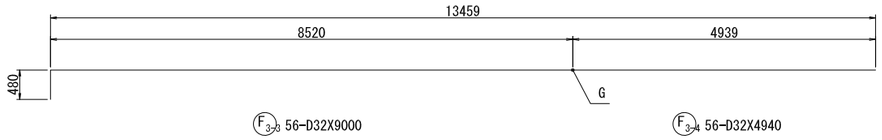
Ａ１橋台（下り線）配筋図（８）

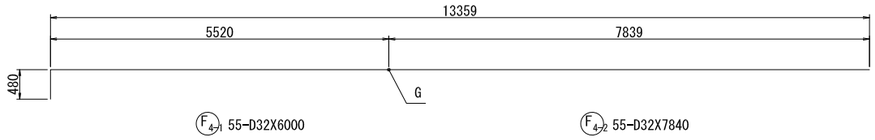
S=1:50

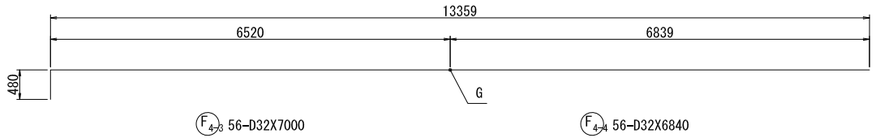
1 － 1

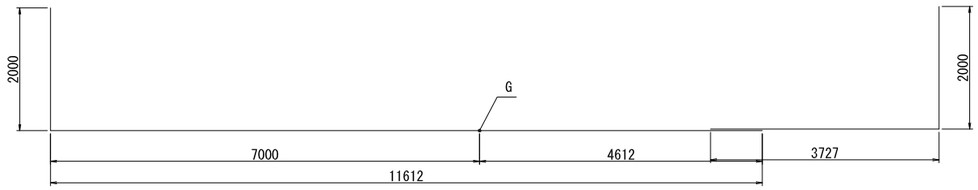


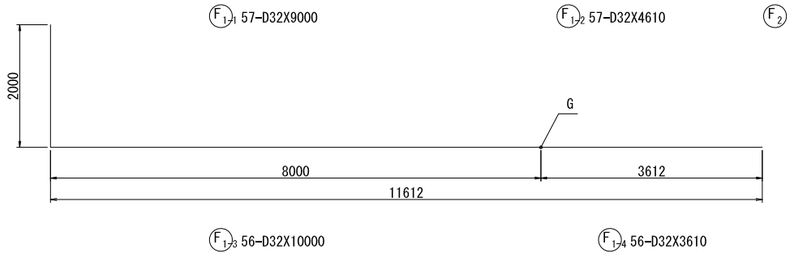






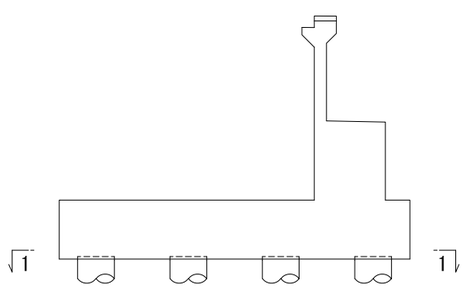






注）※印表記は機械式鉄筋定着工法を示すものであり、
下記の基準等を満足すること。
①道路橋示方書・同解説(H29.11 日本道路協会)
②機械式鉄筋定着工法の配筋設計ガイドライン
(H28.7 機械式鉄筋定着工法技術検討委員会)
なお、定着体の設置方向は、施工条件に応じて定着体と半円形フックの設置方向を変更してもよい。

位置図

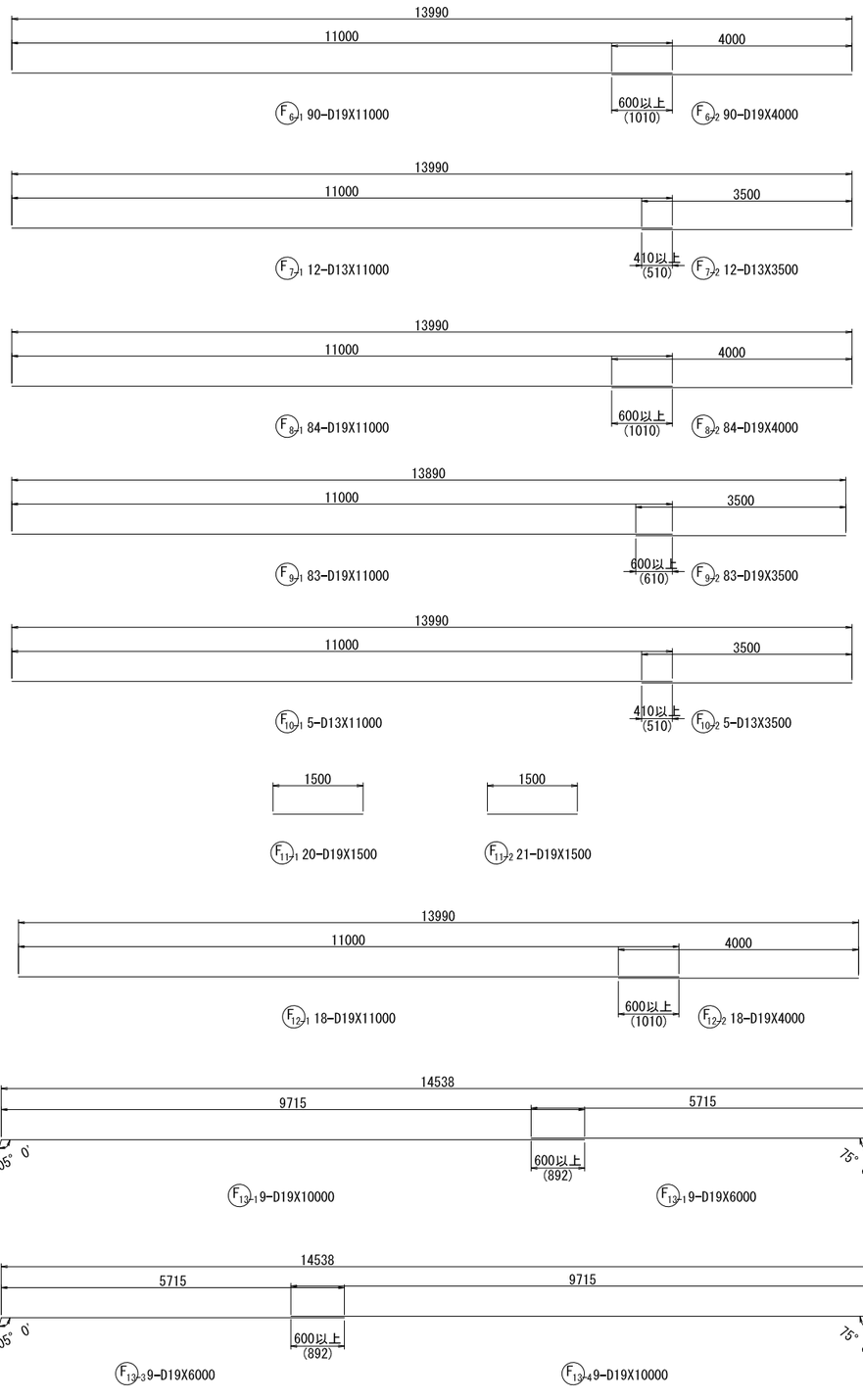


本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

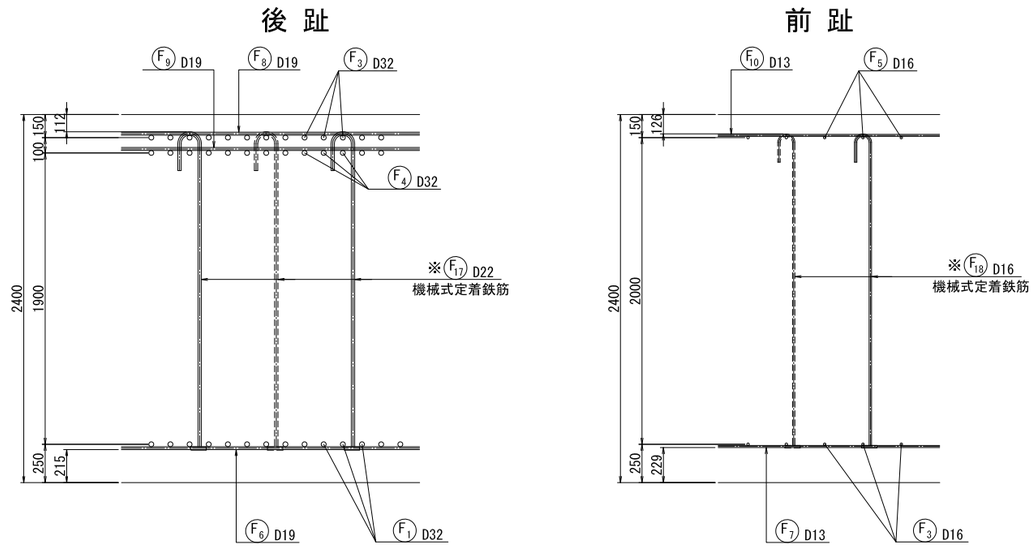
工事名	Ｒ８国道１７号本庄道路忍保川第１橋下部工事		
図面名	Ａ１橋台（下り線）配筋図（８）		
作成年月日	令和　８年　７月　日		
縮　尺	図　示	図面番号	14 ／ 22
会社名	株式会社　東京建設コンサルタント		
事業者名	国土交通省 大宮国道事務所		

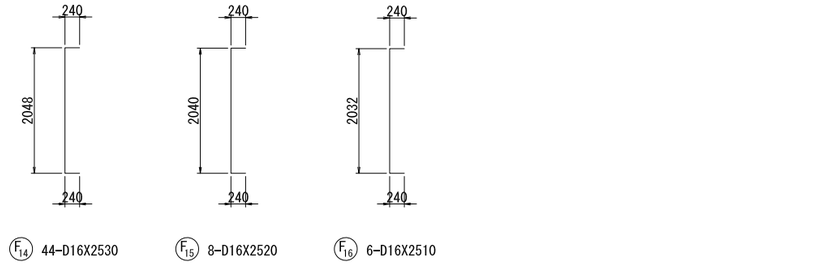
Ａ１橋台（下り線）配筋図（９）

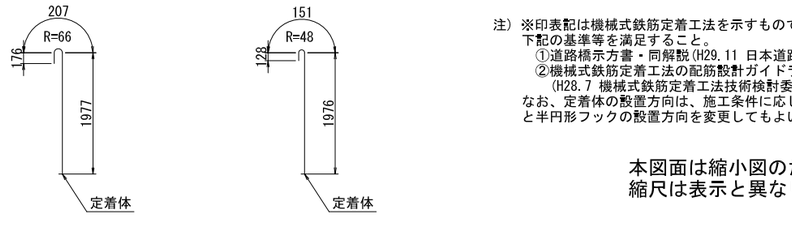
S=1:50



かぶり詳細図　S=1:20







注）※印表記は機械式鉄筋定着工法を示すものであり、
下記の基準等を満足すること。
①道路橋示方書・同解説(H29.11 日本道路協会)
②機械式鉄筋定着工法の配筋設計ガイドライン
(H28.7 機械式鉄筋定着工法技術検討委員会)
なお、定着体の設置方向は、施工条件に応じて定着体と半円形フックの設置方向を変更してもよい。

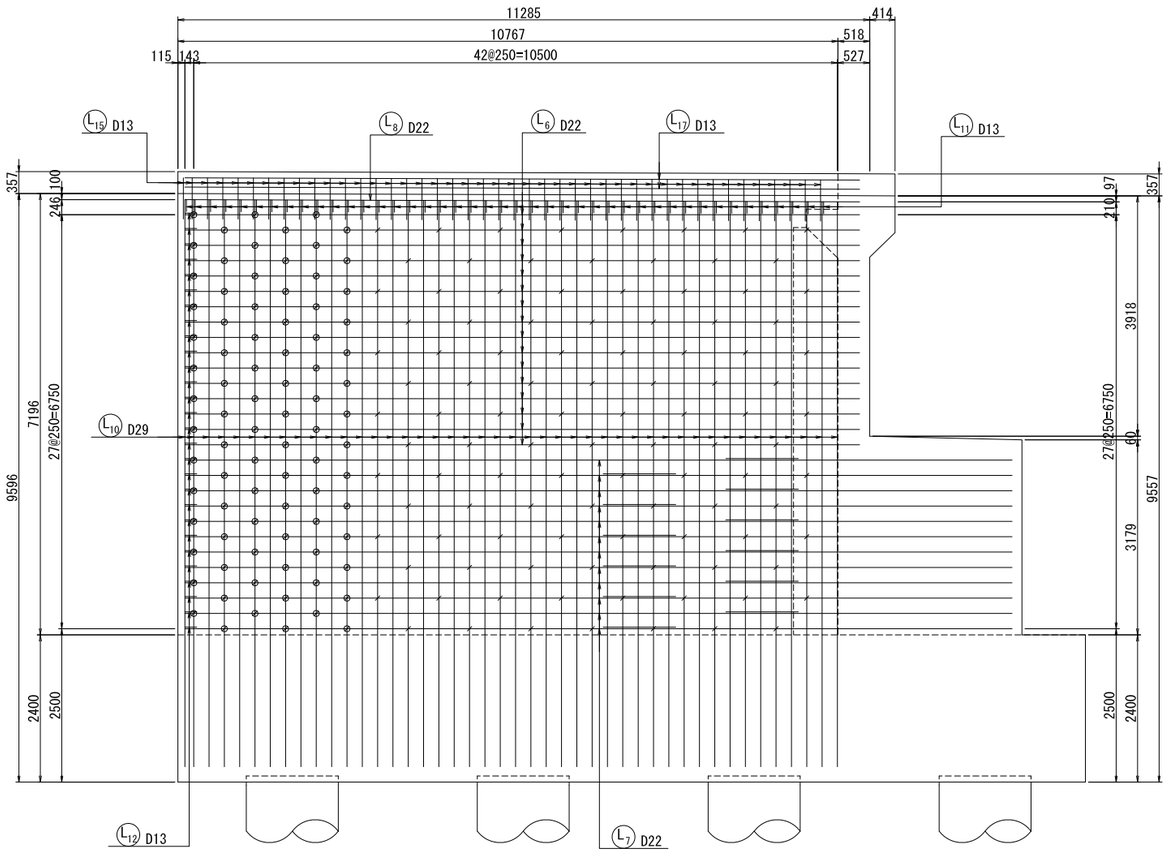
本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工事名	Ｒ８国道１７号本庄道路忍保川第１橋下部工事		
図面名	Ａ１橋台（下り線）配筋図（９）		
作成年月日	令和　８年　７月　日		
縮　尺	図　示	図面番号	15 ／ 22
会社名	株式会社　東京建設コンサルタント		
事業者名	国土交通省 大宮国道事務所		

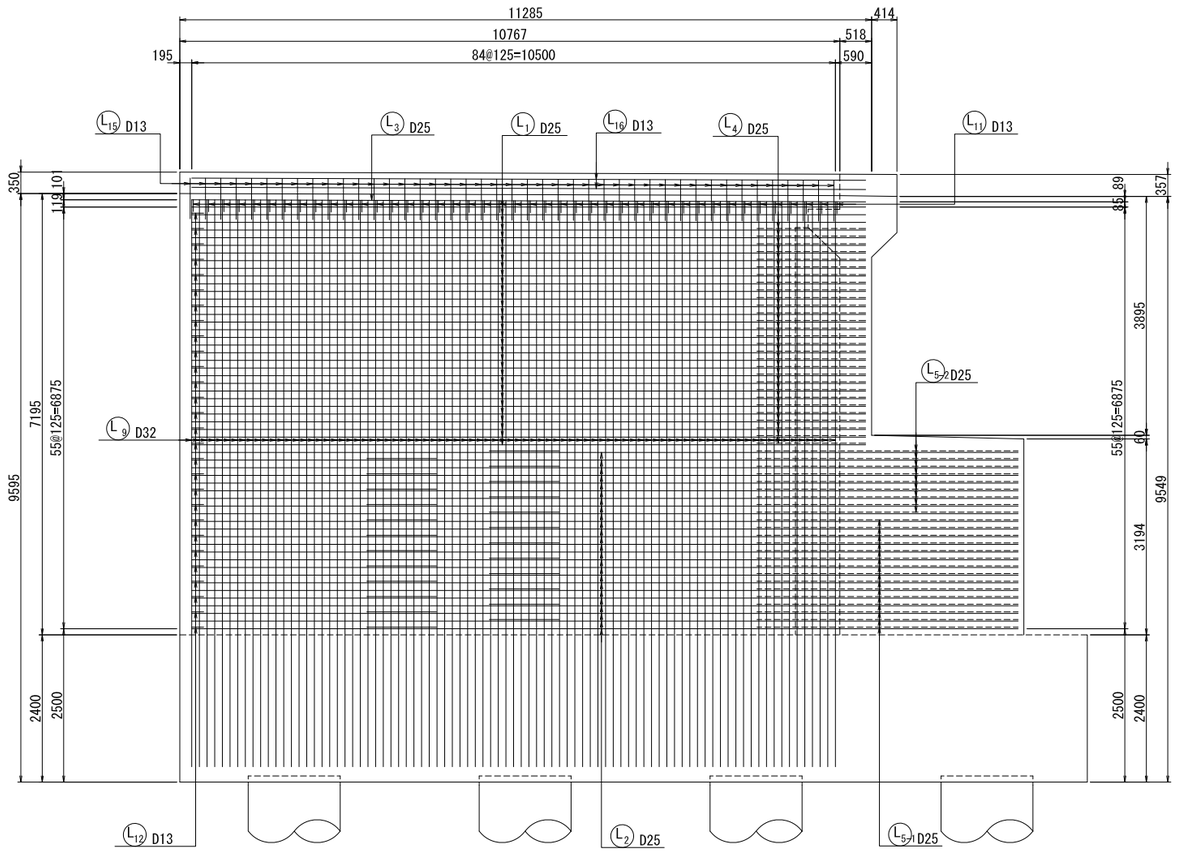
Ａ１橋台（下り線）配筋図（１０）

S=1:50

1 － 1

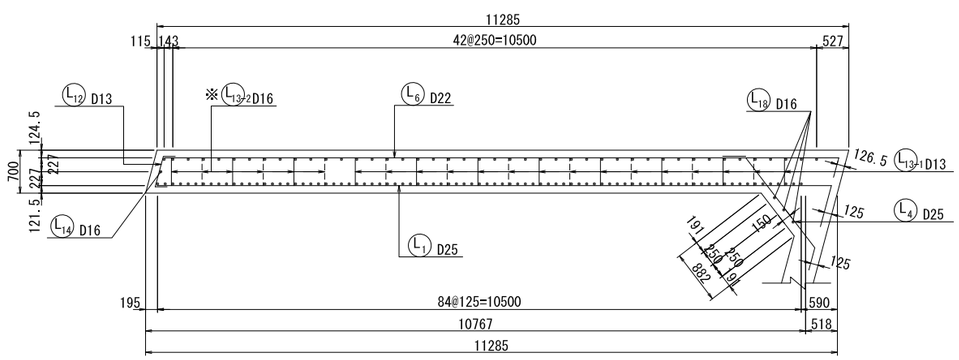


2 － 2

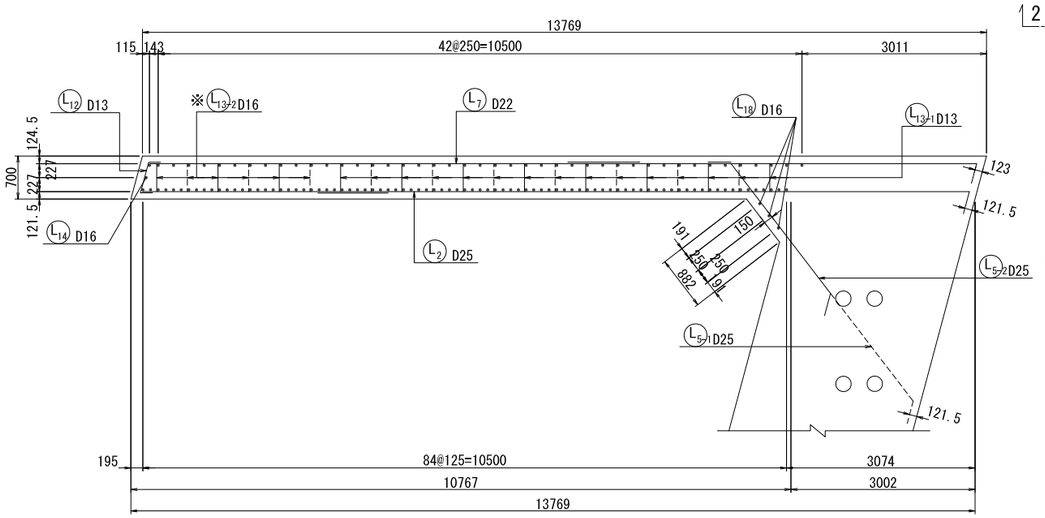


注）／ 鉄筋はL_{13-1}組立を示す。
　　⊘ 鉄筋はL_{13-2}スターラップを示す。

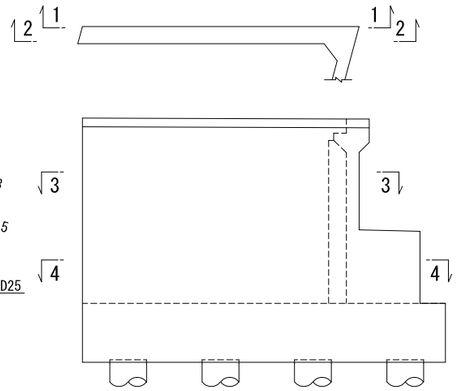
3 － 3



4 － 4



位置図



注）※印表記は機械式鉄筋定着工法を示すものであり、
　　下記の基準等を満足すること。
　　①道路橋示方書・同解説(H29.11 日本道路協会)
　　②機械式鉄筋定着工法の配筋設計ガイドライン
　　(H28.7 機械式鉄筋定着工法技術検討委員会)
　　なお、定着体の設置方向は、施工条件に応じて定着体
　　と半円形フックの設置方向を変更してもよい。

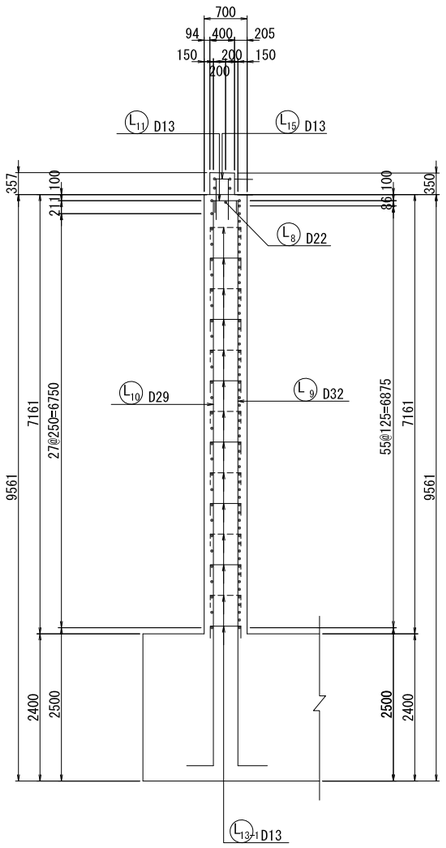
本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工事名	Ｒ８国道１７号本庄道路忍保川第１橋下部工事		
図面名	Ａ１橋台（下り線）配筋図（１０）		
作成年月日	令和　８年　７月　日		
縮　尺	図　示	図面番号	16 ／ 22
会社名	株式会社　東京建設コンサルタント		
事業者名	国土交通省　大宮国道事務所		

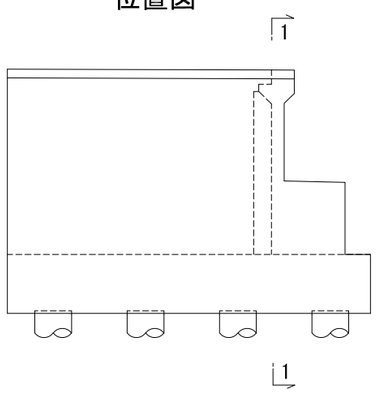
Ａ１橋台（下り線）配筋図（１１）

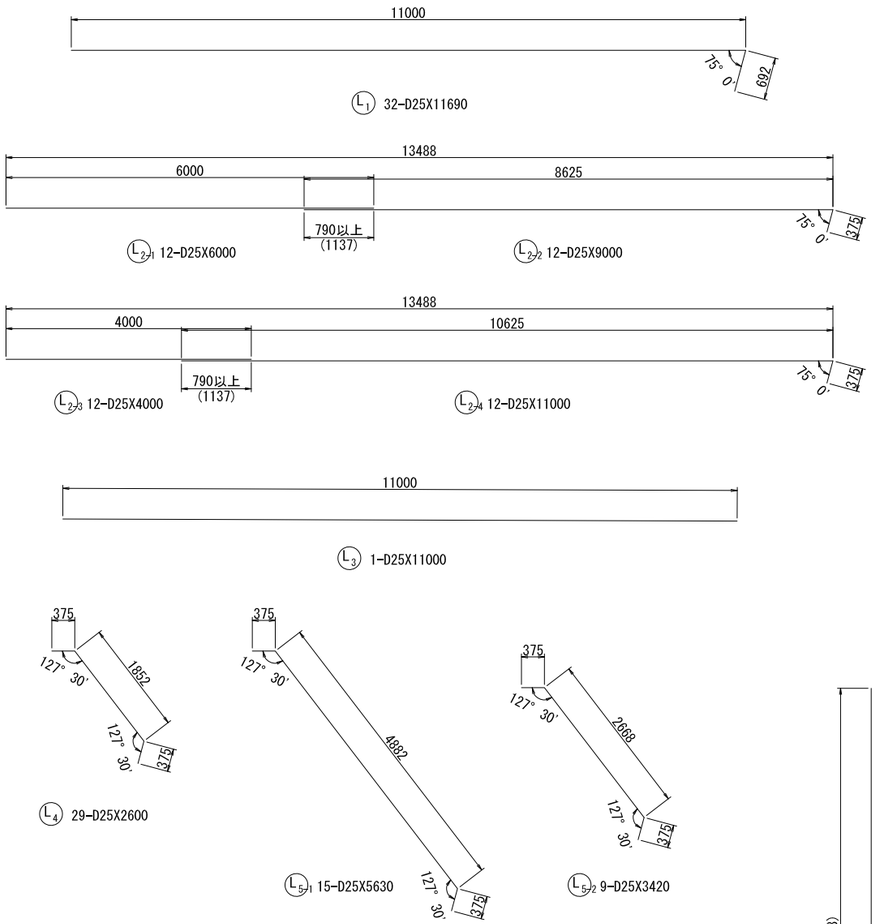
S=1:50

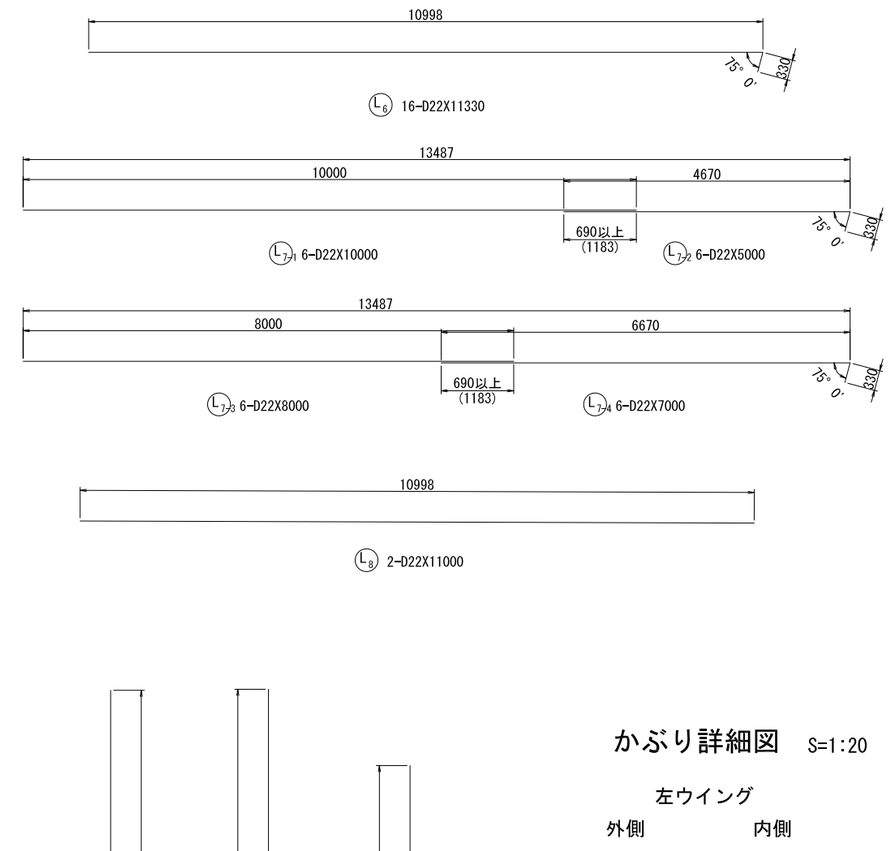
1 － 1

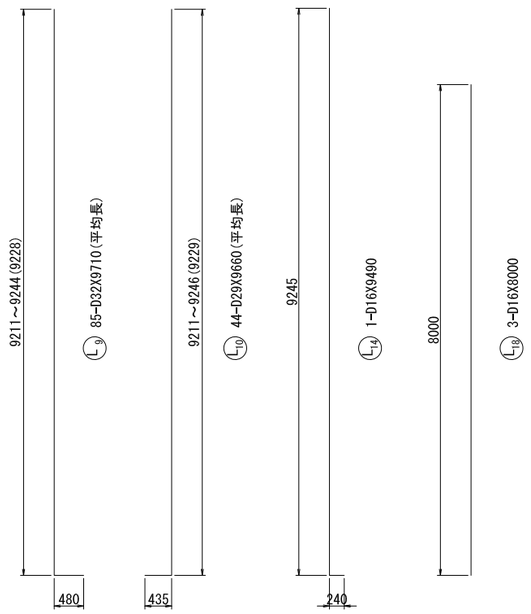


位置図





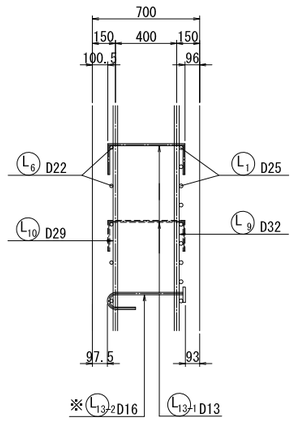




かぶり詳細図　S=1:20

左ウイング

外側　　内側



注）※印表記は機械式鉄筋定着工法を示すものであり、
下記の基準等を満足すること。
①道路橋示方書・同解説(H29.11 日本道路協会)
②機械式鉄筋定着工法の配筋設計ガイドライン
(H28.7 機械式鉄筋定着工法技術検討委員会)
なお、定着体の設置方向は、施工条件に応じて定着体と半円形フックの設置方向を変更してもよい。

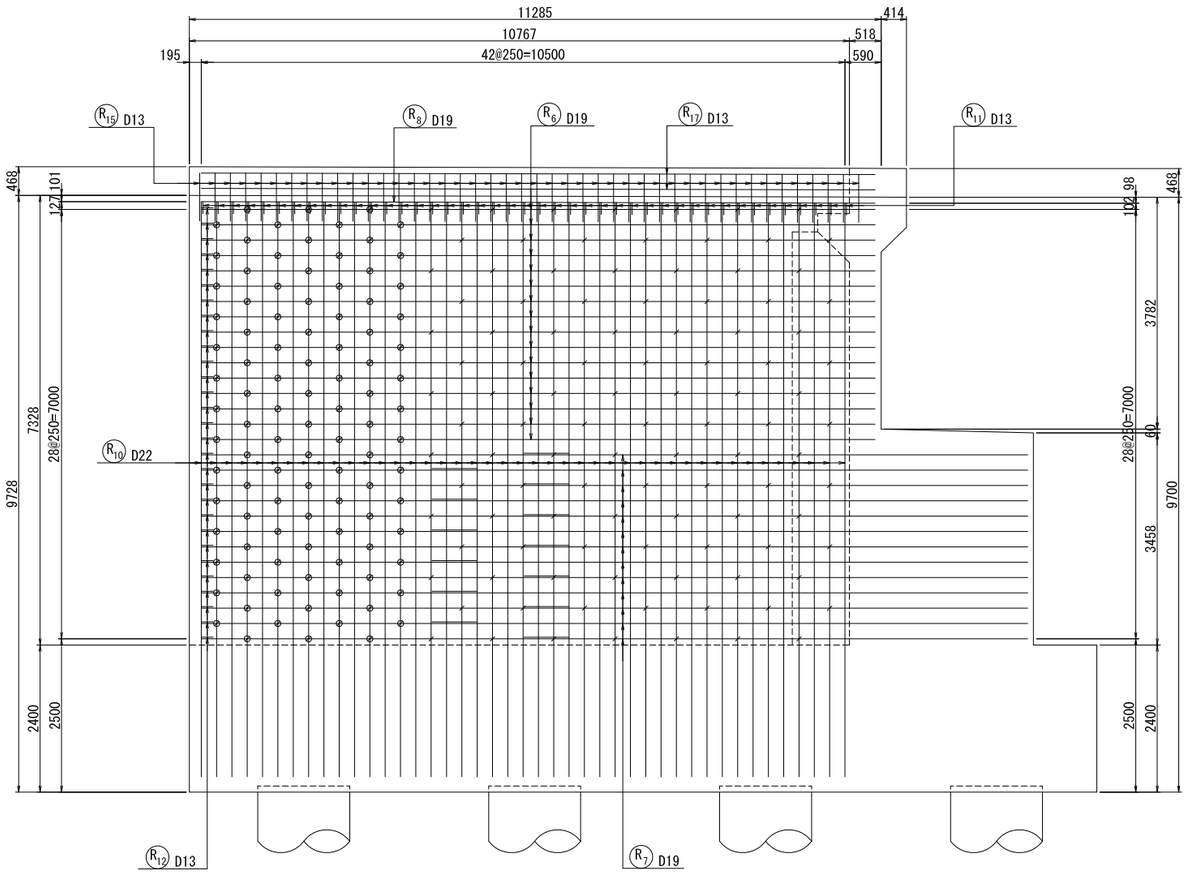
本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工事名	Ｒ８国道１７号本庄道路忍保川第１橋下部工事		
図面名	Ａ１橋台（下り線）配筋図（１１）		
作成年月日	令和　８年　７月　日		
縮　尺	図　示	図面番号	17 ／ 22
会社名	株式会社　東京建設コンサルタント		
事業者名	国土交通省 大宮国道事務所		

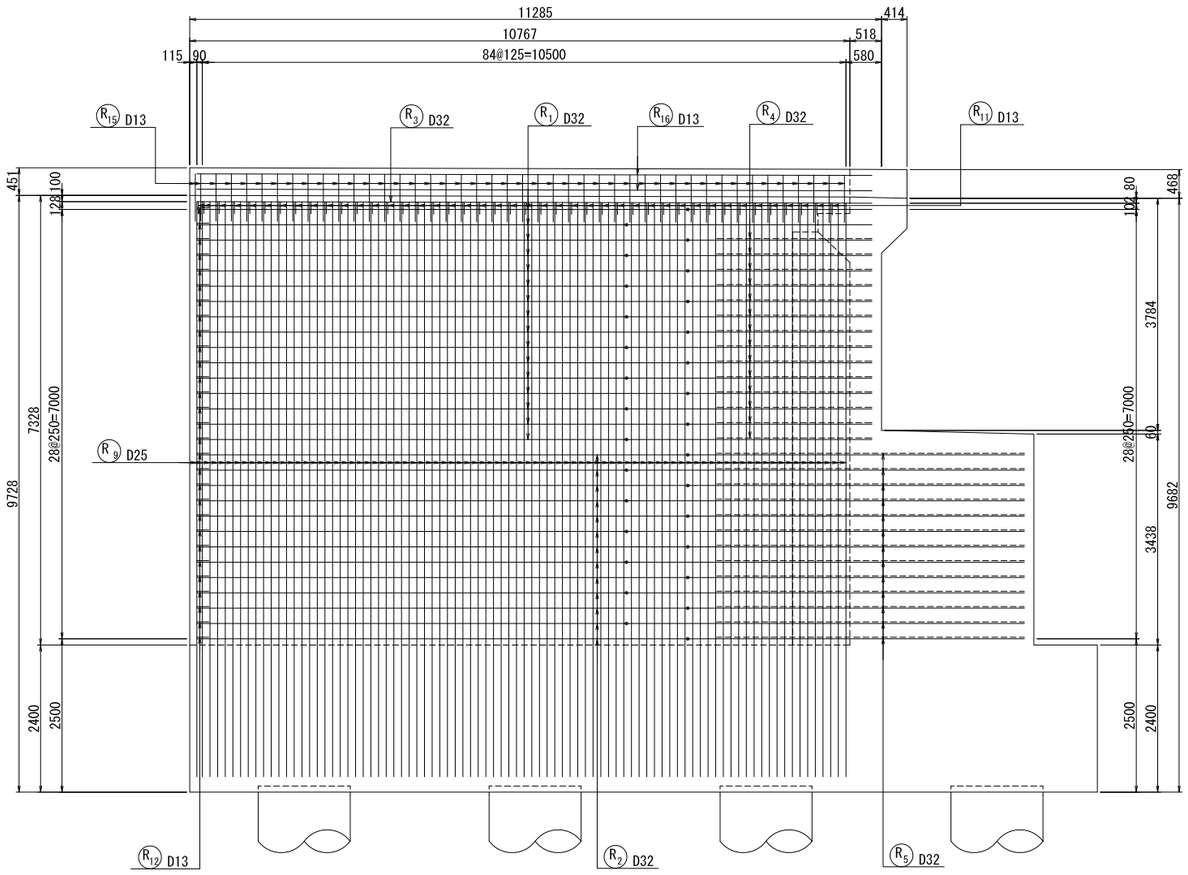
Ａ１橋台（下り線）配筋図（１２）

S=1:50

1 － 1

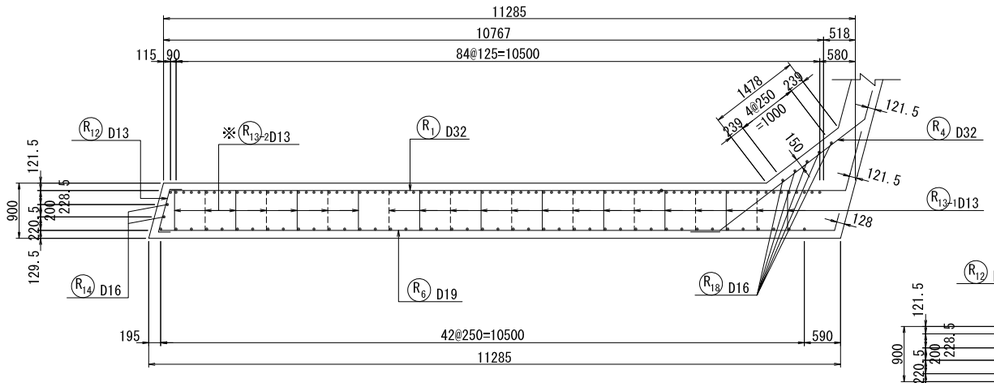


2 － 2

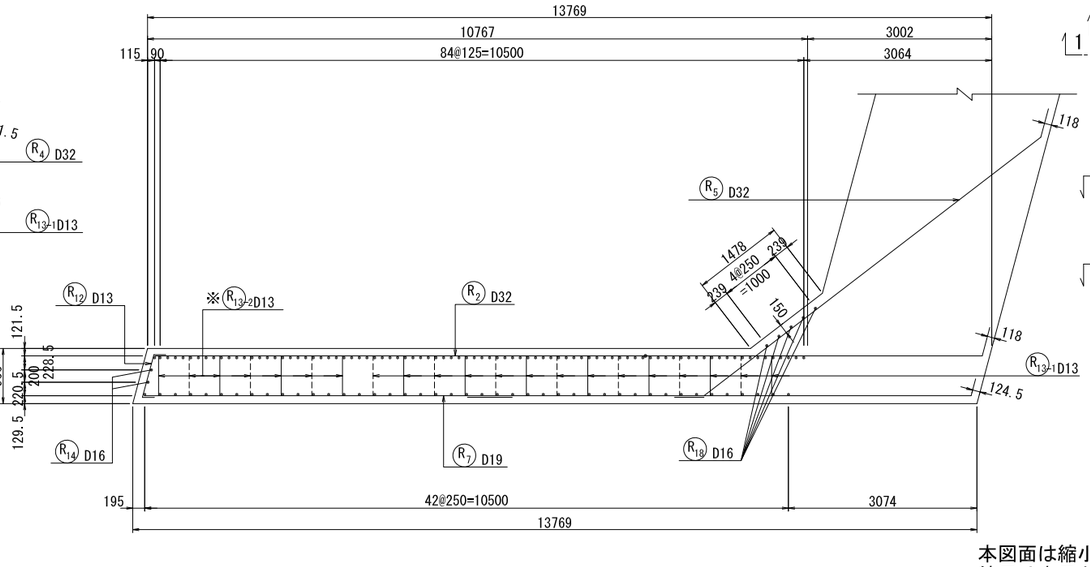


注）／ 鉄筋は(R13-1)組立を示す。
　　⊘ 鉄筋は(R13-2)スターラップを示す。

3 － 3

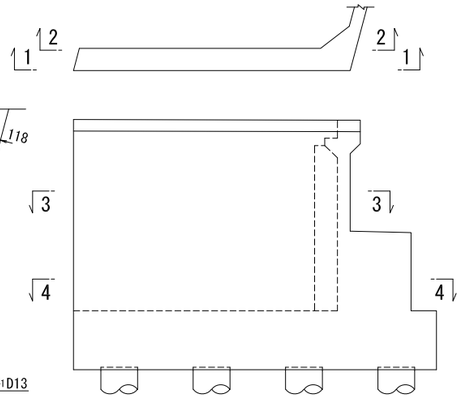


4 － 4



注）※印表記は機械式鉄筋定着工法を示すものであり、
下記の基準等を満足すること。
①道路橋示方書・同解説(H29.11 日本道路協会)
②機械式鉄筋定着工法の配筋設計ガイドライン
(H28.7 機械式鉄筋定着工法技術検討委員会)
なお、定着体の設置方向は、施工条件に応じて定着体と半円形フックの設置方向を変更してもよい。

位置図

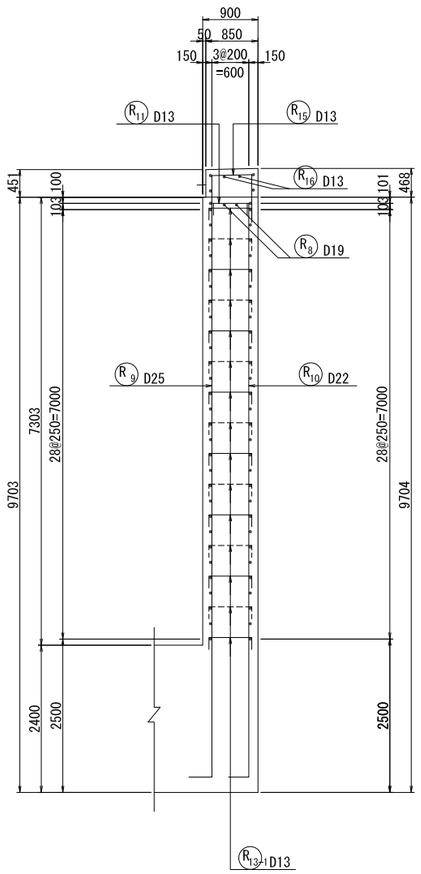


本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

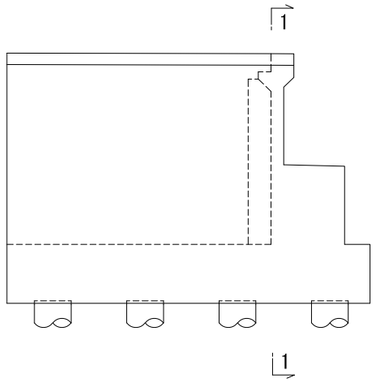
工事名	Ｒ８国道１７号本庄道路忍保川第１橋下部工事		
図面名	Ａ１橋台（下り線）配筋図（１２）		
作成年月日	令和　８年　７月　日		
縮　尺	図　示	図面番号	18 ／ 22
会社名	株式会社　東京建設コンサルタント		
事業者名	国土交通省 大宮国道事務所		

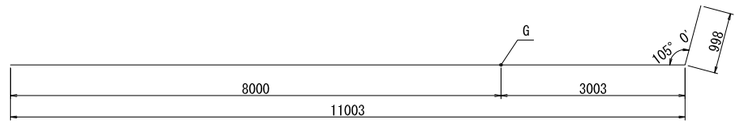
Ａ１橋台（下り線）配筋図（１３）　S=1:50

１－１

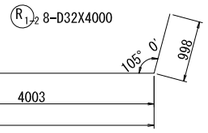


位置図





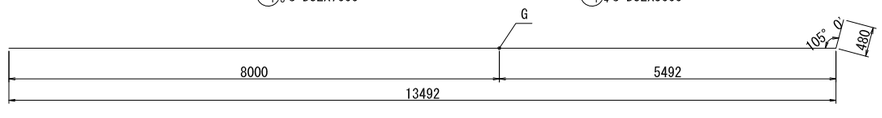
R1-1 8-D32X8000



R1-3 8-D32X7000

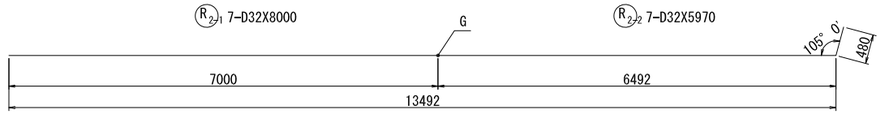
R1-2 8-D32X4000

R1-4 8-D32X5000



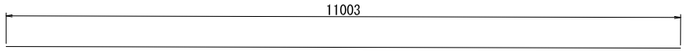
R2-1 7-D32X8000

R2-2 7-D32X5970

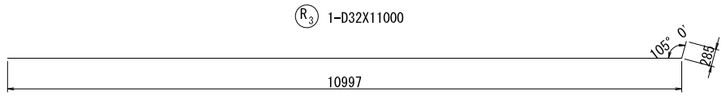


R2-3 6-D32X7000

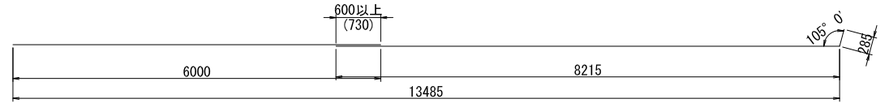
R2-4 6-D32X6970



R3 1-D32X11000

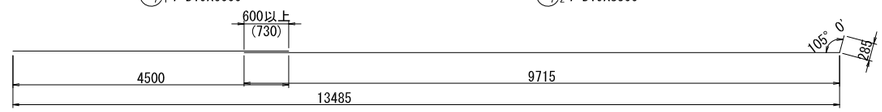


R6 16-D19X11280



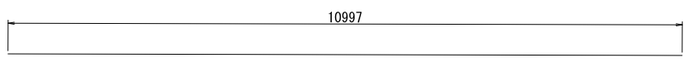
R7-1 7-D19X6000

R7-2 7-D19X8500

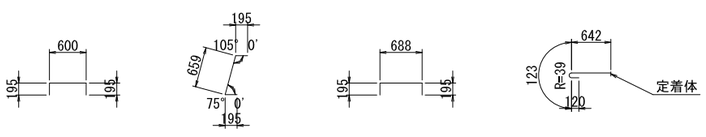


R7-3 6-D19X4500

R7-4 6-D19X10000



R8 3-D19X11000



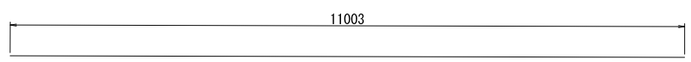
R11 43-D13X990

R12 29-D13X1050

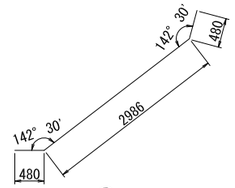
R13-1 105-D13X1080

※R13-2 101-D13X890

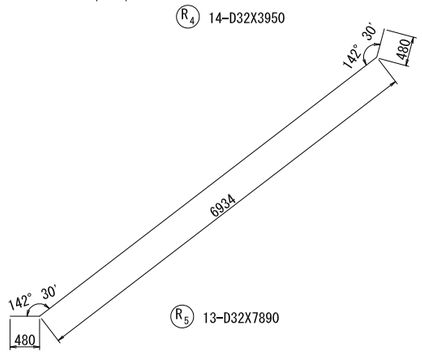
R15 44-D13X2200



R16 4-D13X11000



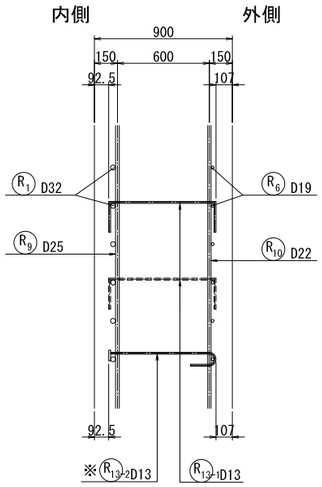
R4 14-D32X3950

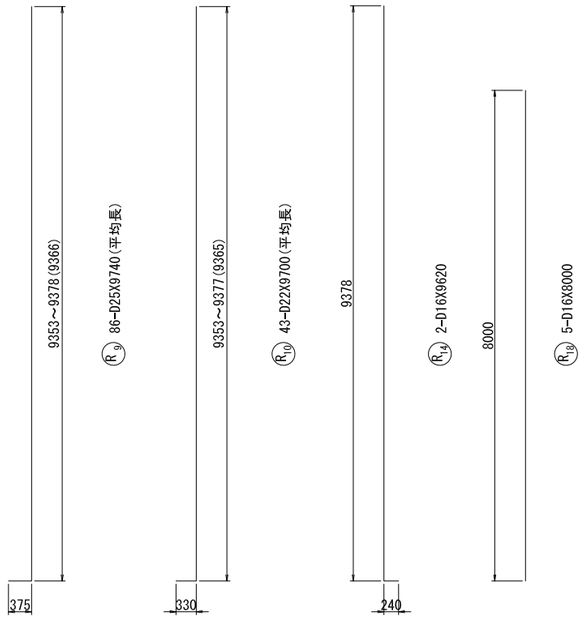


R5 13-D32X7890

かぶり詳細図　S=1:20

右ウイング





R17 2-D13X11000

注）※印表記は機械式鉄筋定着工法を示すものであり、
下記の基準等を満足すること。
①道路橋示方書・同解説(H29.11 日本道路協会)
②機械式鉄筋定着工法の配筋設計ガイドライン
(H28.7 機械式鉄筋定着工法技術検討委員会)
なお、定着体の設置方向は、施工条件に応じて定着体と半円形フックの設置方向を変更してもよい。

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工事名	Ｒ８国道１７号本庄道路忍保川第１橋下部工事		
図面名	Ａ１橋台（下り線）配筋図（１３）		
作成年月日	令和　８年　７月　日		
縮　尺	図　示	図面番号	19 ／ 22
会社名	株式会社　東京建設コンサルタント		
事業者名	国土交通省 大宮国道事務所		

Ａ１橋台（下り線）配筋図（１４）

鉄　筋　表

	符　号	径 (mm)	長　さ (mm)	本数	単位質量 (kg/m)	１本当り質量 (kg)	質　量 (kg)	摘　要
	P 1-1	D25	5000	54	3.98	19.90	1075	
	P 1-2	D25	760	2	3.98	3.02	6	
	P 1-3	D25	3870	2	3.98	15.40	31	
	P 2-1	D25	5000	54	3.98	19.90	1075	
	P 2-2	D25	750	2	3.98	2.99	6	
	P 2-3	D25	3870	2	3.98	15.40	31	
	P 3-1	D25	10000	8	3.98	39.80	318	
	P 3-2	D25	5000	8	3.98	19.90	159	
	P 3-3	D25	5000	8	3.98	19.90	159	
	P 3-4	D25	10000	8	3.98	39.80	318	
	P 3-5	D25	5370	1	3.98	21.37	21	
	P 3-6	D25	7720	1	3.98	30.73	31	
	P 4	D25	3380	14	3.98	13.45	188	
	P 5	D25	3380	13	3.98	13.45	175	
	P 6-1	D25	9500	1	3.98	37.81	38	
	P 6-2	D25	4500	1	3.98	17.91	18	
	P 7-1	D16	9500	14	1.56	14.82	207	
	P 7-2	D16	4000	14	1.56	6.24	87	
	P 7-3	D16	4910	1	1.56	7.66	8	
	P 7-4	D16	7470	1	1.56	11.65	12	
	P 8-1	D16	4500	1	1.56	7.02	7	
	P 8-2	D16	9000	1	1.56	14.04	14	
	P 9-1	D16	2180	48	1.56	3.40	163	
	P 9-2	D16	2220	7	1.56	3.46	24	
	P 10-1	D13	9500	5	0.995	9.45	47	
	P 10-2	D13	4000	5	0.995	3.98	20	
※	P 11	D13	440	191	0.995	0.44	84	
	P 12	D13	1530	4	0.995	1.52	6	
	P 13	D13	1830	4	0.995	1.82	7	
	P 14	D13	2190	4	0.995	2.18	9	
	P 15	D13	730	13	0.995	0.73	9	
	P 16	D13	940	2	0.995	0.94	2	（平均長）
	P 17	D13	1060	4	0.995	1.05	4	
							4359	
	E 1-1	D16	2010	32	1.56	3.14	100	
	E 1-2	D16	2040	2	1.56	3.18	6	
	E 2	D13	8920	4	0.995	8.88	36	
	E 3	D22	500	16	3.04	1.52	24	
							166	
	U 1	D16	770	66	1.56	1.20	79	
	U 2	D16	870	24	1.56	1.36	33	
							112	
	H 1	D16	3110	9	1.56	4.85	44	
	H 2	D16	2260	18	1.56	3.53	64	
	H 3	D16	6690	1	1.56	10.44	10	
	H 4	D16	2960	9	1.56	4.62	42	
	H 5	D16	2190	16	1.56	3.42	55	
	H 6	D16	6250	1	1.56	9.75	10	
							225	
	C 1	D25	2790	63	3.98	11.10	699	
	C 2	D19	6710	15	2.25	15.10	227	
	C 3	D19	2790	14	2.25	6.28	88	
	C 4	D19	1640	112	2.25	3.69	413	
							1427	
	S 1-1	D19	5000	92	2.25	11.25	1035	
	S 1-2	D19	5000	12	2.25	11.25	135	
	S 1-3	D19	2450	4	2.25	5.51	22	
	S 1-4	D19	1700	4	2.25	3.83	15	
	S 1-5	D19	2150	4	2.25	4.84	19	
	S 1-6	D19	2000	4	2.25	4.50	18	
	S 2-1	D19	10500	5	2.25	23.63	118	
	S 2-2	D19	5500	5	2.25	12.38	62	
	S 2-3	D19	5500	3	2.25	12.38	37	
	S 2-4	D19	10500	3	2.25	23.63	71	
	S 3-1	D19	3190	1	2.25	7.18	7	
	S 3-2	D19	940	1	2.25	2.12	2	
	S 3-3	D19	5460	1	2.25	12.29	12	
	S 3-4	D19	750	1	2.25	1.69	2	
	S 3-5	D19	3180	1	2.25	7.16	7	
※	S 4	D19	2950	92	2.25	6.64	611	
	S 5-1	D19	11010	2	2.25	24.77	50	（平均長）
	S 5-2	D19	3770	2	2.25	8.48	17	（平均長）
							2240	

鉄　筋　表

	符　号	径 (mm)	長　さ (mm)	本数	単位質量 (kg/m)	１本当り質量 (kg)	質　量 (kg)	摘　要
	K 1	D25	2000	4	3.98	7.96	32	
	K 2	D16	1700	2	1.56	2.65	5	
	K 3	D25	1600	4	3.98	6.37	25	
	K 4	D25	2300	2	3.98	9.15	18	
							80	
	A 1-1	D32	5500	39	6.23	34.27	1337	
	A 1-2	D32	5000	15	6.23	31.15	467	
	A 2	D32	5500	54	6.23	34.27	1851	
	A 3	D16	5000	10	1.56	7.80	78	
	A 4	D16	5000	10	1.56	7.80	78	
	A 5-1	D19	10010	6	2.25	22.52	135	
	A 5-2	D19	5170	6	2.25	11.63	70	
	A 5-3	D19	6010	6	2.25	13.52	81	
	A 5-4	D19	9170	6	2.25	20.63	124	
	A 6-1	D19	10710	6	2.25	24.10	145	
	A 6-2	D19	4480	6	2.25	10.08	60	
	A 6-3	D19	6710	6	2.25	15.10	91	
	A 6-4	D19	8480	6	2.25	19.08	114	
	A 7	D19	5830	1	2.25	13.12	13	
	A 8	D19	5920	1	2.25	13.32	13	
	A 9-1	D19	6010	1	2.25	13.52	14	
	A 9-2	D19	9180	1	2.25	20.66	21	
	A 10-1	D19	10710	1	2.25	24.10	24	
	A 10-2	D19	4480	1	2.25	10.08	10	
※	A 11	D19	2950	69	2.25	6.64	458	
							5184	
	F 1-1	D32	9000	57	6.23	56.07	3196	
	F 1-2	D32	4610	57	6.23	28.72	1637	(57)
	F 1-3	D32	10000	56	6.23	62.30	3489	
	F 1-4	D32	3610	56	6.23	22.49	1259	(56)
	F 2	D16	5730	57	1.56	8.94	510	
	F 3-1	D32	8000	57	6.23	49.84	2841	
	F 3-2	D32	5940	57	6.23	37.01	2110	(57)
	F 3-3	D32	9000	56	6.23	56.07	3140	
	F 3-4	D32	4940	56	6.23	30.78	1724	(56)
	F 4-1	D32	6000	55	6.23	37.38	2056	
	F 4-2	D32	7840	55	6.23	48.84	2686	(55)
	F 4-3	D32	7000	56	6.23	43.61	2442	
	F 4-4	D32	6840	56	6.23	42.61	2386	(56)
	F 5	D16	1620	57	1.56	2.53	144	
	F 6-1	D19	11000	90	2.25	24.75	2228	
	F 6-2	D19	4000	90	2.25	9.00	810	
	F 7-1	D13	11000	12	0.995	10.95	131	
	F 7-2	D13	3500	12	0.995	3.48	42	
	F 8-1	D19	11000	84	2.25	24.75	2079	
	F 8-2	D19	4000	84	2.25	9.00	756	
	F 9-1	D19	11000	83	2.25	24.75	2054	
	F 9-2	D19	3500	83	2.25	7.88	654	
	F 10-1	D13	11000	5	0.995	10.95	55	
	F 10-2	D13	3500	5	0.995	3.48	17	
	F 11-1	D19	1500	20	2.25	3.38	68	
	F 11-2	D19	1500	21	2.25	3.38	71	
	F 12-1	D19	11000	18	2.25	24.75	446	
	F 12-2	D19	4000	18	2.25	9.00	162	
	F 13-1	D19	10000	9	2.25	22.50	203	
	F 13-1	D19	6000	9	2.25	13.50	122	
	F 13-3	D19	6000	9	2.25	13.50	122	
	F 13-4	D19	10000	9	2.25	22.50	203	
	F 14	D16	2530	44	1.56	3.95	174	
	F 15	D16	2520	8	1.56	3.93	31	
	F 16	D16	2510	6	1.56	3.92	24	
※	F 17	D22	2360	518	3.04	7.17	3714	
※	F 18	D16	2260	28	1.56	3.53	99	
							43885	

機械式鉄筋定着工法数量表

鉄筋径	箇　所　数					
	0 ＜ L ≦ 1m	1m ＜ L ≦ 2m	2m ＜ L ≦ 3m	3m ＜ L ≦ 4m	4m ＜ L ≦ 5m	5m ＜ L ≦ 6m
D13	292	—	—	—	—	—
D16	84	—	28	—	—	—
D19	—	—	161	—	—	—
D22	—	—	266	—	—	—
小　計	376	—	455	—	—	—
合　計	831					

鉄　筋　表

	符　号	径 (mm)	長　さ (mm)	本数	単位質量 (kg/m)	１本当り質量 (kg)	質　量 (kg)	摘　要
	L 1	D25	11690	32	3.98	46.53	1489	
	L 2-1	D25	6000	12	3.98	23.88	287	
	L 2-2	D25	9000	12	3.98	35.82	430	
	L 2-3	D25	4000	12	3.98	15.92	191	
	L 2-4	D25	11000	12	3.98	43.78	525	
	L 3	D25	11000	1	3.98	43.78	44	
	L 4	D25	2600	29	3.98	10.35	300	
	L 5-1	D25	5630	15	3.98	22.41	336	
	L 5-2	D25	3420	9	3.98	13.61	122	
	L 6	D22	11330	16	3.04	34.44	551	
	L 7-1	D22	10000	6	3.04	30.40	182	
	L 7-2	D22	5000	6	3.04	15.20	91	
	L 7-3	D22	8000	6	3.04	24.32	146	
	L 7-4	D22	7000	6	3.04	21.28	128	
	L 8	D22	11000	2	3.04	33.44	67	
	L 9	D32	9710	85	6.23	60.49	5142	（平均長）
	L 10	D29	9660	44	5.04	48.69	2142	（平均長）
	L 11	D13	790	43	0.995	0.79	34	
	L 12	D13	850	28	0.995	0.85	24	
	L 13-1	D13	880	105	0.995	0.88	92	
	L 13-2	D16	720	84	1.56	1.12	94	
※	L 14	D16	9490	1	1.56	14.80	15	
	L 15	D13	1540	43	0.995	1.53	66	
	L 16	D13	11000	2	0.995	10.95	22	
	L 17	D13	11000	2	0.995	10.95	22	
	L 18	D16	8000	3	1.56	12.48	37	
							12579	
	R 1-1	D32	8000	8	6.23	49.84	399	
	R 1-2	D32	4000	8	6.23	24.92	199	(9)
	R 1-3	D32	7000	8	6.23	43.61	349	
	R 1-4	D32	5000	8	6.23	31.15	249	(8)
	R 2-1	D32	8000	7	6.23	49.84	349	
	R 2-2	D32	5970	7	6.23	37.19	260	(6)
	R 2-3	D32	7000	6	6.23	43.61	262	
	R 2-4	D32	6970	6	6.23	43.42	261	(6)
	R 3	D32	11000	1	6.23	68.53	69	
	R 4	D32	3950	14	6.23	24.61	345	
	R 5	D32	7890	13	6.23	49.15	639	
	R 6	D19	11280	16	2.25	25.38	406	
	R 7-1	D19	6000	7	2.25	13.50	95	
	R 7-2	D19	8500	7	2.25	19.13	134	
	R 7-3	D19	4500	6	2.25	10.13	61	
	R 7-4	D19	10000	6	2.25	22.50	135	
	R 8	D19	11000	3	2.25	24.75	74	
	R 9	D25	9740	86	3.98	38.77	3334	（平均長）
	R 10	D22	9700	43	3.04	29.49	1268	（平均長）
	R 11	D13	990	43	0.995	0.99	43	
	R 12	D13	1050	29	0.995	1.04	30	
	R 13-1	D13	1080	105	0.995	1.07	112	
	R 13-2	D13	890	101	0.995	0.89	90	
※	R 14	D16	9620	2	1.56	15.01	30	
	R 15	D13	2200	44	0.995	2.19	96	
	R 16	D13	11000	4	0.995	10.95	44	
	R 17	D13	11000	2	0.995	10.95	22	
	R 18	D16	8000	5	1.56	12.48	62	
							9417	

（ガス圧接箇所）

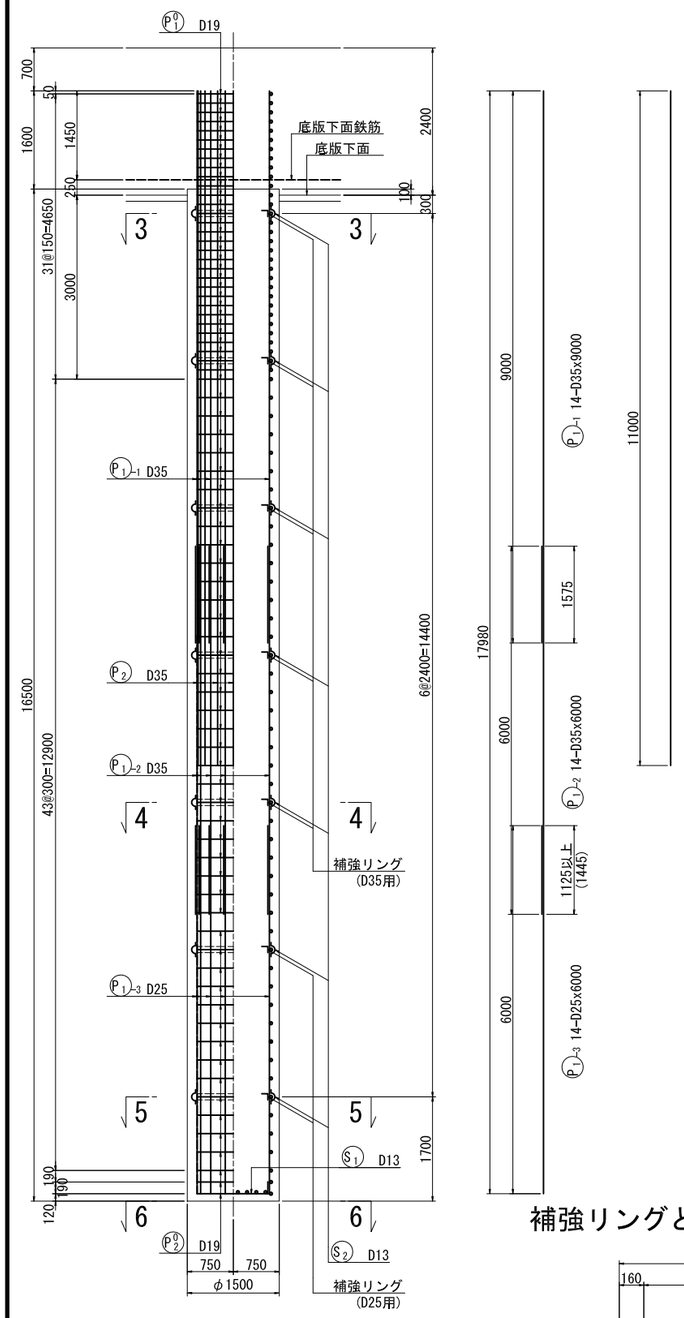
D13	1166	kg	
D16	2346	kg	
D19	15224	kg	
D22	6171	kg	
D25	11481	kg	
D29	2142	kg	
D32	41144	kg	(366)
総質量	79674	kg	(366)

注）※印表記は機械式鉄筋定着工法を示すものであり、
下記の基準等を満足すること。
①道路橋示方書・同解説(H29.11 日本道路協会)
②機械式鉄筋定着工法の配筋設計ガイドライン
(H28.7 機械式鉄筋定着工法技術検討委員会)
なお、定着体の設置方向は、施工条件に応じて定着体と半円形フックの設置方向を変更してもよい。

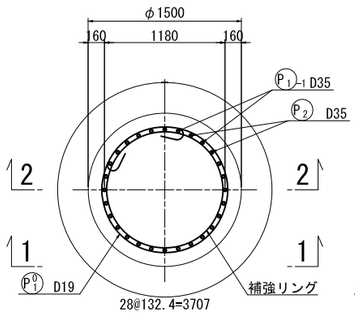
工事名	Ｒ８国道１７号本庄道路忍保川第１橋下部工事		
図面名	Ａ１橋台（下り線）配筋図（１４）		
作成年月日	令和　８年　７月　日		
縮　尺	―	図面番号	20 ／ 22
会社名	株式会社　東京建設コンサルタント		
事業者名	国土交通省 大宮国道事務所		

Ａ１橋台（下り線）場所打ち杭配筋図　S=1:50

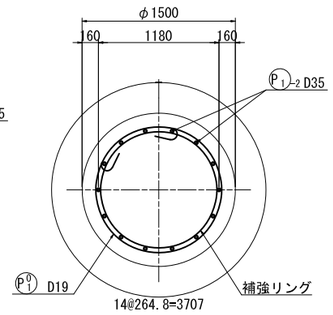
1-1　2-2



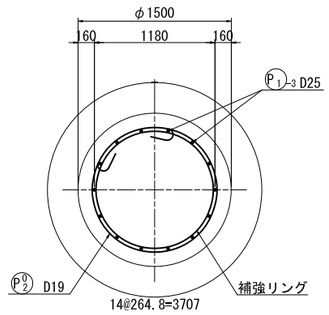
3-3　S=1:30



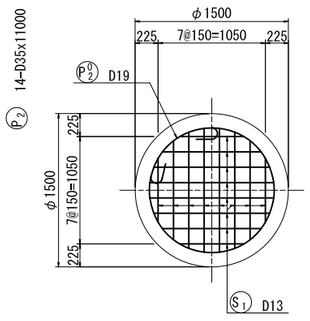
4-4　S=1:30

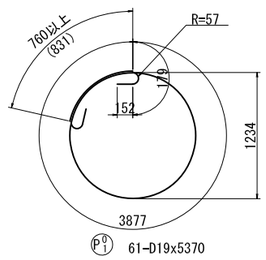


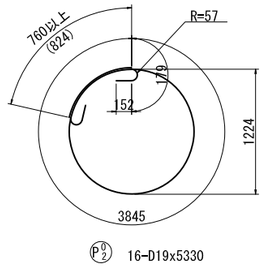
5-5　S=1:30

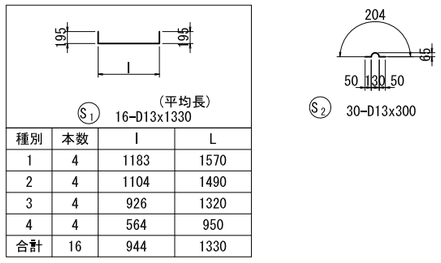


6-6　S=1:30









種別	本数	l	L
1	4	1183	1570
2	4	1104	1490
3	4	926	1320
4	4	564	950
合計	16	944	1330

材料表（杭１本当り）

種別	長さ (mm)	本数 (本)	単位質量 (kg/m)	1本当り質量 (kg)	質量 (kg)	摘要
補強リング固定金具						
L 6×65×65	3578	5	5.91	21.15	106	補強リング(D35用)
L 6×65×65	3610	2	5.91	21.34	43	補強リング(D25用)
Uボルト(D35用)	—	126	—	—	—	主鉄筋と補強リングの固定
Uボルト(D25用)	—	28	—	—	—	主鉄筋と補強リングの固定
スペーサー固定金具						
FB 4.5×32	80	60	1.13	0.090	5	Uボルト固定用
Uボルト(D35用)	—	44	—	—	—	主鉄筋とスペーサーの固定
Uボルト(D25用)	—	16	—	—	—	主鉄筋とスペーサーの固定

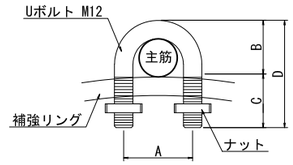
※Uボルト規格
D35・D25用, SS400, 変形時荷重30kN以上
場所打ちコンクリート杭の鉄筋かご無溶接工法
設計・施工に関するガイドラインに準拠

鉄筋表

種別	径	長さ (mm)	本数 (本)	単位質量 (kg/m)	1本当り質量 (kg)	質量 (kg)	摘要
P1-1	D35	9000	14	7.51	67.59	946	
P1-2	D35	6000	14	7.51	45.06	631	
P1-3	D25	6000	14	3.98	23.88	334	
P2	D35	11000	14	7.51	82.61	1157	
						3068	
P0 1	D19	5370	61	2.25	12.08	737	○
P0 2	D19	5330	16	2.25	11.99	192	○
						929	
S1	D13	1330	16	0.995	1.32	21	平均長
S2	D13	300	30	0.995	0.30	9	
						30	

補強リング固定金具概要図　S=1:2

参考図：補強リング固定用Uボルト

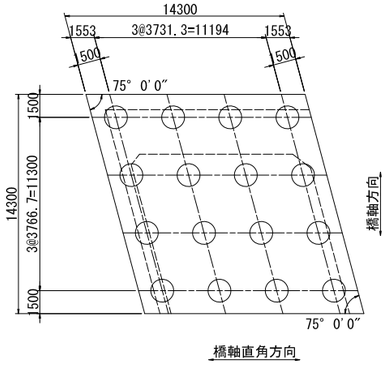


※補強リングと主筋の交差位置は、
全箇所を固定金具で固定する。

Uボルト寸法表(mm)

軸方向鉄筋	A	B	C	D
D35	51	40	45	85
D25	45	35	35	70

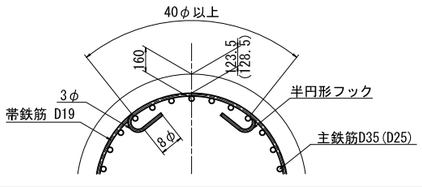
位置図



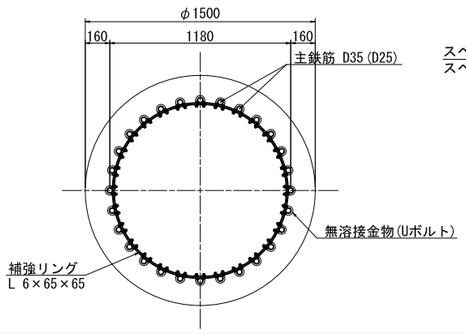
鉄筋集計表

径		SD345 (kg)	圧接箇所数
D10			
D13		30	0
D16 ～ D25	D16		
	D19	929	0
	D22		
	D25	334	0
	小計	1263	0
D29 ～ D32	D29		
	D32		
	小計		
D35		2734	0
D38			
D41			
D51			
合計		4027	0

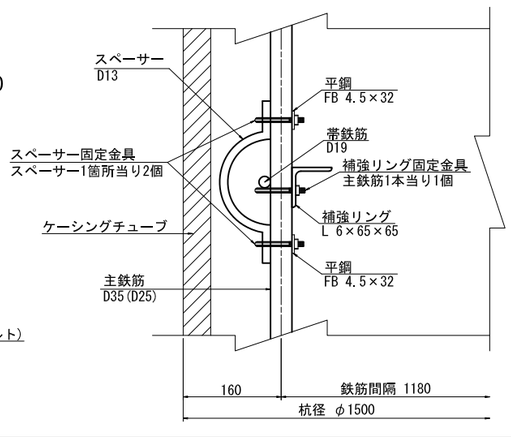
フック形状 かぶり詳細図　S=1:20



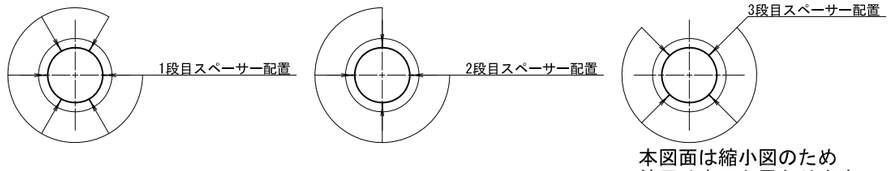
補強リングと主筋金具詳細図　S=1:20



スペーサー参考図　S=1:5



スペーサー配置図（参考図）



本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

注記
1) 1段目のスペーサーは、6箇所設置すること。
2) スペーサーは、1段毎に45°ずらして設置すること。
3) 隣合う帯鉄筋継手部は、同一箇所に集中しないように、千鳥状に配置する。
4) 鉄筋の組み立てにおいては、組み立て上の形状保持のための
溶接は行わないこと。
5) 主鉄筋と帯鉄筋の交差箇所は、4本おきに番線結束するものとし、
固定金具は使用しないこと。

材料表

基礎杭	場所打ち杭コンクリート	σck=24N/mm2 （呼び強度 σck=30N/mm2）
	鉄筋	SD345

工事名	Ｒ８国道１７号本庄道路忍保川第１橋下部工事
図面名	Ａ１橋台（下り線）場所打ち杭配筋図
作成年月日	令和　８年　７月　日
縮　尺	図　示　　図面番号　21 ／ 22
会社名	株式会社　東京建設コンサルタント
事業者名	国土交通省 大宮国道事務所

工事用道路平面図

神保原町

宮本町

下忍保

忍保

忍保川第１橋(下り線) 橋長 L=77800

忍保川第１橋護岸
(施工済み)

L型擁壁
(上り線)
(別途施工)

A1橋台
(下り線)
(今回施工)

作業ヤード整備
(施工済み)

A2橋台
(下り線)
(施工済み)

町道101号線(神保原・八町河原線)

町道1495号線

町道1107号線

町道1108号線

町道1052号線

町道1104号線

作業ヤード整備済み

幹線パイプライン保護
L=85.55m
(別途施工)

中層混合処理
(施工済み)

A1橋台
(上り線)
(別途施工)

補強土壁
(別途施工)

L型擁壁
(上り線)
(別途施工)

忍保川第１橋(上り線) 橋長 L=73.2m

A2橋台
(上り線)
(施工済み)

L型擁壁
(別途施工)

地盤改良
(施工中)

4号函渠
(施工中)

地盤改良

No.478 No.479 No.480 No.481 No.482 No.483 No.484 No.485 No.486 No.487 No.488 No.489 No.490 No.491 No.492 No.493 No.494 No.495 No.496 No.497

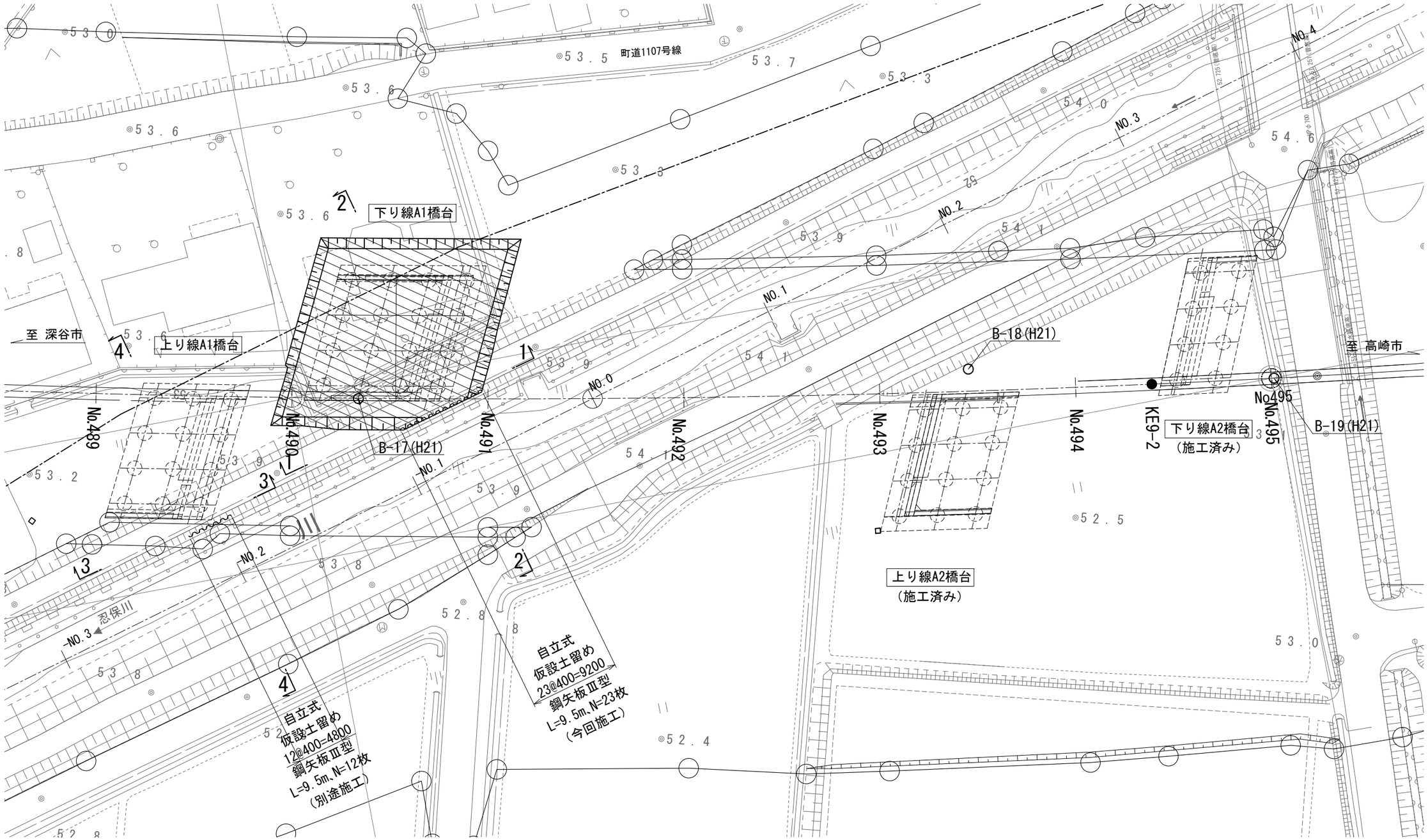
14号分水工制御盤

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工事名	R8国道17号本庄道路忍保川第1橋下部工事		
図面名	工事用道路平面図		
作成年月日	令和 8 年 7 月 日		
縮 尺	図 示	図面番号	22 ／ 22
会社名			
事業者名	国土交通省 大宮国道事務所		

仮設計画図（１）（参考図）
忍保川第１橋

平 面 図 S=1:200



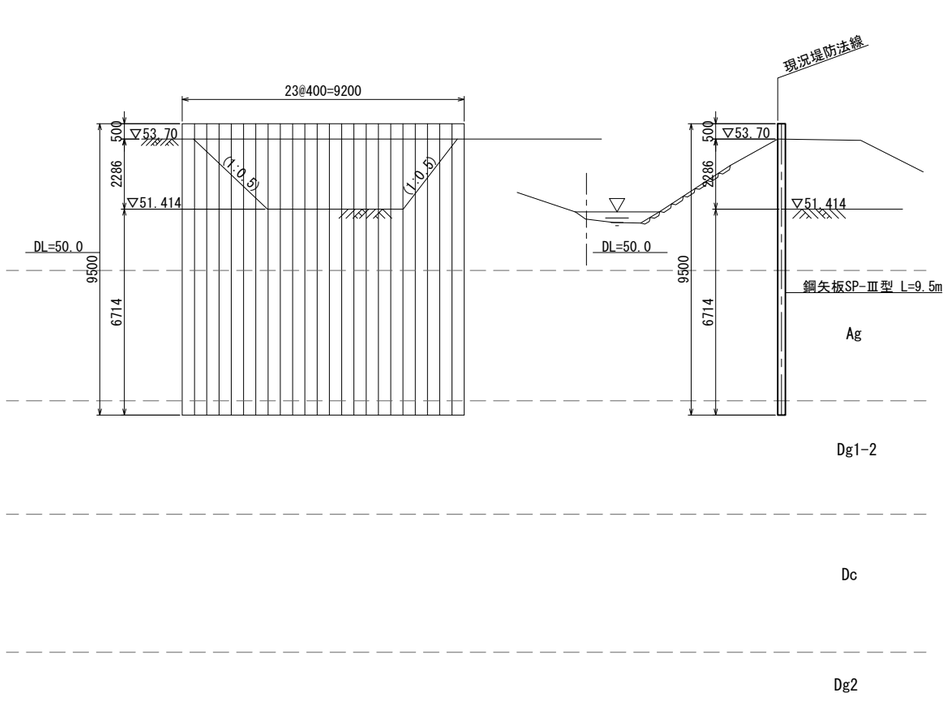
本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工事名	R８国道１７号本庄道路忍保川第１橋下部工事		
図面名	仮設計画図（１）（参考図）		
作成年月日	令和　８　年　７月　日		
縮　尺	図 示	図面番号	１ ／ ２
会社名	株式会社　東京建設コンサルタント		
事業者名	国土交通省　大宮国道事務所		

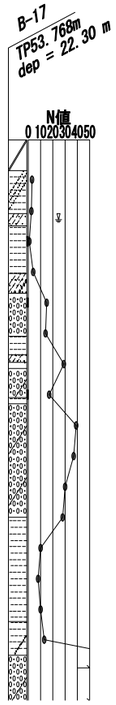
仮設計画図（２）（参考図）
忍保川第１橋

S=1:100

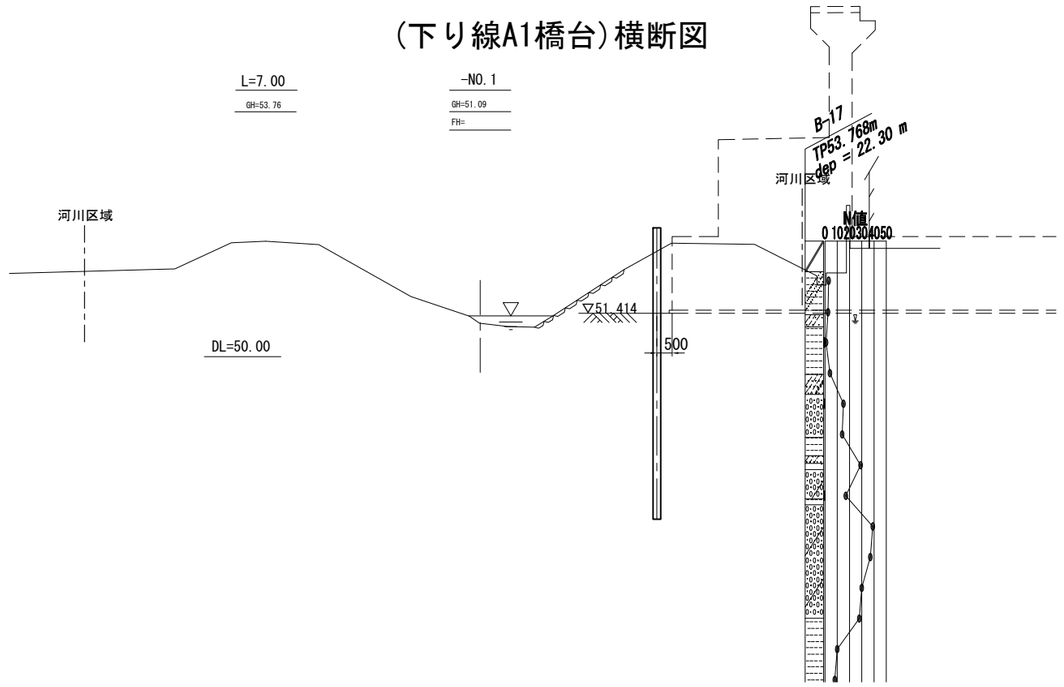
1-1(下り線A1橋台)展開図 S=1:100



2-2(下り線A1橋台)断面図



(下り線A1橋台)横断図



本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

※1. 土留め鋼矢板長はつかみしろ50cmを考慮している。
　　土留め鋼矢板の打込み前に、溝掘り等の現況堤防の掘削を行わないこと。
※2. 現況河川の河積を侵さないように、土留め鋼矢板は現況堤防法線の堤内側に打設すること。
※3. 現況堤防高は「平成22年度本庄道路道路予備設計他業務委託 大日本コンサルタント株式会社」の
　　河川測量横断図の近傍断面によった。施工時に現況堤防高を確認し掘削高さが異なる場合は、
　　土留め鋼矢板の仕様を見直すこと。

工事名	R８国道１７号本庄道路忍保川第１橋下部工事		
図面名	仮設計画図（２）（参考図）		
作成年月日	令和　８　年　７月　日		
縮　尺	図 示	図面番号	２ ／ ２
会社名	株式会社　東京建設コンサルタント		
事業者名	国土交通省　大宮国道事務所		